

国の行財政改革評価研究会 最終報告書

平成17年3月

全国知事会 国の行財政改革評価研究会

目 次

はじめに	1
国の行政改革・財政改革の動向	4
国への具体的提言	5
1 情報公開の推進	
提言1 情報公開の在り方	
(1) 適正さを欠く情報公開の運用	5
(2) 聖域なき情報公開 いわゆる機密費について	9
(3) 納税者訴訟の導入	10
2 入札制度の改革	
提言2 入札制度の改革	
(1) 一般競争入札の普及拡大	11
(2) 第三者機関による入札監視機能等の強化	14
(3) 積算基準の設定プロセスの透明性向上	16
(4) 入札制度から見た公共事業に係る補助金行政の弊害	17
3 総額人件費の抑制	
提言3 - 1 国家公務員数の削減	
(1) 公務員数削減の目標と達成状況	18
(2) 組織改革と公務員数削減の連動状況	19
(3) 地方分権と公務員数削減の連動状況	22
提言3 - 2 国家公務員給与等の削減	
(1) 給与情報の公開についての評価	25
(2) 給与等の削減についての評価	26

提言 3 - 3 生産性向上の視点からの公務員制度改革	
(1) 生産性向上のための人事・給与制度	28
(2) 給与構造の見直し	29
(3) 多様な人材の確保と人材配置の大胆な流動化	29
(4) 天下りの抑止と関係法人への財政支出の根絶	30

4 国関係法人の見直し

提言 4 - 1 徹底した特殊法人等改革等の推進	
(1) 特殊法人等改革等の抜本の見直し	31
(2) 第三者機関による客観的な評価を踏まえた徹底的な見直し	35
(3) 関係法人に対する歳出の合理化	36
提言 4 - 2 関係法人の役員報酬等の適正化	40
提言 4 - 3 公益法人が行う検査・検定事業の見直し	44
提言 4 - 4 法人見直しに伴う情報公開	45
提言 4 - 5 地方における関係法人の見直しへの対応	
(1) 関係法人の見直しに伴う法令・制度上の障壁に関する課題	46
(2) 国の政策誘導により地方に設立した法人の経営悪化に関する課題	47

5 その他

提言 5 国民の目線から乖離した規律の乱れの是正	48
提言 6 地方債務を拡大させた政策誘導に対する責任	51

国の行政改革・財政改革が進まない要因	53
--------------------	----

おわりに	56
------	----

[資 料] 全国都道府県調査	59
知事交際費関係文書の開示状況	
入札制度の状況	
人員削減目標の設定・進捗状況	
給与情報の公表状況	
関係法人の見直し状況	
[参考 1] 国の行財政改革評価研究会構成員	84
[参考 2] 国の行財政改革評価研究会の開催経過	85

はじめに

我が国の財政は、バブル崩壊以降長期の経済停滞の影響もあり、国家予算は歳出の半分近くが借金で賄われ、国と地方を合わせた長期債務は、平成17年度末にはGDPの1.5倍に当たる770兆円もの天文学的数字に膨らむと見込まれており、既に破産状態にあると言ってもけっして過言ではない。(図1参照)こうした事態を招いた原因は、政治の怠慢によるガバナンスの欠如と中央府省の省益墨守の姿勢による問題の先送りをもたらしたものであることは明らかである。

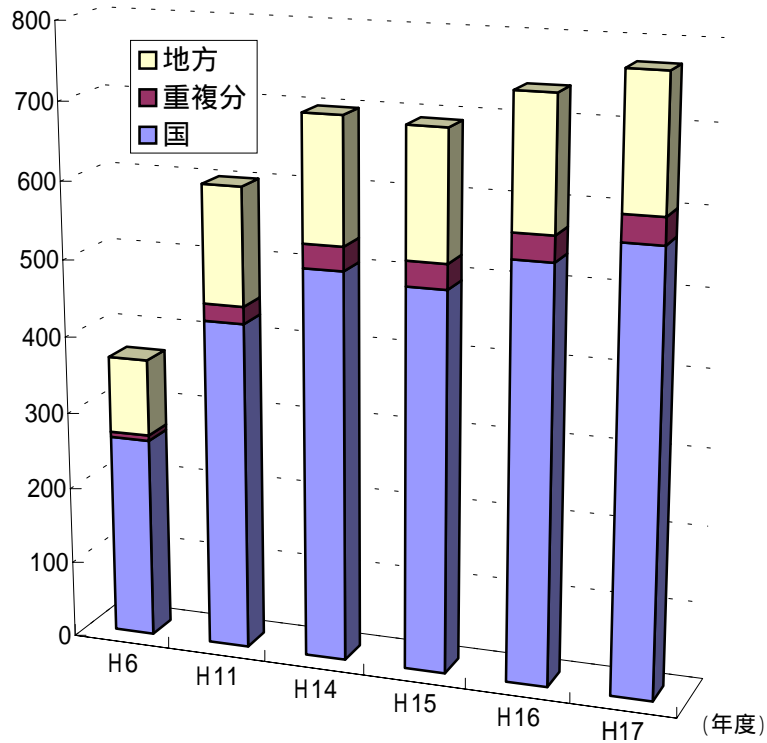
地方においては、国による政策誘導的な事業や相次ぐ景気対策に呼応したことにより債務は大きく膨張したが、各自治体は、情報公開への取組に始まって、入札制度の改革、評価の導入による事業の見直し、職員数の大幅な削減、人事委員会勧告を上回る給与カット、地方公営企業や外郭団体の見直し等、国に先んじて自らの身を切る血の滲むような行財政改革に積極的に取り組んでいる。

その一方で、国は、自らの歳出の抑制には本腰を入れて取り組まず、結果としてその債務残高は、地方を上回る尋常ならぬ伸びを示すとともに、プライマリーバランスの黒字化には程遠い状況となっている。(図2、図3参照)こうした中で、国は「三位一体の改革」に名を借りて、平成16年度、税源移譲をおろそかにしながら、突如として地方交付税等の大幅な削減を行うに至った。地方側の抗議によって、平成17、18年度は一般財源の総額が確保されることとなったものの、今後も、国は自らの責任には全く言及しない中で交付税の大幅な削減を行う方針であることには変わりなく、地方の大きな負担の上に国の財政再建を進めようとしていると言え、全くの愚行と言わざるを得ない。

このような状況の中で、地方自治体や経済界を中心に、「国こそ行財政改革に熱心に取り組んできたか怪しい状況であり、これを検証すべきである」とする声が日増しに高まっている。

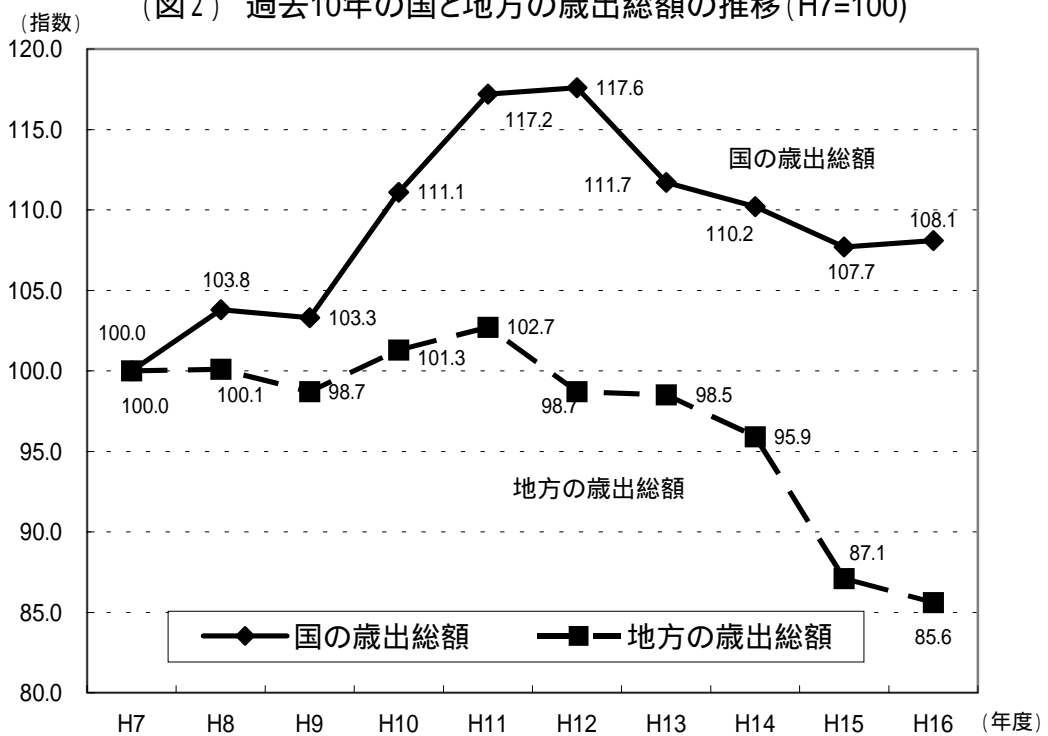
本研究会は、こうした声を受け、幅広い行財政改革の取組の中でも特に地方の取組と比較する中で、国の対応が遅れている事項を中心に国の改革の取組を厳しく評価し、不十分な点については、国に対して、これを即座に改め自ら身を切る迅速かつ強力な改革を断行するよう提言するものである。

(単位:兆円) (図1) 国と地方の長期債務残高の推移



(出典:財務省財政関係資料から長野県作成)

(図2) 過去10年の国と地方の歳出総額の推移 (H7=100)

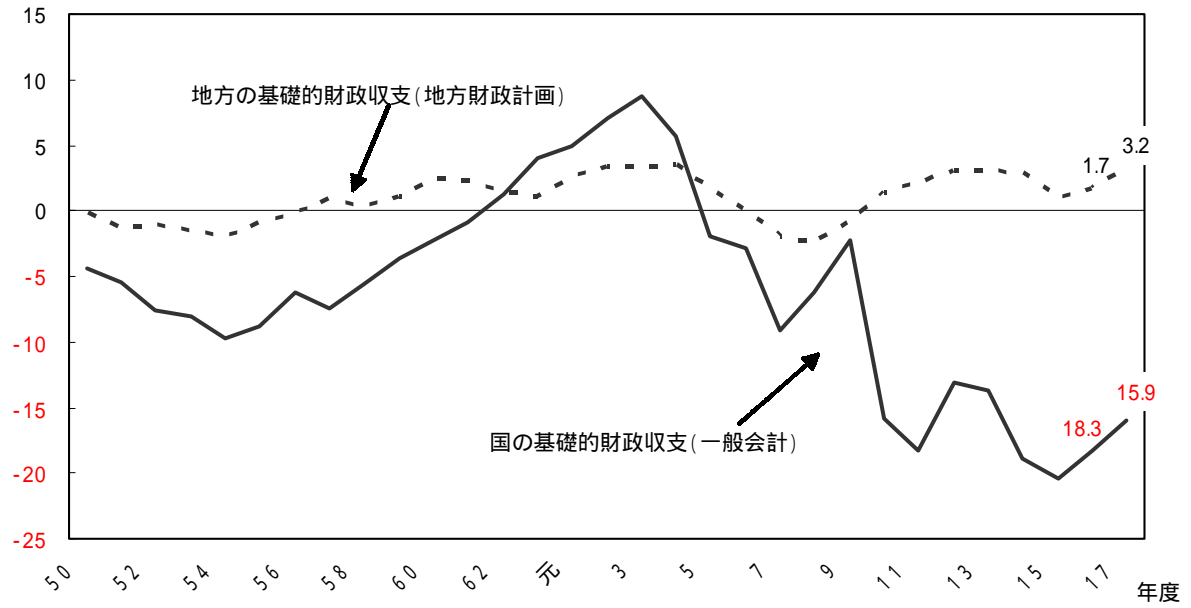


(出典:総務省資料)

(注) 平成14年度までは決算額は、15年度及び16年度は、国は当初予算、地方は地方財政計画である。

(兆円)

(図3) 国と地方の基礎的財政収支の推移



(出典) 財務省ホームページ

(注) 1. 国の16年度までは補正後予算ベース、17年度は当初予算ベース。

2. 地方の17年度は地方財政収支見通しベース。

国の行政改革・財政改革の動向

まずは、国の行政改革・財政改革の全体的な動向を概観する。

行政改革については、平成12年に国の行政改革の基本指針となる「行政改革大綱」(以下「12年大綱」)を閣議決定している。12年大綱には、特殊法人等の改革から公務員制度改革、地方分権、規制改革、電子政府の実現、中央省庁等改革の実施に至るまでの取組が書き込まれており、総務省行政管理局と内閣府行政改革推進事務局を中心に各省が分掌して推進する体制となっている。12年大綱では、具体的な取組とともに定員削減などの幾つかの数値目標が掲げられており、総務省行政管理局が、毎年度フォローアップ調査を行い、目標の達成状況をはじめ各取組の状況を公表している。しかし、当初の目標に対して遅れている部分についてどのような指導がなされ、どのような措置が新たに講じられたのかは必ずしも明らかではない。

なお、12年大綱を一部上書きする形で、平成16年12月に新たに「今後の行政改革の方針について」が閣議決定され、12年大綱よりは踏み込んだ目標と取組の具体的計画が策定されるに至った。しかしながら、定員削減計画の前倒しや内部管理業務の電子化による効率性の向上など、地方では既に実施済みの取組に国がようやく取りかかろうとしている姿が見てとれる。今後、国がこの新たな方針に基づいた取組を積極的に実施していくかどうか注視していく必要がある。

また、財政改革については、首相の諮問機関である経済財政諮問会議が、平成13年から毎年策定している2つの指針、すなわち「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)とより中期的な展望を示した「構造改革と経済財政の中期展望」(「改革と展望」)の中で、取組の基本的方向を定めている。初年度の「基本方針」では、国債発行額30兆円以下への抑制、プライマリーバランスの黒字化などの目標を掲げていたが、国債発行額の抑制目標は早々に達成を断念している。また、同じく初年度の「改革と展望」では、プライマリーバランスの黒字化の目標を2010年代初頭としているが、どのような具体的取組で黒字化に辿り着くのか、どのような具体的方策によって天文学的数字に至った債務を解消させていくかは必ずしも明快に示されていない。その一方で、地方財政についての言及では、全体として地方財政を問題視し、その歳出削減を強調している傾向があることを否定できない。

以上のような国の行財政改革の大きな流れを踏まえつつ、以下、地方の先進的取組との比較において、特に問題点を指摘すべき事項を取り上げ、具体的に提言を行う。

1 情報公開の推進

提言 1 情報公開の在り方

- (1) 情報公開は、参加型民主主義のために必要なコストであることを強く認識し、行政における公正の確保及び透明性の向上のために、情報公開制度を適正に運用すること。
- (2) 行政運営の腐敗を防ぐためには、機密費などの秘匿すべきものと考えられている情報であっても、情報公開の聖域を設けず、情報の開示を進めること。
- (3) 国民との緊張関係の下で、国が行財政改革を推進していくためには、情報公開の在り方を改めるだけでなく、国民が納税者の権利として国の責任を追及できる訴訟制度(タックスペイヤー訴訟)を導入すべきであること。

(1) 適正さを欠く情報公開の運用

国の情報公開は、大きく遅れている。

国の情報公開制度は地方における情報公開制度とその運用実績を踏まえて作られているものの、国は、今なお、地方自治体はその経験の中で得てきた情報公開の精神を学び取っていない。

地方の先進的な取組

わが国における情報公開法制度においては、国よりも地方自治体において積極的に推し進められてきた。

すなわち、山形県金山町や神奈川県による「情報公開条例」の制定を嚆矢として、地方自治体が先導的な役割を果たしており、情報公開制度の進展における先進的自治体の業績は高く評価されている。

しかし、地方自治体における情報公開については必ずしもきれい事ではなかったのも事実である。例えば、宮城県は情報公開の先進県としての評価を得ているが、平成7年に情

報公開条例により開示を受けた文書を分析した市民団体から食糧費や旅費の不適正支出についての指摘、追及を受けたことから、内部調査を徹底して行い、すべてを公開し、その結果として職員の大量処分と計 8 億円にも上る不正支出金の返還を行っている。この中で「逃げたい、隠したい、ごまかしたい」という迷いから「逃げられない、隠せない、ごまかせない」という切実な認識が生まれ、初めて現在のスローガンである「逃げない、隠さない、ごまかさない」というところまで到達することができた。県庁全体がもがき苦しむ経験から教訓を得て、情報公開の精神が職員の間根付き、情報公開の重要性が理解されていることで、情報公開がシステムとして意識しないぐらいに定着している。

国の取組状況とその評価

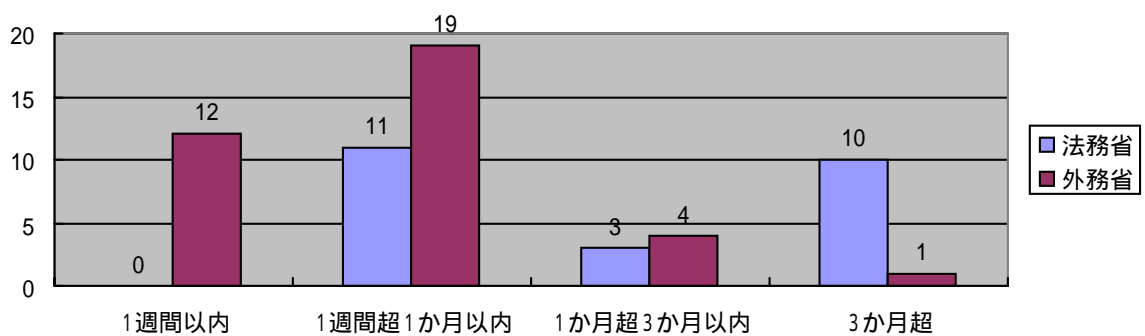
国においては、地方に遅れること、平成 13 年 4 月にして漸く「情報公開法」が施行された。その運用状況を見ると、地方自治体においては信じられない事案が見受けられる。

法施行の約 1 年後である平成 14 年 5 月に明るみとなった「防衛庁個人情報リスト作成事件」は、情報公開の請求者 100 人以上の身元を独自に調査し、その個人情報を内部で閲覧していたもので、国が情報公開を余計なものにとらえていることを顕著に示すものであった。

また、法施行後 4 年が経過しても、外務省等において開示決定等が大幅に遅れていることや国の情報公開審査会が 175 件の答申において文書管理や諮問の遅れに対する付言を行っていることなどから、今なお、国は、情報公開を迷惑なものと考え、その重要性を軽視していることが窺われる。(図 4 ~ 図 6、表 1 参照)

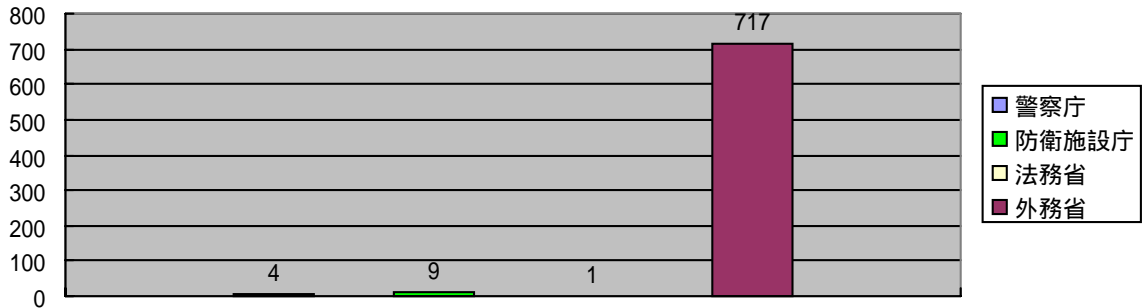
国は、情報公開が参加型民主主義のために必要なコストであることを強く認識し、行政における公正の確保及び透明性の向上のために、情報公開制度を適正に運用すべきである。

(図 4) 延長した開示決定等の期限を過ぎた事案の状況



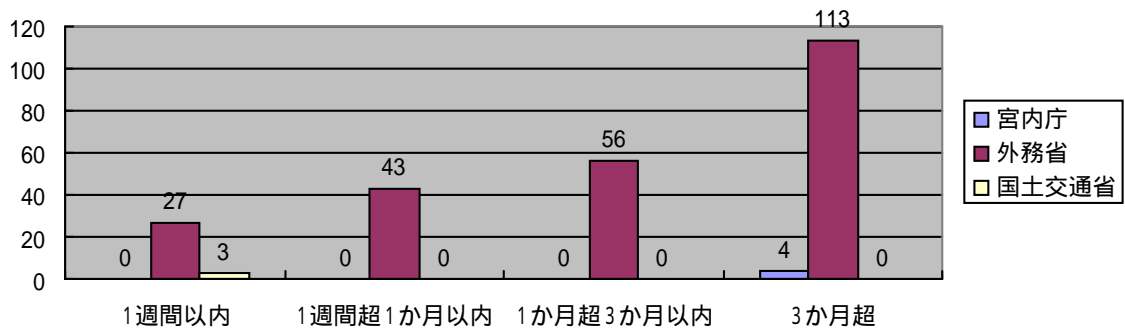
(出典：総務省「平成 15 年度における情報公開法の施行の状況について」)

(図 5) 開示決定等の期限の特例を適用したが、相当の部分について期限である 60 日以内に開示決定等がされなかった事案の状況



(出典：総務省「平成 15 年度における情報公開法の施行の状況について」)

(図 6) 開示決定等の期限の特例を適用したが、通知した開示決定期限を過ぎた事案の状況



(出典：総務省「平成 15 年度における情報公開法の施行の状況について」)

(表1) 国の情報公開審査会による付言の事例

開示請求に対して、文書の存在を確認することなく文書を特定して不開示決定をしたところ、諮問後に文書の不存在が発覚した件について、諮問庁の対応は法の趣旨を没却する旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申第768~777号、諮問庁:外務大臣)

不服申立てがなされてから諮問を行うまでに1年3か月あまりが経過していることについて、諮問庁の対応には遺憾な点があった旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申第321号、諮問庁:経済産業大臣)

諮問庁が不存在を理由に不開示とした決定について、諮問庁が開示請求後に保有していたことが明らかである文書をいつ廃棄したのかを説明できないことについて苦言を述べたもの(平成14年度(行情)答申第99号、諮問庁:厚生労働大臣)

開示請求者が望む文書を保有している行政機関を承知している場合には、当該開示請求先に請求を行うべきである等の教示をすることが望ましかった旨の付言をしたもの(平成14年度(行情)答申第471号、諮問庁:総務大臣)

不服申立人が、文書のすべてが黒塗りでもよいから不開示とされた文書の枚数を知りたいとの不服申立てを行ったことについて、十分な説明を行い便宜を図ることが望ましかった旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申第595号、第596号、第597号、諮問庁:国税庁長官)

開示請求書が86日間放置された件について、当該文書が日本語によらず英語で記述されていたこと等の事情があったとしても、その趣旨を誤解した原処分庁の対応は、不適切なものであったと言わざるを得ない旨の付言をしたもの(平成15年度(行情)答申第312号、諮問庁:法務大臣)

(出典:内閣府情報公開審査会事務局「情報公開審査会の活動状況(平成13年4月~平成16年3月)」により宮城県作成)

(2) 聖域なき情報公開 - いわゆる「機密費」について

地方の先進的な取組

情報公開の基本は、言うまでもなく、「隠し事をしないこと」である。

地方においては、行政運営の透明性をより高めるために、それまで秘匿すべきものと考えられていた「知事交際費」についてさえも、公開している。例えば、宮城県においては、平成11年7月から病気見舞いも含め知事交際費の全面公開を行っており、現在では、21の都道府県において知事交際費の支出の相手方及び金額を開示している。また、これ以外の都道府県でもほとんどが原則開示としており、病気見舞い等の場合には相手方を不開示とするものの、少なくともその支出額については開示をしている。

さらに、地方自治体においては、「隠し事をしない」、「行政にとって都合の悪い情報も隠さずに開示する」といった情報公開の第一段階から、住民と情報を共有することによって行政に関心をもってもらい、さらには住民に行政に参加してもらい、パブリックインボリューションのための情報公開、すなわち情報公開の第二段階にステップアップが進んでいる。

例を挙げるならば、三重県において、行政改革の一環として取り組んだ「事務事業評価システム」は、行政評価の先駆けとなったことで知られているが、その成果を平成10年2月に公開しており、このような取組は全国の地方自治体に広まっている。また、岐阜県や岩手県など多くの地方自治体では、事前の行政評価につながる「予算編成過程」の情報の公開も行っている。

国の取組状況とその評価

国においても第二段階としての情報公開にステップアップするためには、「隠し事をしない」という情報公開の第一段階を卒業しておかなければならない。隠し事がある中で、行政が抱える様々な問題について、住民に正面から向かい合って語りかけていくことはできない。

そこで重要となるのが、情報公開に聖域を設けないことである。

このように考えるならば、情報公開の第一段階を卒業するために、国において第一に解決すべき課題は、いわゆる「機密費」の用途が一切明らかにされていないことであると言える。

機密費は公表できないということは、一見もっともなことのように思えるが、情報公開に聖域があれば、その聖域のからくりを知っている人間、組織が暗躍し、かなりの危険性を持って腐敗するおそれがある。外務省機密費事件はその典型的な例であり、機密費については未だ十分な改善が図られているとは思われない。国は、機密費の具体的用途の透明性を高め、国民への説明責任を十分に果たすべきである。

機密費の代表例として内閣官房報償費があるが、内閣官房報償費とは、「国が国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費」であるとされ、年間12億円前後が執行されている。報道によれば、歴代の官房長官がほぼ毎月1億円ずつを引き出して使っているにもかかわらず、その請求書には用途の記載がないとのことである。

確かに国の情報公開審査会においてインカメラ審理の上、具体的な使途については非開示が妥当であるとの判断を示している。しかし、内閣官房報償費の定義からはすべてを秘匿すべきものとは読みきれない。また、都道府県が知事交際費の使途を明らかにしていることを鑑みれば、毎月1億円もの公金が、内閣官房報償費であるとして、その使途の一切を明らかにされていないことに、国民は納得できるはずはなく、疑念が募るばかりである。

そもそも、行政が保有する情報は、公開が原則である。内閣官房報償費の使途に非開示すべきものがあるとしても、少なくとも開示できるものと開示できないものを区別して取り扱うべきである。さらに、開示できないものであっても、国は、支障のない範囲でその使途を国民が納得できるよう説明する責任がある。

このように非開示である情報としての象徴である内閣官房報償費などの機密費の情報公開が進むことで、国の行政のあり方も変わってくる。機密費でさえ、開示されるのであれば、他の予算執行状況をはじめとする行財政の運営についても、当然にその透明性を高められ、公正で開かれた国の行財政改革が期待できる。

(3) 納税者訴訟の導入

外務省機密費事件のみならず、最近でも、社会保険庁の随意契約事件や厚生労働省・社会保険庁の監修料問題といった、国における違法、不当な会計処理のケースが相次いで報道されている。

しかし、これらの事件、問題が明るみとなり、国の不正に関する情報が公開されたとしても、必ずしも国全体の行政運営が改善されるわけではなく、むしろ各省庁の個別の問題であると矮小化される傾向にある感は否めない。

情報公開は、国民が行政を監視するための有効なツールであるが、情報公開制度のみでは、行政の不正に対する抑止力に限界がある。

この点、地方自治体においては、地方自治法に基づく住民訴訟の制度があるため、個別の地方自治体における事件等であっても、地方自治体全般の問題として認識され、それぞれの自治体において改善しなければならないものがあるとすれば、それぞれにおいて適切に対応が図られている。すなわち、地方自治体の長は、違法なことをすれば、住民訴訟により法的責任を問われるかもしれないという危機感を持って政策を判断し、また、その職員は、同様の危機感を持って事務を執行している。

これに対して、国には国民から法的責任を追及される同様の訴訟制度がないために、地方と比べて、国民との間に緊張関係が存在しない。

国民との緊張関係こそが、国の不正を防止し、国の行財政をあるべき方向に導くものであることから、国においても、情報公開制度の在り方を改めるだけでなく、国民が納税者の権利として国の責任を追及することができる訴訟制度（タックスペイヤー訴訟）を導入すべきである。

2 入札制度の改革

提言2 入札制度の改革

- (1) 国においては依然として指名競争入札が主体である。直ちに一般競争入札の普及拡大を図ること。
- (2) 入札・契約手続の透明性の確保のため、第三者機関による入札監視機能等の強化を図ること。
- (3) 積算基準の設定プロセスが不明瞭である。積極的に情報を公表し、透明性の向上に努めること。
- (4) 公共事業に係る補助金行政の弊害を是正し、地方の財政の自主性を高め地域の実情に合わせた施策が推進できる仕組みに改めるべき。

(1) 一般競争入札の普及拡大

地方の先進的な取組

地方公共団体では、公共工事の発注をめぐる不祥事の発生などを背景に、先進的な入札制度の改革（表2参照）が進展している。

例えば、宮城県では、度重なる不祥事に対する反省に立って、いち早く住民の信頼を取り戻すため、不正行為の排除、公正な競争の確保、透明性の確保という観点から、一般競争入札の適用範囲の拡大（1億円以上 1千万円以上）をはじめとする抜本的な改革に取り組んでおり、平成15年度ベースでの全発注件数に占める一般競争入札の割合は、5割程度（表5、図7参照）となっている。

また、長野県では、事後審査郵送方式の受注希望型競争入札（一般競争入札）を標準的な入札方式とする入札制度改革に取り組んでおり、平成15年度ベースで全発注件数の9割程度（表5、図7参照）はこの方式を適用している。

一般競争入札の適用範囲の拡大は、一般的に事務量が増加することから進展しにくいものとされているが、その適用範囲の拡大を可能としたのは、通常の一般競争入札に比べて事務処理の効率化が図れ、談合等の業者間による事前調整のしにくい事後審査郵送方式の一般競争入札方式を導入した成果であると考えられる。

このような効率的な一般競争入札方式の実現を通じて、地方自治体においては、公正性・透明性・競争性の向上（表3参照）や納税者の視点に立った効率的な予算の執行の実現などの改革の成果が認められている。

(表2) 地方の一般競争入札契約方式の改善例

都道府県名	改善年度	概 要
宮城県	平成14年度	<p>入札後審査郵送方式一般競争入札(ダイレクト型一般競争入札)</p> <p>平成13年度より一般競争入札の適用範囲を1千万円以上に拡大。</p> <p>入札参加希望業者は入札公告に基づき入札書等を郵送し、入札参加資格審査は、入札後に最低価格提示者から順次行い適格者を落札者と決定する。</p> <p>平成15年度から、施工体制事前提出方式(オープンブック方式)を導入し、落札候補者から詳細な工事費内訳書の提出を求めている(設計額3千万未満は試行中)。</p>
長野県	平成14年度	<p>受注希望型競争入札</p> <p>平成14年度より全てを対象。</p> <p>入札参加者が分からないよう郵送方式に、入札後に最低価格者から資格審査を行い、適格者を落札者と決定する。</p> <p>事後審査・郵送方式を取り入れた参加資格要件等のある制限付き一般競争入札。</p> <p>平成14年11月から委託業務に導入、平成15年10月から建設工事に導入。</p>
愛媛県	平成15年度	<p>入札後審査型一般競争入札</p> <p>平成16年7月からは設計金額1億円以上の一般土木・建築工事及び設計金額2億円以上の特殊工事を対象。</p> <p>入札に参加できる資格を公告して入札参加希望者を広く募り、入札後に入札参加資格を最低価格入札者から審査して適格の場合に落札決定する。</p>
徳島県	平成16年度	<p>入札後審査方式一般競争入札</p> <p>設計金額5億円以上の工事を対象。</p> <p>一般競争入札に参加するための事前の申請手続きを簡略化し、入札後に最低価格入札者から順に入札参加資格の審査を行い適格者である者を落札者として決定する。</p>

(出典：国の行財政改革評価研究会全国調査より)

(表3) 主な落札率の状況(15年度実績)

区 分	長野県	宮城県	長崎県	北海道	山形県	岩手県
一般競争入札	70.9	80.7	88.5	90.7	92.9	93.2

国の行財政改革評価研究会全国調査より作成

一般競争入札件数が100件以上の都道府県

(出典：国の行財政改革評価研究会全国調査より)

国の取組状況とその評価

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(以下、適正化指針という。)においては、公正な競争を促進する観点から入札及び契約の改善について、「一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等により適切な一般競争入札の実施に努める」よう示されているにも関わらず、国においては、依然として指名競争入札主体の入札方式を採用(表4、図7参照)しており、行政改革大綱に示されている「競争政策の推進」や「入札契約制度の改善による社会資本の効率的な整備の推進」が十分に進展しているとは言い難い状況にある。

また、昨今の低価格競争への対応策として、国土交通省の場合、低入札価格調査制度対象工事に対して、一律に前払金の縮減や契約保証金の引き上げ、専任技術者の増員の措置を講じているが、これは血の滲む思いで経費節減等に取り組んでいる企業からすれば、当該企業の努力や改善意欲を阻害することとなり、競争政策の推進を掲げる行財政改革の方向に逆行する側面がある。

地方自治体が入札制度改革に取り組まなければならなかった背景は、国においても当てはまるものであり、良質な社会資本の整備を効率的に推進していく上で、いやしくも国民の疑念を招くことのないよう納税者の視点に立って、低入札価格調査制度の機能強化を図りつつ、一般競争入札を原則とする抜本的な入札制度の改革に取り組むべきである。

(表4) 発注方式別件数・割合(15年度実績)

	国土交通省		農林水産省			
	件数	割合	件数	割合		
発注全件数	15,811		910			
一般競争入札	260	1.7	24	2.6		
指名競争入札	指名競争	10,029	63.4	指名競争	148	16.3
	公募型	2,924	18.5	公募型	696	76.5
	工事希望型	1,849	11.7	工事希望型	17	1.9
随意契約	749		4.7			
			25	2.7		

国土交通省のデータは、地方整備局(河川,道路,官庁営繕,公園関係)入札情報サービスより作成

農林水産省のデータは、農業農村整備事業入札情報サービス(入札結果・工事)より作成

(表5) 発注方式別件数・割合(15年度実績)

	宮城県		長野県		
	件数	割合	件数	割合	
発注全件数	2,682		6,739		
一般競争入札	1,493	55.7	5,904	87.6	
指名競争入札	770	28.7	指名競争	10	0.2
			参加希望型	312	4.6
随意契約	419	15.6	513	7.6	

宮城県は、落札額ベースでは、94.1%。

(図7) 発注方式別件数・割合(15年度実績)

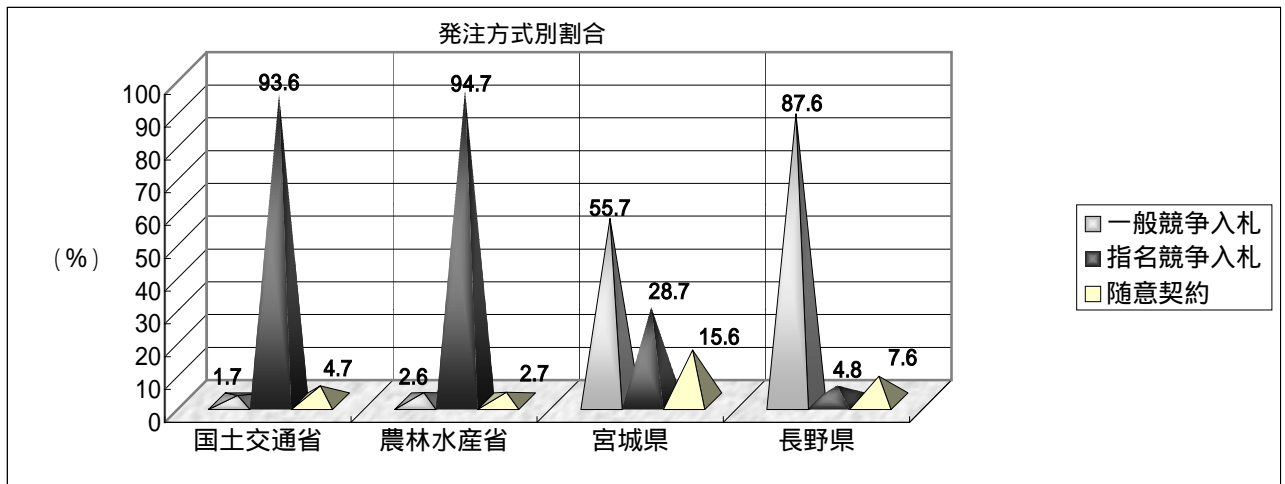


表7、8のデータより作成

(2) 第三者機関による入札監視機能等の強化

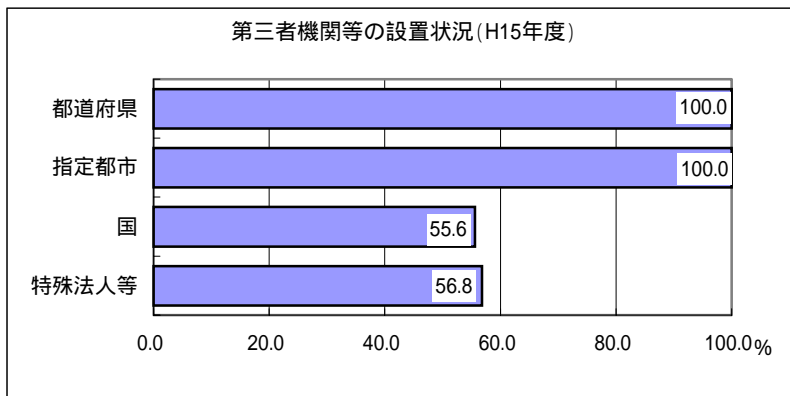
地方の先進的な取組

適正化指針においては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保する観点から、入札監視委員会等の第三者機関の意見を適切に反映する方策を講ずるとともに、第三者機関の活動状況について、「審議に係る議事の概要その他必要な資料を公表することにより、透明性を確保するものとする。」旨規定されている。

こうしたことを踏まえ、宮城県における抽出事案の審議は、一層の透明性を確保する観点から、審議は原則公開で行っており、また、抽出に当たり委員に対して工事名、工事種別、契約金額に加え、落札率、入札参加者数、予定価格、地域要件の設定等の記載された資料を提供するほか、可能な限り委員の意向に応じた柔軟な対応を行っている。

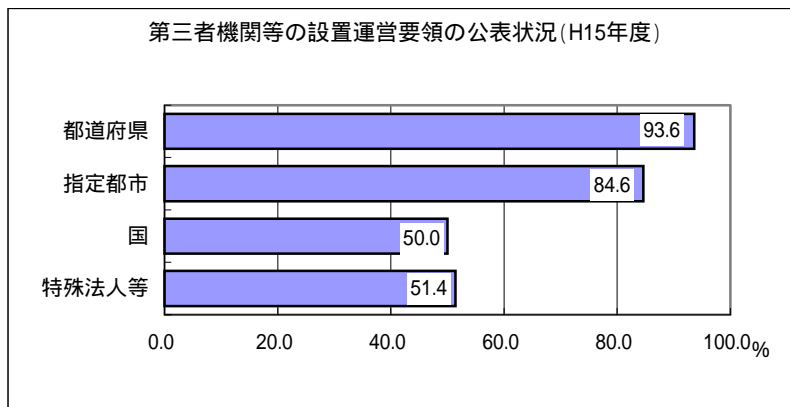
また、第三者機関等の設置状況等(図8、9、10参照)は、都道府県及び政令指定都市においては取組が進んでいるが、国及び特殊法人においてはまだ取組が遅れている機関が多数ある状況である。

(図 8) 第三者機関等の設置状況 (16 年 3 月末現在)



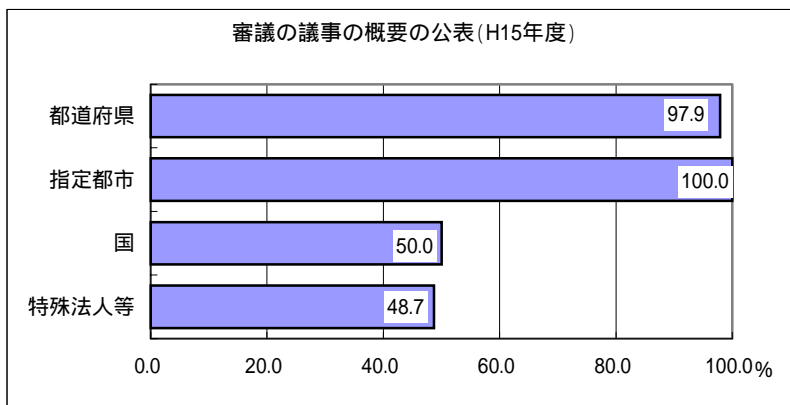
国土交通省ホームページ掲載「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」のデータより作成。

(図 9) 第三者機関等の設置運営要領の公表状況 (16 年 3 月末現在)



国土交通省ホームページ掲載「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」のデータより作成。調査対象機関を分母として公表率算出。

(図 10) 審議の議事の概要の公表 (16 年 3 月末現在)



国土交通省ホームページ掲載「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」のデータより作成。調査対象機関を分母として公表率算出。

国の取組状況とその評価

国の入札契約業務についても、適正化指針に基づき入札監視委員会等の第三者機関による抽出事案の審議が行われているところであるが、国土交通省の場合、入札監視委員会設置運営要領によると、委員が審議事案を抽出するに当たって、工事名、工事種別、契約金額を記載した資料の中から無作為に審議案件を抽出した上で、非公開で審議が行われており、透明性、実効性の観点から監視活動が有効に機能しているか検証が必要である。

適正化指針に基づく入札監視委員会等の第三者機関による抽出事案の審議について、透明性を確保する観点から公開審議にするとともに、当該第三者機関による監視活動が有効に機能しているかどうか検証すべきである。

国の入札制度改革が、如何に国民の負託に応える方向で進展するかは決して業界寄りではない、中立な立場で納税者の視点に立った第三者機関による厳格で実効性ある監視活動が不可欠であり、そのような監視活動を強化する体制を構築すべきである。

(3) 積算基準の設定プロセスの透明性向上

国で設定している現行の積算基準額は、施工実態調査等に基づき設定されているものの、現在は調査から設定までに時間を要することから、タイムリーな設定とは言い難い状況である。

国が設定した積算基準等は、あくまで「参考資料」として県に示されているものであるが、実態として県では、地域的な材料単価以外は、国に準じた積算基準額を設定している。

県が独自に積算基準等を設定・管理することは、実態調査ができる対象工事件数が少ないことや費用対効果の面から有意とは考えられないことから、国や都道府県が共同で調査しているのが現状である。

しかしながら、平成15年6月に公正取引委員会から、国土交通省関東地方整備局管内に所在する官公庁等が発注する建設資材価格調査業務の入札参加業者に対し、業務の発注について競争入札制度に反する行為が認められ勧告を受けたことや、同じく公共事業労務費調査業務において、国土交通省職員が入札に関する情報を提供するなどしたとして、国土交通省が競争入札等についての改善要請を受けている。これは、単価設定そのものの信頼を揺るがしかねない事態である。

国は、積算基準等に係る調査から設定までのプロセスや考え方に関し情報を公開していないなど不明瞭な点があることから、今後、積極的に情報を公表し、透明性の向上に努めるべきである。

(4) 入札制度から見た公共事業に係る補助金行政の弊害

公共事業に係る補助金行政が広範に温存される限り、国と地方の対等関係を構築することは困難である。

補助金を交付する国では、「予算の使い切りの廃止」が遅々として進展せず、地方公共団体が効率的に予算を執行した結果、不用額が生じたとしても、次年度の当該省庁の予算が削減される懸念から地方公共団体に対し補助金の使い切りを要請することが多々ある。

もちろん、入札制度改革に伴い生じた入札差金については、事業効果の早期発現が見込まれる事業の拡充に当てることがも有効な方策ではある。

しかしながら、これが地方の自主財源であれば、不用額として借金返済に充てることや福祉や医療など他の広範な事業への活用など、地方の裁量による弾力的な予算執行が可能となり、より一層、予算の有効活用が図ることができることになる。

このことから、相当額の税源移譲を前提に国庫補助負担金を削減し、地方公共団体の財政の自主性を高め、地域の実情に合わせた創意工夫を主体的に取り入れることが可能となる、より効果的・効率的に施策を推進できる仕組みに改めるべきである。

3 総額人件費の抑制

提言 3 - 1 国家公務員数の削減

- (1) 国家公務員数について、独立行政法人化等を利用した見せかけの削減ではなく、業務の廃止や民営化等による実質的な削減を直ちに行うこと。
- (2) 特に、中央省庁の再編が行われたにもかかわらず、これに伴うスリム化は全く不十分であり、直ちに職員数の削減に手を付け、効率化を図ること。また、農林水産統計関係の事務所をはじめ、地方支分部局においても、業務の必要性の度合いと分量からみて過度な職員配置が行われている部署では、直ちに人員削減を行うこと。
- (3) 「三位一体の改革」をはじめとする財源の移譲や事務・権限の委譲等、地方分権の進展に伴い、当該事務に携わる国の職員の削減、組織の改廃を直ちに行うとともに、その状況を明らかにすること。

(1) 公務員数削減の目標と達成状況

地方の先進的な取組

都道府県における職員数削減の取組は、様々なプロセスと手法で行われている。行政改革という枠組みのほか、財政改革の枠組みの中で、ほとんどの都道府県では具体的な数値目標を掲げて取組が行われている。特に、財政状況の悪化を背景として、前倒しで目標が達成されている状況も見られ、地方の積極的な努力の形跡が伺われる。

例えば、宮崎県では「定員適正化計画」を策定し、平成12年度から5年間に目標を大きく上回る一般行政部門154人の純減、企業局等の56人の純減を達成し、平成16年3月には新たな計画で、5年間で一般行政部門の職員325人(7.5%)の純減を目標に据えている。また、長野県では、平成11年度から平成15年度までの5年間に、一般行政部門において業務見直しにより定員数延べ508人の削減を実施したほか、危機的な財政状況を打開するために、平成15年2月に策定した「財政改革推進プログラム」において、徹底した事務事業の見直し、アウトソーシングの推進、組織再編による採用数の抑制で、総額人件費を抑制する方針を打ち出した。プログラムでは、平成15～18年度の4年間で300人以上の職員削減を目標に掲げ、16年度までに既に目標を上回る377人の削減を行っている。

その他、熊本県や富山県などでも前倒しで目標を達成している状況である。

国の取組状況とその評価

国家公務員の定員管理は、毎年度各府省が総務省行政管理局に定員要求を行い、予算編成と並行した審査の上で、政令により定員が定められる仕組みとなっている。

国の長期的な定員削減計画として、「行政改革大綱」(平成12年12月閣議決定)において、郵政事業については15年中に公社化し、郵政現業職員を除く約54万人(13年1月現在)の定員を13年度から22年度までの10年間で10%以上計画的削減を行うとともに、独立行政法人への移行、新規増員の抑制等と併せて25%純減することを目標に掲げている。

平成16年度までの実際の定員削減の状況を見ると、平成12年度末に郵政現業職員を含めて約84万人であった定員は、平成16年度末には約33万人となり、4年間で約50万人、約40%の削減が行われたと報告されている。しかしながら、この削減の大半は、実は郵政事業や国立大学の独立行政法人化に伴うものであり、これらを除くと4年間で約3.7万人(4.3%)の削減に留まっている。(図11参照)特に、15、16年度の2年間に限れば、削減された定員は約2,700人(0.3%)に過ぎない状況である。また、地方のそれと比較しても見劣りがすることは否めない。(図12参照)

これは、農産物検査業務の民営化が目立つのみで、本来は廃止又は民営化すべき業務の多くが、独立行政法人化という極めて中途半端な日本流のエイジェンシー化に留まったためであると考えられる。例えば、財務省印刷局は平成15年4月に独立行政法人化されたが、紙幣等諸証券類の印刷業務は格別として、受注官による営業活動や白書等図書・刊行物の印刷出版業務等、民間に任せるべき業務までが相変わらず行われている。自前の印刷部門を廃止して、民間企業への受注に移行している地方自治体が多い中であって、独立行政法人化で事足りりとする国の姿勢が、なかなか進まない定員削減の要員になっている。

ただし、より長期的にみると、国家公務員の定員は総定員法と昭和43年度以降累次にわたる定員削減計画を柱として管理され、徐々に削減が実施されてはきており、直近ピークの昭和56年度(約89.8万人)に比べ、平成16年度は約9.3万人減少している。

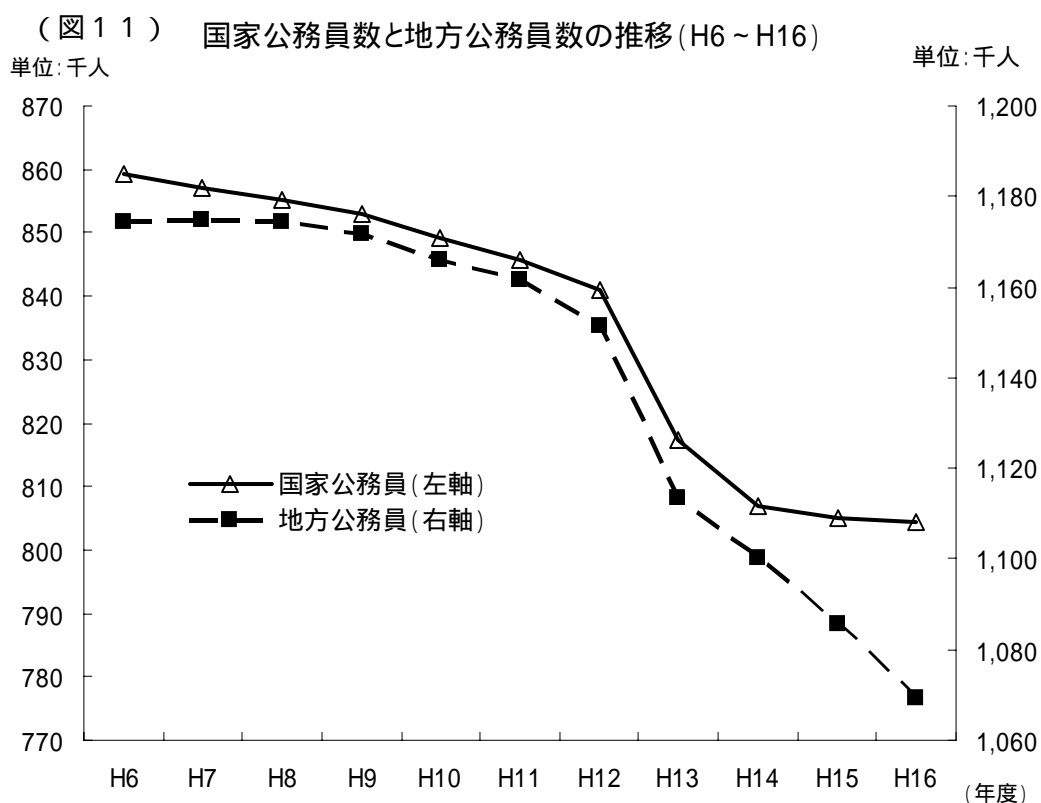
(2) 組織改革と公務員数削減の連動状況

平成13年1月に行われた中央省庁の改革により、1府22省庁から1府12省庁への統合再編が行われ、併せて、組織の整理(局の総数12896、課室の総数12001000等)公務員の定員削減(10年間で25%の純減)等を行うこととされていた。

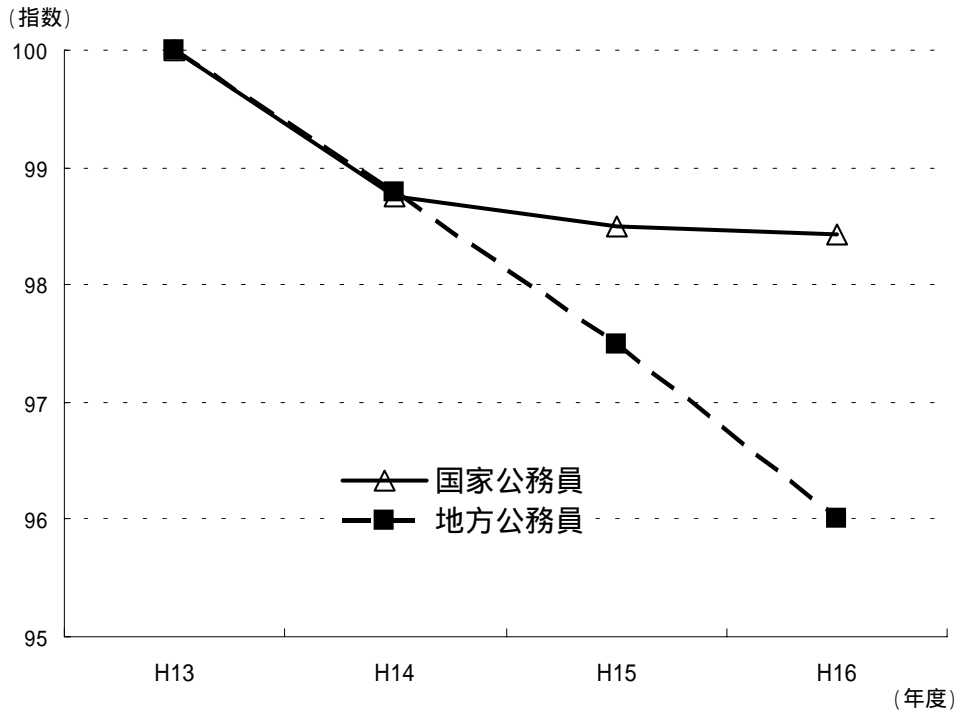
しかしながら、さきに指摘したとおり、表面的には組織数が減少し定数削減が進んでいるかのように見えるが、4年間で4.3%の定数削減しか進んでいないのが実態

である。確かに事務次官数は減ったが、次官に代わる審議官が新設されるなど、組織のスリム化に逆行する巧妙な仕掛けが施され、見せかけの改革に終始している。(表6参照)

また、地方支分部局については、一部で中央省庁の再編に伴う組織の統合などが行われたが、抜本的な職員数の削減や配置の見直しを行った形跡は見られない。例えば、農林水産統計関係の事務所は「統計情報事務所」から「統計・情報センター」に名称変更したが、依然として農政事務所とは別の組織として全都道府県に設置され、計267もの事務所に6000人の職員が在籍しており、その職務の今日的な必要性からみて明らかに過剰となっている。「基本方針2004」において、ようやく、地方支分部局の業務見直しや統廃合、農林水産統計関係職員の要員配置の見直しが指摘されるに至ったが、余りに遅すぎる対応と言わざるを得ない。



(図12) 平成13年を100とした国家公務員数と地方公務員数の推移



(表6) 省庁再編前後の国土交通省の幹部ポスト

省庁再編前(H12.8)						省庁再編後(H16.10)	
区分	建設省	国土庁	運輸省	北海道開発庁	合計	国土交通省	
大臣	1名(兼務)		1名(兼務)		2名	大臣 1名	
総括政務次官	1名	1名	1名	1名	4名	副大臣 2名	
政務次官	1名	-	1名	-	2名	大臣政務官 3名	
事務次官	1名	1名	1名	1名	4名	事務次官 1名	
技監	1名	-	-	-	1名	技監 1名	
運輸審議官	-	-	1名	-	1名	国土交通審議官 3名	

(「政界・官庁人事録」等から長野県作成)

(3) 地方分権と公務員数削減の連動状況

地方分権の進展に伴い、地方自治体の役割が増大し、国の役割は縮小しており、それに応じて国の職員数の削減が行われるべきである。

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、極めて不十分ながらも国の事務・権限の一部が地方自治体に委譲されたが、事務・権限の移行というよりは、実態は、自治体の事務等に係る国の法令上の統制が緩和された程度であり、ほとんど国の職員数の削減には結び付いたとは考えられない。

地方分権一括法により、地方自治法が国と地方の役割分担を規定することとなり（表 7 参照）様々な団体が現状をもとに分類を試みている（表 8 参照）。しかしながら、中部経済連合会が指摘しているとおり（「道州制下における国と地方の税財源のあるべき姿」平成 16 年 7 月）、国と地方が担っている事業はかなりの部分で重複し、環境保全や教育政策から雇用政策、社会基盤整備に至るまで幅広い分野の事業を国が担っている。また、直接国が実施していなくても、補助金の分配という形で国が実質的に事業を担っている実態も見られ、役割分担を規定した地方自治法からは大きく乖離している（表 9、10 参照）。すなわち、国と地方は曖昧な役割分担の下で、地方が実施している事務に国が何らかの形で関与し、地域の自律的かつ効率的な行政運営の実現を阻み、依然として中央集権的な行政システムが温存されている。

現在、税財源の面での地方分権の取組いわゆる「三位一体の改革」が進められているが、この取組もまた、国と地方との適切な役割分担の上に議論されなければ全く意味がない。

国と地方との役割分担を明確にし、地方が担うべき分野においては、一層の税財源や事務・権限の移譲を進め、当該事務に携わる国の職員の大幅な削減、組織の抜本的改廃を直ちに行い、その状況を速やかに公表すべきである。これにより、地方は全国一律の規格によるのではない、各地域の実情に即した事業の実施が可能となることで無駄な投資を抑制できるほか、国への補助金申請事務が不要になることで事務の合理化を図ることができる場合もある。結果、国全体として、大きな行財政改革につながると考えられる。

(表7) 地方自治法で規定する国と地方の役割

区分	国	地方
根拠法	地方自治法第1条の2第2項	地方自治法第1条の2第1項・第2項
法文	<p>国際社会における国家としての存立にかかわる事務 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施 その他国が本来行うべき事務</p>	<p>地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う</p> <p>住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることが基本</p>
	<p>国は地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。</p>	

(表8) 事務の実施主体からみた国と県と市町村の役割分担

区分	国	県	市町村
基本・安全	<ul style="list-style-type: none"> ・司法・外交・通貨 ・防衛・防災 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察 ・防災 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防 ・防災
生活・環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止 ・産業廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録・戸籍 ・上水道 ・公害防止・一般廃棄物
福祉・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・年金 ・医師・医薬品 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉等 ・生活保護 ・地域保健 ・病院・薬局 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険 ・高齢者・障害者・児童福祉 ・生活保護 ・国民健康保険・年金 ・地域保健
産業・労働	<ul style="list-style-type: none"> ・経済・金融政策 ・通商・関税 ・産業再生・業界指導 ・(中小企業対策) ・職業紹介 ・労働基準・職業能力開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業対策 ・商店街振興 ・職業紹介・職業能力開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・(中小企業対策) ・(商店街振興) ・職業紹介
建設	<ul style="list-style-type: none"> ・国道(指定区間) ・一級河川 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道(指定区間外)・県道 ・一級河川(指定区間)、二級河川 ・流域下水道 ・都市計画(区域区分) ・建築確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村道 ・準用河川・公共下水道 ・都市計画(地区計画等) ・建築確認(特定行政庁)
農林・水産	<ul style="list-style-type: none"> ・食料需給・国営土地改良 ・農地転用(4ha超) ・国有林 ・保安林指定と解除(重要流域) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産振興 ・農家経営支援 ・県営土地改良・農地転用 ・県有林・保安林指定と解除(重要流域以外) ・治山事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産振興 ・団体営土地改良 ・農業委員会 ・市町村有林
国土・交通・通信	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源開発 ・エネルギー ・交通政策 ・情報・通信、放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報化 	<ul style="list-style-type: none"> ・(地域情報化)

(愛知県「分権時代における県の在り方検討委員会中間報告」[平成16年3月]から長野県作成)


(表9) 現在国が担っている事務で地方が担うべき事務の具体的事例

現在専ら国が担っているが、本来は地方が担うべき事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準や職業紹介など労働行政 ・ C A T VやコミュニティF Mの許可など地域放送行政 ・ 鉄道・バス・タクシー、トラックの許認可など地域交通政策 ・ ガソリンスタンド登録、ガス料金の許認可など地域エネルギー政策
一部の権限等が国に残されているが、国が担う理由に乏しい事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ha を超える農地転用 ・ 重要流域の保安林の指定・解除

(愛知県「分権時代における県の在り方検討委員会中間報告」[平成16年3月]から長野県作成)

(表10) 国と地方の重複事業の例

区 分	国	重複している事業	地 方
通商・外交、防衛、司法	通商・外交、防衛、司法	-	-
調整、監視	通貨・金融調整、船舶航行、航空管制等	-	-
年金・健康保険	年金・健康保険	-	-
産業・雇用	資源・エネルギー開発等	新産業創出・中小企業対策、農林漁業の経営振興、職業紹介等	中心市街地・商業振興等
生活・社会基盤整備	高速道路・新幹線、空港・港湾、国立公園、国土調査等	一般道路、治山・治水、防災、都市計画、農林整備、森林保全等	公共交通、住宅、上下水道等
教育・文化	文化芸術振興等	大学等	高等学校、小中学校、文化財保存整備等
環境	-	環境保全等	公害防止、廃棄物処理等
医療・福祉	-	医療・薬事等	児童福祉、生活保護、介護保険
消防、警察	-	-	消防、警察

 : 地方が国から補助金を受けている政策分野

(出典：(社)中部経済連合会「道州制下における国と地方の税財源のあるべき姿」[平成16年7月])

提言 3 - 2 国家公務員給与等の削減

- (1) 採用区別に、国家公務員の給与・諸手当について直ちにインターネットのホームページ等で情報を開示し、国民が手軽にその実態を知り得る状態にすること。
- (2) 500兆円以上という天文学的額と化した国の長期債務を一日も早く正常な水準に戻すため、各大臣等特別職国家公務員、一般職国家公務員の給与・手当の思い切った削減を直ちに行うこと。

(1) 給与情報の公開についての評価

地方の先進的な取組状況

地方自治体では、昭和56年の自治事務次官通知により、俸給から手当に至るまでの給与情報を公表している。また、平成16年6月の地方自治法の一部改正により、平成17年4月から、職員の任用、給与等、人事行政の運営等の状況を公表することが義務付けられることとなる。

例えば、現在長野県では、単に事務次官通知で定められた給与情報を公表するだけでなく、県のホームページ上に職員給与に関する常設コーナーを作成し、職種別、学歴別、級別、経験年数別に平均給料月額を掲載し、行政職職員の昇任状況も併せて示しているほか、職種別の年収モデル（特別職、部課長、教員、警察官、45歳、35歳の年収モデル、年収内訳）を作成・掲載することで、一般県民が入手しやすく、わかりやすい形で情報を提供している。

国の取組状況とその評価

現在、国の人件費に係る情報は、「国家公務員給与等実態調査報告書」及び「公務員白書」に国家公務員の俸給と手当の一部（扶養手当・調整手当・住居手当・通勤手当）を公表している。しかしながら、ホームページには報告書や白書がそのまま掲載されているのみで、一般の国民にわかりやすい工夫は施されていない。

また、国家公務員の昇進・昇格が採用区分の別（ ・ ・ 種）によって固定化していることから、その区分別の給与情報は有意義であるにもかかわらず、こうしたものは公表されていない。さらには、地方では公表している特殊勤務手当や超過勤務手当についても未だ公表されていない。

このように、国家公務員の給与情報の公開は未だ不十分であり、開かれた議論を拒んでいるといっても過言ではない。

(2) 給与等の削減についての評価

地方の先進的取組の状況

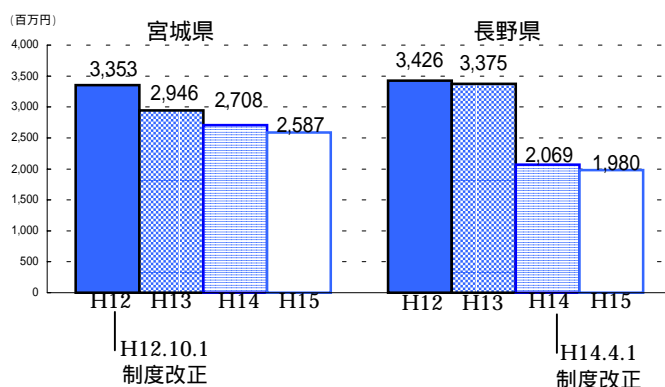
地方自治体においては、最近の厳しい財政事情の中で、財政再建団体への転落回避や、地域経済の立て直し事業費への充当を目的に、知事自らが給与や退職手当の大幅な削減を行っている。

また、一般職の給与についても、本来は、人事委員会が毎年民間企業の給与を調査した上で、議会と知事に対して行う勧告に基づき改定がなされるが、最近では、人事委員会勧告とは別に、厳しい財政状況を踏まえ独自に管理職手当（特別調整額）の削減、期末勤勉手当の削減、定期昇給の延伸、日当廃止などの旅費の見直し、さらには給与本体の削減等、まさに自らの身を削る血の滲むような歳出削減の努力を行っている。平成16年8月1日現在、一般職の給与は19道府県で、管理職手当は27都道府県で、また、特別職の給与等は43都道府県で削減を実施している。（宮城県、長野県、宮崎県の3県の取組状況は表11、図13参照、その他都道府県の状況は巻末の参考資料を参照。）

(表11) 給与等の削減が実施されている3県の例

項目		宮城県	長野県	宮崎県
一般職	給料	H16.4.1～H18.3.31 3.2%	H15.4.1～H18.3.31 部長級 10% 課長級 8% その他 6% 主事・技師級 5%	
	特別調整額		H14.4.1～H18.3.31 10%	H16.1.1～H19.3.31 10%
特別職の給料		H16.4.1～H18.3.31 知事 15% 副知事 10% その他 6～8% (他に退職手当を削減)	H15.1.1～H18.3.31 知事 30% その他の常勤職員 20%	H16.1.1～H19.3.31 知事 10% 副知事 5% 出納長 5%
議員報酬		H16.4.1～H18.3.31 議長等 5%	H15.1.1～H18.3.31 議長 20% 副議長 15% その他の議員 10%	H16.1.1～H17.3.31 議長等 5%

(図13) 長野県・宮城県の旅費決算額の推移



【宮崎県の旅費見直しの状況】

旅費の見直しにより、平成16年4月以降、年間約5億円を削減

(出典) 各県資料から作成

国の取組状況とその評価

国では、国会議員の歳費については、平成14年度以来6%～10%程度削減されている状況である。

しかしながら、地方と同様に人事院の勧告に基づいて改定が行われる国の一般職公務員の給与・手当については、既に破綻状態にある我が国の財政状況を目の当たりにしてもなお、事務次官などの幹部公務員も含め、この状況を踏まえた勧告を上回る削減は行われていない。それどころか、各大臣等特別職幹部公務員の人勧以上の給与削減にも全く手が付けられていない状況である。日当など旅費の見直しが行われていないことも含め、国の自ら身を切る財政再建に対する意識の低さが如実に表われている。

一方で、さきのとおり都道府県知事は自ら給与を削減していることから、現在、政府の一政策分野の事務方に過ぎない事務次官の平均年収(2432.9万円〔H15〕)が、広域地方政府の公選の経営者・責任者である都道府県知事の平均年収(2100.6万円〔H15〕)を上回るという現象が起きており、その職責から考えて大きな問題である。(表12参照)

さらに、昨年3月に発表された「幹部公務員の給与に関する有識者懇談会報告書」では、特別職幹部公務員の給与水準について、職責に比して総じて低すぎるとする意見があったことを記載し、給与水準の基準を再設定すべきであるとしているが、今日の財政状況下において、給与水準の引き上げを模索するような動きは言語道断である。

なお、国と地方の給与比較にラスパイレス指数()を用い、地方公務員の給与水準が国家公務員のそれよりも高いとして批判されることがあるが、部局長等を含め全一般行政職を対象とする地方に対し(一部自治体を除く)、国は、指定職俸給表が適用される幹部公務員(事務次官、本省局長など)は対象外であり、この指数による比較は、必ずしも全ての実態を反映しているものではない。また、最新の平成16年の指数は、地方公共団体平均で97.9、都道府県平均でも99.6となり、ラスパイレス指数においてでさえ、国家公務員給与の高さが浮き彫りとなった。

() 国の行政職俸給表(1)の適用職員の俸給額と地方公共団体の一般行政職の給料額を、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させ算出し、国を100として比較したもの。

(表12)大臣・次官・知事の年間給与額・平均年収

区 分	平均年収等	
内閣総理大臣	年間給与額 4,165 万円	(平成15年度)
国務大臣	年間給与額 3,041 万円	〃
副大臣	年間給与額 2,912 万円	〃
政務官	年間給与額 2,483 万円	〃
事務次官	平均年収 2,432.9 万円	(平成15年)
都道府県知事	平均年収 2,100.6 万円	〃

(「幹部公務員の給与に関する有識者懇談会報告書」等から長野県作成)

提言 3 - 3 生産性向上の視点からの公務員制度改革

- (1) 国家公務員の地位と身分に安住せず、真に国民本位の生産性の高い行政を展開するために、国家公務員一人ひとりの能力、業績の客観的な評価を行い、これを的確に反映した人事制度・給与制度を早急に導入すること。
- (2) 国家公務員の給与構造について、地方への影響を考慮しつつ、地域における給与のあり方等、国民の目から見て合理性・納得性があるものとなるような見直しを行うこと。特に、「本府省勤務手当」等手当の新設については、現下の財政状況を考慮してその必要性を慎重に検討すること。
- (3) 行政の閉鎖性・硬直性を打破するとともに政策立案能力を向上させるため、民間からの有能な人材の登用、公募による府省の枠を越えた人材の起用、幹部公務員の政治任用などにより、多様な人材の確保と人材配置の大胆な流動化を図ること。
- (4) 現行の硬直化したキャリアシステム・早期退職慣行を撤廃して幹部公務員のいわゆる「天下り」を抑止することにより、補助金・交付金を装った、再就職職員の人件費への財政支出を絶つこと。

(1) 生産性向上のための人事・給与制度

公務員制度改革は、既に平成 13 年 12 月に「公務員制度改革大綱」が閣議決定されているが、以降、関係法案の成立、実施に至るまでには難航を極めている状況にあり、大きな問題である。

現行の公務員の人事制度は、「生産性」の視点が欠けており、採用試験区分や採用年次等を重視する年功序列的な任用や給与処遇になっていると言わざるを得ない。とりわけ、国においてはこの傾向が顕著であり、国家 種試験採用者にとっては、実際の行政能力や業績にかかわらず、幹部候補生として極めて早い昇任・昇格が約束されている一方、種又は種採用者にとっては、一部の例外を除いて、その能力や業績にかかわらず本省幹部への昇任の途がほぼ閉ざされている。こうした硬直的な人事制度の下では、大過なく業務をこなすことに意が注がれ、身を賭して著しい成果を上げようとする姿勢は生まれにくい。

民間企業の賃金制度改革の動向等も踏まえ、地位と身分に安住せず、社会情勢の変化に敏感に対応し、真に国民本位で生産性の高い効率的な行政サービスを提供するためには、公務員一人ひとりの能力と業績を客観的に評価して人事・給与に反映させる信賞必罰の制度を早急に構築する必要がある。併せて、これまで不十分であった免職・降格制度の整備を図る必要があることは言うまでもない。

(2) 給与構造の見直し

公務員給与については、職責・業績・能力等に応じた適切な処遇の確保のみならず、効率的な給与システムの構築が不可欠である。

現在の国家公務員給与は、全国どこの地域の行政機関に所属していようとも一律の水準が確保されているが、「基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)では、「地域における給与の官民格差を踏まえて、地域における国家公務員給与の在り方を早急に見直す」とされており、地域間の所得格差の反映等、国家公務員の給与のあり方が課題となっている。

国では、このような点も含め、公務部内の問題点を調査研究した上で、給与構造の基本的見直しが行われているところであるが、これらの検討に際しては、地方への影響を考慮しつつ、国民の目から見て合理性・納得性のある効率的なものとするべきである。

例えば、現在、国においては本府省の職務の困難性、特殊性等に適切に対処することを目的とした「本府省勤務手当」や、逆に、本府省から地方への転勤者等の精神的・経済的負担に対して支給する「転勤手当(仮称)」の新設が検討されているが、現下の国の財政状況を鑑みれば、こうした手当の新設は甚だ疑問であり、その必要性を慎重に検討すべきであると考えられる。

なお、先頃、総務省に「地方給与研究会」が設置され、地方公務員の給与構造の見直しを始めたと側聞している。国民の目線に立てば地方側の対応も必要ではあるが、地方分権の推進の観点から考えるならば、地方自治法による手当の限定を緩和し、各自治体が人事管理上必要な手当を支給できるようにするなど、地方の実情に応じた独自の取組を推進しやすくする仕組みづくりに意を注ぐべきであるとともに、国が自ら率先して早急に改革を行うことこそが急務である。

(3) 多様な人材の確保と人材配置の大胆な流動化

公務員については、従来から組織への安住、前例踏襲主義、コスト意識・サービス意識の欠如など国民の厳しい批判がなされている。また、今日の行政課題は複雑・高度化しており、専門的な知見からの的確な対応が要請されている。

行政の閉鎖性・硬直性を打破するとともに政策立案能力を向上させるためには、民間からの有能な人材の登用、公募による府省の枠を越えた人材の起用、幹部公務員の政治任用など、行政の部内部外を問わず、有能で多様な経歴の人材を確保し、前例・慣習に囚われた固定的な人材配置を見直して大胆な流動化を図っていく必要がある。

既に長野県では、民間から有為な人材を任期付職員として20人採用したほか、庁内での人事異動に当たっての公募制の実施、職種を越えた人材登用等、思い切った方策を積極的に進めているところである。

(4) 天下りの抑止と関係法人への財政支出の根絶

(1) で触れたとおり、国家公務員に独特のいわゆる「キャリアシステム」は、種試験採用者を幹部候補生として厚遇するシステムであり、同期入省の職員間に昇進上の差異をなくすべく、横一線に本省課長級まで昇任し、同期組から局長・次官への昇任者が輩出されると、他の者は特殊法人・公益法人等に再就職（いわゆる「天下り」）する仕組みである。所管府省は、再就職先の関係法人にその運営費を補助金・交付金の形態で交付しており、結果的に、再就職職員の人件費を税金で負担していることになる。各府省は天下り先の確保に躍起になり、えてして必要性の低い特殊法人・公益法人等を生み出す温床となってきたと言っても過言ではない。ピラミッド型組織においては、こうした一斉昇任システムを廃止し、同期入省組といえども客観的な評価に基づいて昇任に差を設けるといふ、地方自治体や民間企業では当然の昇任管理制度に変えることで、早期退職慣行の是正を図らない限り、こうした構造はなくなると言える。

しかしながら、「公務員制度改革大綱」では、こうしたキャリアシステムによる早期退職慣行の弊害についてはほとんど触れられておらず、平成16年12月に新たに閣議決定された「今後の行政改革の方針について」でようやく触れられたに過ぎず、大きな問題である。

国による関係法人への無駄な財政支出を根絶するため、こうした旧態依然としたキャリアシステムを直ちに廃して天下りを抑止すべきである。

4 国関係法人の見直し

提言 4 - 1 徹底した特殊法人等改革等の推進

- (1) 国の特殊法人等改革においては、廃止される法人や真に民営化される法人は少なく、その多くは独立行政法人等へ「看板の掛け替え」を行ったに過ぎない状況にある。独立行政法人化された法人については、引き続き、その事業の必要性や法人の整理統合等について不断の見直しを行い、真に実の伴った改革を進めるとともに、特殊法人等整理合理化計画において引き続き検討することとされている法人についても、早急に抜本的な見直しを行うこと。
- (2) また、改革に当たっては、個々の法人ごとに監査法人や外部有識者などの第三者機関によるヒアリング、客観的な評価を踏まえた徹底的な見直しを行うこと。
- (3) 特殊法人等、公益法人、独立行政法人等に対する補助金、委託料、運営費交付金等の財政支出について、国の長期債務残高が500兆円を超える水準にあるという現実を踏まえ、事業の必要性の見直しと併せて、徹底的な歳出の合理化に努めること。

(1) 特殊法人等改革等の抜本的な見直し

地方の先進的な取組

聖域なき抜本的な見直し

地方における関係法人の見直しと改革の推進については、厳しい財政状況を背景に、法人の整理・合理化や経営の効率化、行政から関係法人への人的・財政的関与の必要性の検証、住民に対する説明責任としての透明性の確保などの必要性から、行政改革の重要な課題となっており、徹底的な見直しが進められている。

特に、地方においては、外部の有識者等で構成される検討委員会や監査法人等の第三者機関を活用することにより、客観的な評価に基づく抜本的な見直しに取り組んでいる。

また、地方における見直しは、法人の単なる統廃合に終わることなく、存続する法人の徹底した経営改善の指導、行政による人的・財政的関与の廃止・縮減、積極的で分かりやすい情報公開なども含めた、総合的な改革を目指すものであり、特別な法律

に基づき設立された法人（地方三公社等）、公益法人、商法法人など、設立形態による区別を行わず、例外を許さない「聖域」なき改革を進めているところである。

指定管理者制度に合わせた見直し

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、公の施設の管理運営について指定管理者制度が創設された。これは、地方公共団体の出資法人や公共的団体等に限定されていた公の施設の管理運営の業務について、民間の団体の参入を可能とするもので、まさに「官から民へ」を具現化したものである。

地方においては同制度の導入に際し、関係法人に対し民間企業に準じた経営水準の導入と、行政からの自立化を目指した抜本的な見直しを進めている。

また、このような関係法人の見直しに加え、最小の経費で最大の効果を得るため、行政側のコストの削減、住民サービスの充実をこれまで以上に進めているが、このような見直しの視点は、国自身においては見受けられない。

その他の先進的な取組

地方においては、これら以外にも関係法人の経営改善等のために、次のような取り組みを実施している。

- ・ 関係法人の代表者等の役員について、民間からの公募制を導入（青森県、埼玉県）
- ・ 経営目標の達成度評価を行い、その評価結果を役員報酬の一定割合に反映（東京都、大阪府（平成17年度から反映予定））
- ・ 関係法人に対する行政関与の基本方針を条例化（宮城県、茨城県）
- ・ 資金運用や調達コストの効率化を図るため、関係法人間のグループファイナンスの実施（大阪府）

国の関係法人の見直しの概要

特殊法人等改革

「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）を策定し、163の特殊法人及び認可法人を対象に、法人の事業、組織形態の在り方等の見直しを実施している。

- ・ 特殊法人等の個別の事業について必要性等を見直し
- ・ 事業必要性の見直しを踏まえ
 - 主たる事業が廃止・移管された場合、法人の廃止
 - 民間で実施可能、行政関与の必要性が低い場合、法人の民営化等
 - 存続する場合、組織形態の見直し
 - （独立行政法人化等による経営責任の明確化や事業運営の効率化）

公益法人に対する行政関与の在り方の改革

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月閣議決定）を策定し、594の公益法人の事務・事業、補助金等の見直しを実施している。

- ・ 事務・事業の廃止
- ・ 国から委託、推薦等を受けて行っている検査・検定事務の登録制への移行
- ・ 法人に交付される補助金、委託料等の廃止、縮減

国における取組状況とその評価

特殊法人等改革における法人の必要性等の検討

国の特殊法人等改革実施計画の対象となっている163法人のうち、廃止することとされた法人（予定を含む）は、17法人となっている。

一方、長野県においては改革対象の54法人中9法人が廃止等の見直し対象となっており、宮崎県においては、同じく51法人中12法人が廃止等の見直し対象となっている。（表13参照）更に、全国的にも少なくとも8府県で見直しの対象とした法人の2割以上を廃止することとしておりこのように、国の見直しは、地方と比較して踏み込んだものとなっていない。（表14参照）

さらに、国においては「現状維持」として見直しが行われていない法人が5法人、「引き続き検討」として先送りされたものが13法人あり、これらの法人についても早急に検討することが必要である。

（表13）国の特殊法人等改革と地方（2県）における見直し状況

区分	改革対象 団体	対象 法人数	廃止	民営化等	存続		
					行政関与縮減 経営改善等	独立行政 法人化	その他 (現状維持等)
国	特殊法人 認可法人	163法人	17法人 10.4%	45法人 27.6%	13法人 8.0%	38法人 23.3%	50法人 30.7%
長野県	出資等 外郭団体	54法人	9法人 16.7%	0法人 0.0%	43法人 79.6%	0法人 0.0%	2法人 3.7%
宮崎県	県出資の 公社等	51法人	12法人 23.5%	0法人 0.0%	40法人 75.5%	0法人 0.0%	0法人 0.0%

（出典：「特殊法人等整理合理化計画」等により作成）

(表14) 2割以上の関係法人の廃止を見込んでいる県

県名	見直し計画	策定年月日	見直し対象団体数 (A)	廃止見込み団体数 (B)	(B) / (A)
青森県	公社等改革推進計画	H14.2	29	11	37.9%
秋田県	第三セクター「整理合理化」指針	H15.2	27	7	25.9%
福島県	公社等見直しに関する実行計画	H14.12	18	5	27.8%
群馬県	第三次群馬県行政システム改革大綱推進基本計画	H14.3	44	11	25.0%
大阪府	行財政計画(案)	H13.9	79	39	49.4%
島根県	中期財政改革基本方針	H16.10	22	5	22.7%
香川県	行財政改革推進プラン	H15.3	46	10	21.7%
福岡県	公社等外郭団体改革指針	H14.3	46	14	30.4%

(全国調査により宮崎県が作成)

独立行政法人化

特殊法人等改革では、38法人が36の独立行政法人化されることとなっているが、独立行政法人化は単に法人形態が変わっただけで、依然として国が交付する運営費交付金にその運営財源を頼っており、さらに職員についても公務員としての身分を引き続き有している「公務員型」の独立行政法人が多い。(平成15年度95法人中56法人が公務員型(特定独立行政法人))

このように、独立行政法人化したとはいえ、単なる「看板の掛け替え」を行ったに過ぎず、行財政改革の観点から実質的な見直しが行われていない状況である。

運営費交付金：独立行政法人に対して、法人の業務運営の財源に充てるために毎年度国が交付している交付金。

使途は法人の理事長の裁量にゆだねられ、次年度への繰越も可能となっていることから、計画(予算)と執行状況との乖離が生じた場合の適切な措置や、繰り越した場合の次年度の執行状況などの把握、透明性の確保などが課題となっている。

法人の民営化等

「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、「民営化等」を行うこととされた特殊法人等は45法人であるが、このうち本来の「民営化」が予定されているのは17法人（JR7社、NTT3社、JT、道路公団等）のみで、「民間法人化」が19法人、「特殊会社化」が3法人となっており、実質的な「民営化」が行われたとは言い難い状況である。

民間法人：特別の法律により設立数を限定された法人で、国が役員を任命せず、かつ、国又は国に準ずるものの出資がない民間法人。

国の指導監督基準においては、制度的な独占を撤廃し、財政的な自立のための経常費補助の段階的縮減・廃止を行うこととしているが、特殊法人等改革により民間法人化される法人は、国家資格者や特定の組合、組織の連合会的な法人が多くを占めている状況。

特殊会社：特別の法律により設置され、必要に応じ国の株式保有義務が法定化されている株式会社。

特殊法人等改革により特殊会社化された3法人のうち2法人は100%国が株式を保有し、理事選任、定款変更、事業計画など、法人運営の主要な部分に所管官庁の認可等を要するなど、制度的に国の関与を残し、法人への無利子融資、長期借入に対する国の債務補償等、財政的な面での支援が設置法で規定されるなど、「民営化」とは言い難い。

(2) 第三者機関による客観的な評価を踏まえた徹底的な見直し

地方の先進的な取組

近年、地方における関係法人の見直しに際しては、公認会計士、学識経験者、企業経営者等の外部有識者により構成される検討委員会や民間の監査法人等の第三者機関を活用した見直しに取り組んでいる。

これは、行政側が用意した原案に対し、単に意見を求めるだけではなく、「民間の視点」を持った第三者機関が主体となって、関係法人の事業、法人の存在意義、経営内容等について客観的に点検・評価を行った上で、外部の専門的な視点で見直し方針を提言、その提言をベースに行政が見直しの最終案を作り上げるもので、ともすれば馴れ合いになりがちな内々の評価を許さない、まさにゼロベースの見直しである。

[地方の取組状況]

関係法人の見直しに伴い外部の委員で構成された委員会等、第三者機関が主体となって作成した提言等を元に見直し方針等を策定（単に意見を反映したものは除外）した県等

（ 青森県、岩手県、東京都、長野県、広島県、福岡県、長崎県
宮崎県、沖縄県 ）

[事例（長野県）]

長野県においては、民間の有識者5名で構成される「長野県出資等外郭団体見直し専門委員会」を設置し、54の個々の対象団体及び県の担当部局に対して直接ヒアリング等を行った上で「県出資等外郭団体のあり方に関する報告書」を取りまとめ、これを受けて県としての「改革基本方針」を平成16年6月に策定した。

また、特に財務上の問題や雇用等の課題を有する7団体については、将来にわたる詳細な改革のスケジュールやその具体策を平成16年9月に「改革実施プラン」として取りまとめ、抜本的な改革に取り組んでいる。

[事例（宮崎県）]

宮崎県においては、監査法人が見直し対象の63法人及び県の担当部局に対する直接ヒアリングや経営評価等を行った上で、各法人ごとの改革の方向性について取りまとめた報告書を作成し、県はこれをベースに民間の有識者で構成される「宮崎県行政改革懇談会」の意見等を踏まえながら「宮崎県公社等改革指針」を策定した。

さらに、平成16年度から、それぞれの見直し対象法人の改革の進捗状況や経営状況等について、定期的な点検・評価を行うとともに、県民に分かりやすく公表するための「点検・評価制度」を導入し、着実な改革の推進を図っている。

国における取組状況とその評価

「特殊法人等整理合理化計画」の策定に当たっては、外部の有識者5名で構成される「行革断行評議会」の意見を聴取している。

しかし、この評議会による審議は、道路四公団等、一部の特殊法人等については、個別の法人ごとに事業の必要性や組織の在り方について、詳細な議論がなされているものの、他の多くの特殊法人等については、国側の説明に対する総論的な意見聴取に終わっており、個別の法人ごとの詳細な評価・審議等が行われていない。

（3）関係法人に対する歳出の合理化

地方の先進的な取組

地方においては、関係法人に対する歳出の合理化が見直しにおける大きな課題であり、補助金、委託費等を厳しく見直し、削減に取り組んでいる。（都道府県の状況は巻末の参考資料を参照）

国における取組状況とその評価

特殊法人等への財政支出

特殊法人等向けの財政支出については、

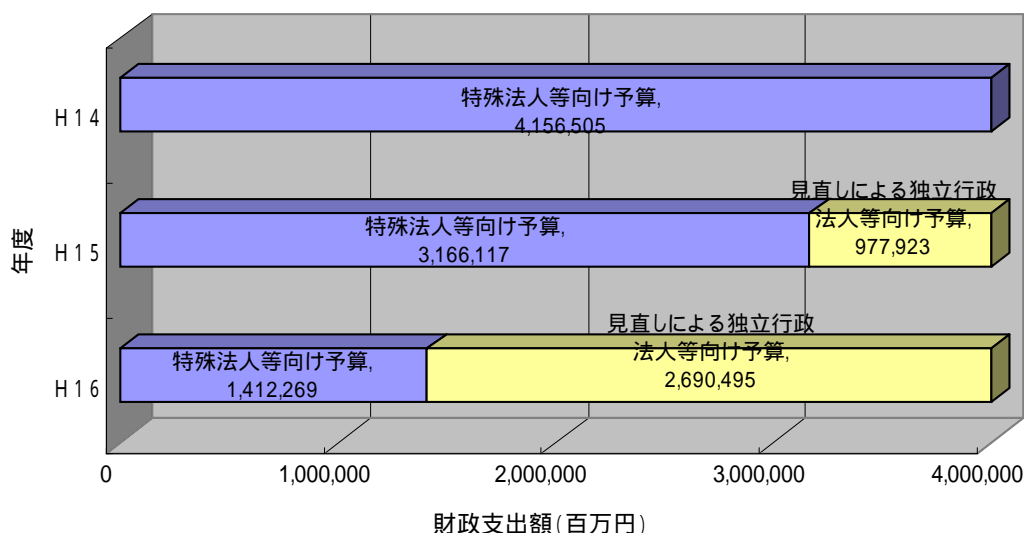
平成14年度予算総額 4兆1,565億円

平成15年度 " 3兆1,661億円 (対前年度比 23.8%)

平成16年度 " 1兆4,123億円 (対前年度比 55.4%)

となっており、一見すると大きな歳出削減が進められているようではあるが、独立行政法人化等により組織形態を変えた法人への支出を含めると、平成15年度125億円、平成16年度413億円という、全体からは僅かな削減であり、真に歳出削減が行われているとは言い難い状況である。(図14参照)

(図14) 特殊法人等向けの国の財政支出について

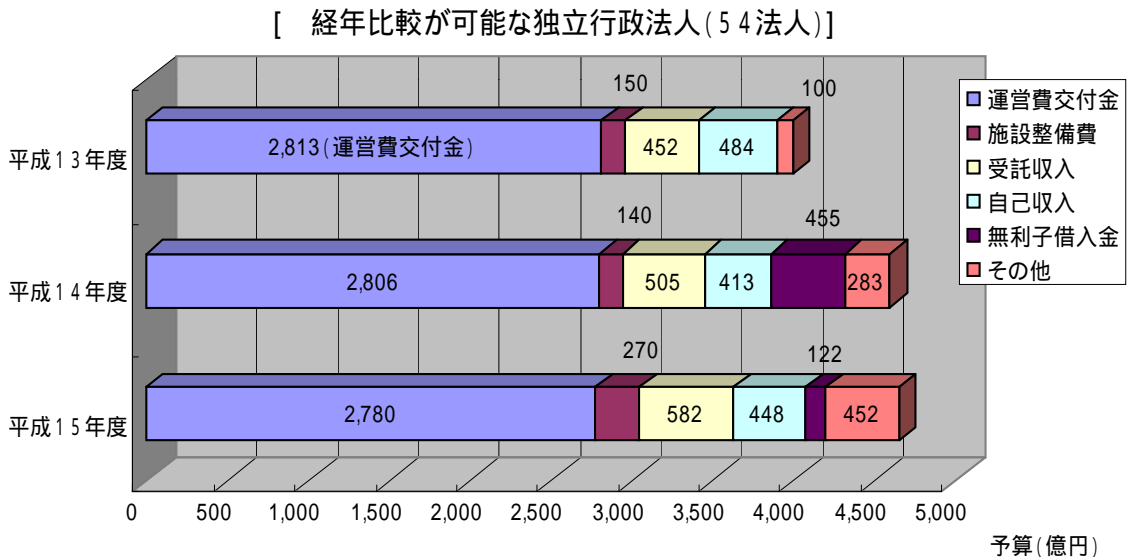
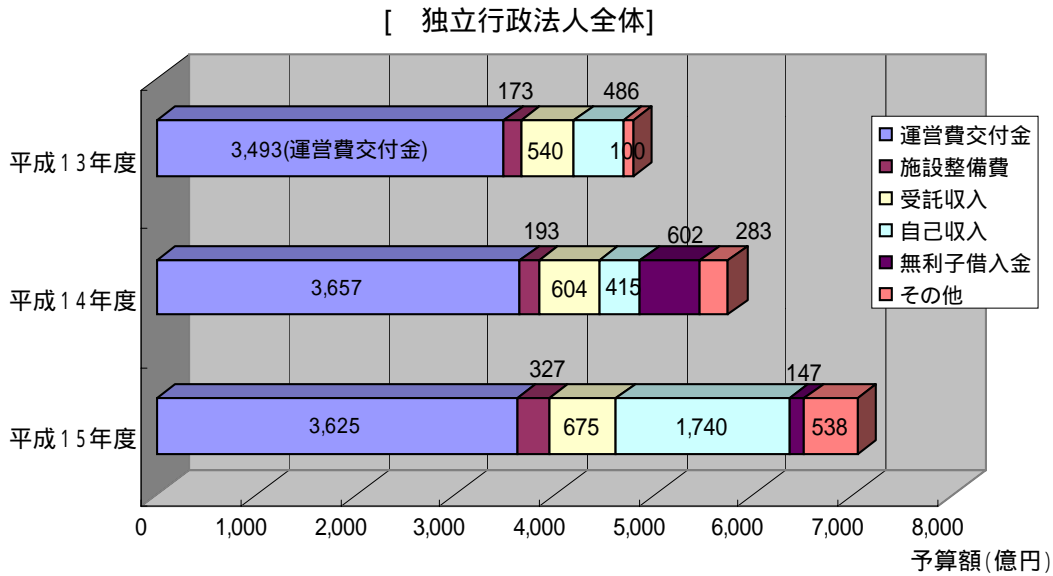


(出典：特殊法人等改革推進本部参与会議資料により作成)

独立行政法人への運営費交付金

特殊法人等改革では、38法人が36の独立行政法人化されることとなっているが、国から独立行政法人に対して交付される多額の運営費交付金については、用途を限定されず繰越も可能な運営費であるが、独立行政法人数の増加とともに運営費交付金総額も増加しており、経年比較が可能な独立行政法人(平成13年度から独立行政法人化した法人)に限定しても、ほぼ横ばいとなっており、今後、更に適切な業績評価を進めるなど、国の財政負担を最小限とするような視点での更なる見直しが必要と考えられる。(図15参照)

(図15) 独立行政法人の予算推移



(出典：独立行政法人評価年報[平成14年度版]等(総務省)により作成)

公益法人に対する補助金、委託費の支出状況

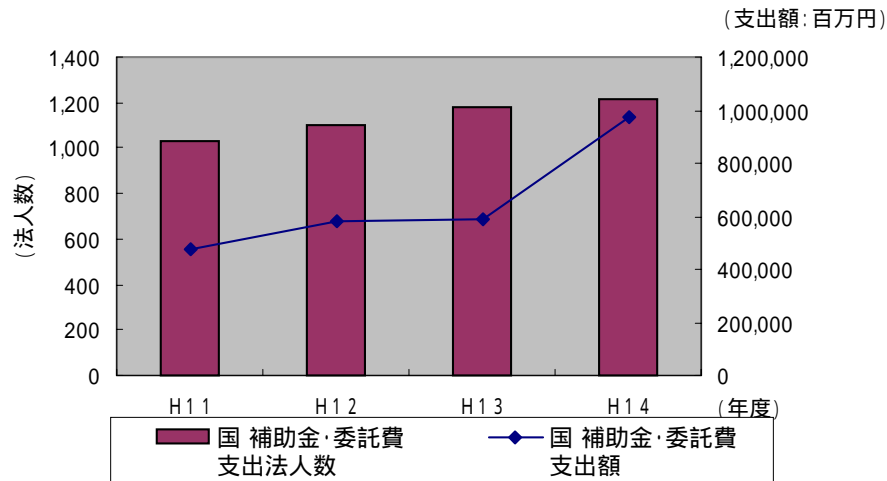
国及び都道府県から公益法人等へ支出している補助金等及び委託費に関しては、国においては支出対象法人数が平成11年度以降、毎年度増加しているほか、補助金、委託費の支出合計額は、平成11年度と平成14年度の比較で約5,000億円の増と、ほぼ倍増している。

一方、都道府県においては支出対象法人数、支出額のいずれも減少している。

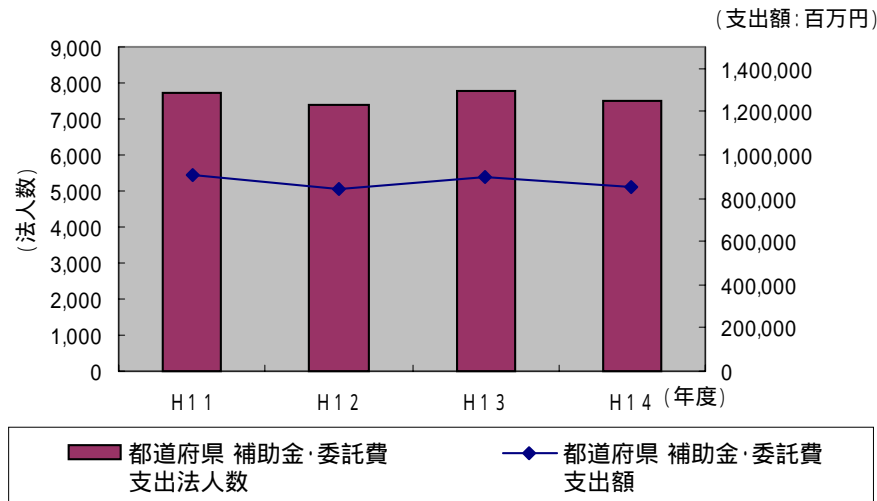
なお、平成14年度においては、国所管の公益法人への補助金等及び委託料の総額は、都道府県全体の総額を1,200億円以上上回っており、これらの状況も踏まえ、国においては歳出の合理化に向けた更なる見直しが必要である。(図16参照)

(図16) 公益法人に対する補助金、委託費の支出状況

[補助金、委託費を支出している公益法人数及び支出額(国)]



[補助金、委託費を支出している公益法人数及び支出額(都道府県)]



(出典: 「公益法人に関する年次報告(平成13年度~平成16年度)」(総務省)により作成)

提言 4 - 2 関係法人の役員報酬等の適正化

特殊法人等、公益法人、独立行政法人等の役員の報酬・退職金については、地方の関係法人と比べて、非常に高い状況となっており、いわゆる「天下り問題」に対する国民の厳しい批判もあることから、公務員任用制度の見直しと併せて、一般国民の納得を得られるようなものとする。

特に、独立行政法人の職員給与については、国家公務員の給与水準より高い状況にあるが、独立行政法人には国から多額の運営費交付金が支給されていることを踏まえ、適正な水準とすること。

「公務員制度改革大綱」（平成13年12月閣議決定）に基づく国の取組

「公務員制度改革大綱」（平成13年12月閣議決定）を策定し、特殊法人等や公益法人への再就職について適正なルール設定を行い、再就職状況の公表及び役員の報酬や退職金の縮減等の指導を行っている。

独立行政法人の役員の報酬、退職金の支給水準等

平成15年度における独立行政法人の役員の報酬については、法人の長で、年間平均で約2,000万円となっている。これは、都道府県知事の平均年間給与額の2,100万円にほぼ匹敵し、極めて高い水準となっている。（表15参照）

また、職員の給与水準についても、国家公務員を基準としたラスパイレス指数による比較でも、高い水準にある。（図17参照）

独立行政法人は、国から支出される多額の運営費交付金により運営されている実情を踏まえ、役職員の給与等について適正な水準へ見直す必要がある。

（表15）独立行政法人の常勤役員の報酬水準

常勤役員の平均報酬額

（千円）

区 分	常勤役員の年間報酬（平均）			備 考	
	法人の長	理 事	監 事		
国	独立行政法人全体（95法人）	18,824	15,957	14,010	
	特殊法人等移行 独立行政法人（31法人）	19,868	16,319	14,398	

注1) 報酬額には諸手当を含む。

注2) 理事には副理事長等を含む。

常勤役員の退職手当支給状況

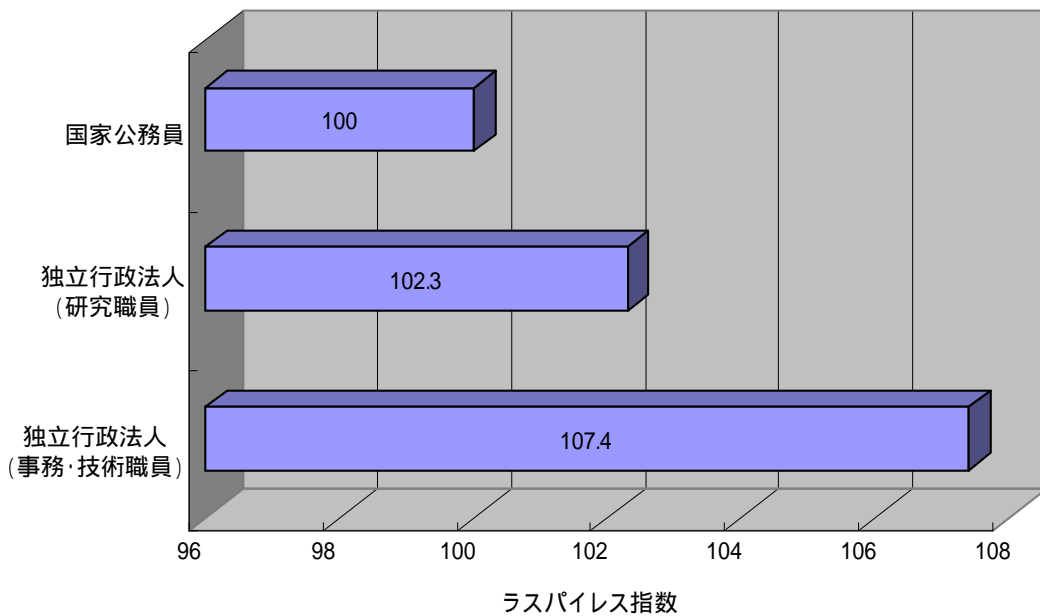
(千円)

区 分		常勤役員の退職手当			平均在任 期間
		法人の長	理 事	監 事	
国	支給人数(法人数)	4人(4法人)	17人(11法人)	1人(1法人)	2年3月
	一人当たり単純平均額	6,339	6,708	6,743	

注) 独立行政法人については、全体95法人の支給状況(特殊法人等移行独立行政法人では支給データなし。)

(出典：「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与水準(平成15年度)の公表」(総務省)等により作成)

(図17) 国家公務員と独立行政法人職員の報酬水準の比較(ラスパイレス指数)



(出典：「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与水準(平成15年度)の公表」(総務省)により作成)

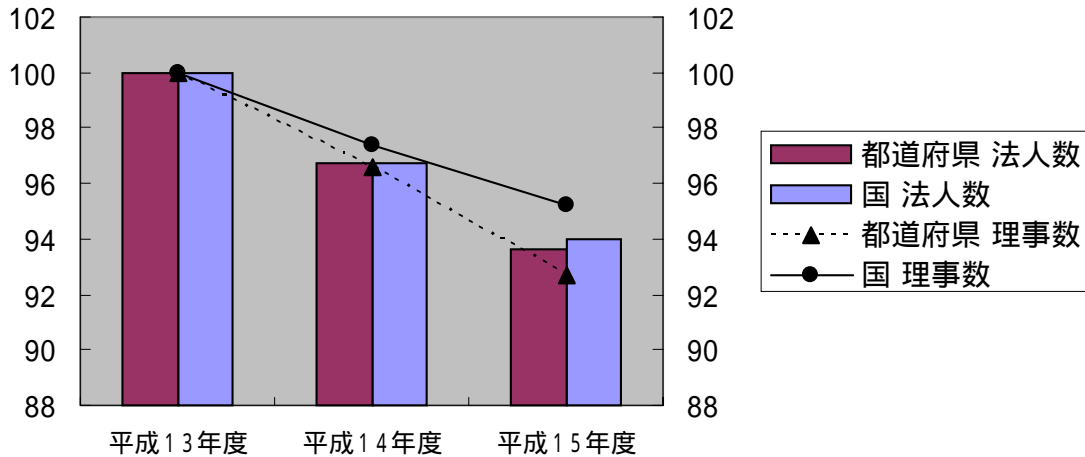
公益法人の役員就任状況及び役員の報酬、退職金の支給水準等

前述したとおり、国から公益法人に対する補助金、委託費等の支出法人、支出額が増加している中、これらの公益法人にいる公務員出身の理事の数についても、都道府県と比べて国は減少率が低く見直しが不十分であり、これら公益法人の役員の報酬、退職手当の支給状況についても、地方と比較して非常に高い水準にあり、さらに縮減の努力を行うべきである。

公務員出身の理事等の状況

公務員出身の理事のいる公益法人の数及び公務員出身の理事数の平成13年度から平成15年度までの推移（平成13年度を100とした場合の減少状況）を見ると、都道府県と比べて国の方の減少が小さい状況にある。（図18参照）

（図18）公務員出身理事のいる公益法人数及び公務員出身の理事数の状況
（平成13年度を100とした場合の減少状況）



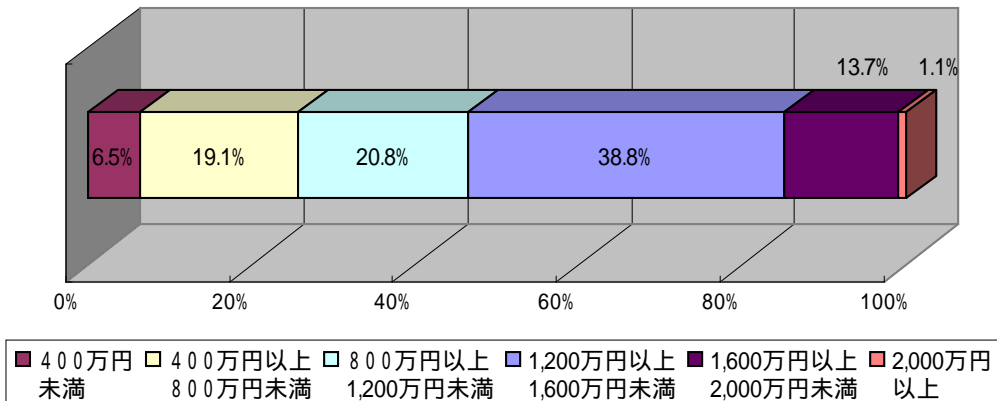
（出典：「公益法人に関する年次報告（平成16年度）」（総務省））

公益法人の役員報酬・退職手当の状況

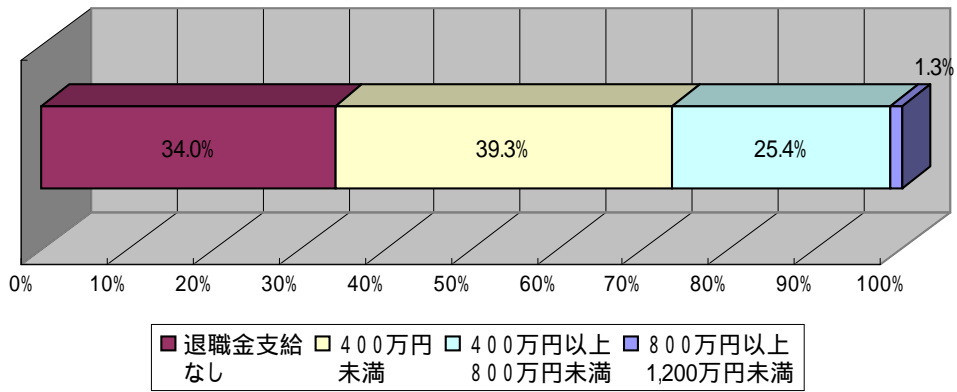
国所管の公益法人においては、役員の間年報酬が1,200万円を超える法人が半数を超えており、役員報酬等の水準は地方と比べ非常に高い水準となっている。

（図19、図20参照）

（図19）国所管公益法人の役員の間年報酬額規模別法人数



(図 2 0) 国所管の公益法人の役員の平均退職手当規模別法人数



(出典 : 「 公務員制度改革大綱に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況の調査結果 」 (総務省) 等により作成)

提言 4 - 3 公益法人が行う検査・検定事業の見直し

国から公益法人が委託、推薦等を受けて行っている検査・検定等の事務・事業の登録制への移行について、民間参入を阻む参入障壁を設けるような骨抜きの改革とならないように厳しく監視すること。

行政委託型公益法人等改革については、平成14年3月に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を閣議決定し、国から公益法人が委託、推薦等を受けて行っている検査・検定制度については、事業者の自己確認、自主保安を基本とする制度に移行することとされ、これが必ずしも適当でないときは登録制に移行することとされているが、民間参入を阻む参入障壁を設けるような骨抜きの改革にならないよう厳しく監視することが求められる。

また、公益法人への補助金、委託料等の財政的関与や、公務員出身者の理事就任といった人的関与についても、前述のとおり十分な見直しが行われていないことも踏まえ、公益法人に対する行政関与については、更なる行革努力が必要である。

提言 4 - 4 法人見直しに伴う情報公開

国の関係法人の抜本的な改革を、実効性あるものとするためには、徹底した「情報公開」が最も有効であるため、断片的で限定的な「形だけの情報公開」ではなく、国民に対してわかりやすく、総合的で体系的な情報提供に努めること。

地方の先進的な取組状況

地方においては、見直し対象となる法人の定期的な点検・評価制度の導入等により、法人の改革の進捗状況、事務事業、財務状況等について、ホームページ等を利用しながら積極的な情報公開に取り組んでいるところである。

国の取組状況とその評価

「特殊法人等整理合理化計画」、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」等においては、改革の実施状況等について「情報公開」を行うこととされている。

しかしながら、国の関係法人が様々な法人形態、制度により構成されており、見直しの全容が非常に複雑なものとなっている上、実際に公開されている情報は、各個別の法人毎の断片的な情報や、限定的な情報が多く、それらの情報について一元的に整理されていないため、改革によってどのような効率化・合理化が図られたのか、必要な情報がどこにあるのか、国民側から見て非常に難解なものとなっている。

国においても、財政支出の推移等の改革の実施状況等について、総合的で体系的な情報を、国民に分かりやすい形で公開することが必要である。

提言 4 - 5 地方における関係法人の見直しへの対応

- (1) 地方三公社の見直しなどの地方の関係機関の見直しに当たって、国の法令・制度等が改革の障壁となっている場合があることから、このような法令・制度等については、早急に見直しを行うこと。
- (2) 林業公社など国の政策誘導により設立された法人の経営が悪化していることから、公庫への繰上償還の要件緩和など、早急に対策を講じること。

(1) 関係法人の見直しに伴う法令・制度上の障壁に関する課題

地方で進めている外郭団体の見直しに当たって、次のように国の法令、制度等が見直しの障壁となっており、国においては早急に対応する必要がある。

地方三公社

地方三公社（土地開発公社、道路公社、住宅供給公社）については、地域によっては存在意義が低下しているところもあり、最近では統合による組織の効率化や解散を検討している地方団体も多数あるところである。

しかし、地方三公社はいずれも特別法に基づき設立される法人であることから、法人そのものの形態を変更できないため、各公社の形態を維持しつつ事務部門のみの統合に留まるなど、抜本的な改革が進まない状況となっている。

[事例]

- ・地方三公社の事務部門のみの統合を既に実施 28 県
（ H16.10 調査。3 公社統合 18 府県、その他 2 公社統合 10 県 ）
- ・住宅供給公社の廃止を検討 11 県程度
（ H16.2 調査。住宅供給公社の自主解散については、国土交通省が法案を国会に提出中。 ）

その他の法人

地方三公社以外の法人についても、類似の事業を行っている、又は関連の深い事業を行っている複数の法人について、運営の効率化やサービス向上のために統合や事業の移管等を検討しているが、法令等により事業の実施団体が制限されているなど、見直しに支障をきたしていることがある。

[事例（統合ができない）]

- ・信用保証協会・農業信用基金協会 - 長野県
- ・県農業会議、農業開発公社（農地保有合理化法人）、農業後継者（担い手）育成基金 - 長野県、宮崎県

（２）国の政策誘導により地方に設立した法人の経営悪化に関する課題

過去において、国の政策的な誘導により、全国的に同様の法人が同時期に多数設立されたが、これらのうち特に林業公社については、全国的に多額の債務を抱え各県共通の深刻な課題となっている。国においても農林漁業金融公庫の債務の繰上償還の要件を緩和する等、可能な限りの対応を早急に講ずるよう検討すべきである。

このような状況も踏まえ、農林漁業金融公庫に対する債務の繰上償還の要件緩和等、関係法人の金利負担の軽減に向けた融資制度の見直しなど、国として講ずるべき対応を早急に検討し実施すべきである。

5 その他

提言5 国民の目線から乖離した規律の乱れの是正

残業を理由とする遅刻の常態化や、不適切な会計処理・予算執行を改めるため、組織のトップの政治的責任が有効に機能し得るシステムや、予算執行のチェック体制の構築が急務であること。

勤務時間に見る霞が関の状況

霞が関では、深夜までの残業が日常化している。このこと自体が、国会対策業務、予算編成業務などのありかたとして、一つの論点ではある。

それだけでなく、通常的残業の存在が、大きく二つの甘えを許していることが問題である。超過勤務手当が実績を大きく下回ってしか支給されていないことは、たしかに同情に値する。そのことを「言い訳」として、「せめて夜食代、タクシー代は自腹を切らせないで・・・」ということになる。そのために、その分の経費を職域としてどこからか調達してこななければならないとなり、それが、関係団体への依頼や、「裏金づくり」の誘惑へと進行してしまう。現在、タクシー代については予算措置がなされているようだが、こうした資金づくりのシステムができてしまえば、経費の使途は夜食代、タクシー代に限定される必要はなくなる。何にでも適用可能な経費づくりへと「進化」してしまう。

甘えの第2が、朝の出勤時間の遅さである。「昨夜遅かったから」というのは、理由としては薄弱である。民間企業においても、遅くまで残業を強いられている職員は多数いるが、朝の出勤時間に遅れていいという特例は設けられていない。霞が関では、職域全体として勤務開始時間が遅い。県庁のそれと比べても、1時間以上の遅れがある。東京の通勤事情に理由は求められないのは、東京の民間企業の始業時間は、決して遅くないことを考えれば、明らかである。

分析すべきは、なぜこのような朝の始業時間の遅さが、改善されないのかということである。地方自治体であれば、職員の出勤時間の遅さを見咎める住民の目があるのに比べて、大都会東京にはそれが無いという緊張感の違いはある。

規律の乱れを正すシステムの機能状況

大きな要因は、朝の始業時間の遅さをチェックするための組織のシステムが機能していないということである。地方自治体であれば、職員及び組織の規律の乱れは、首

長の政治的な責任となって、住民からは厳しい批判の対象になる。したがって、最終責任者としての首長が、規律の乱れを許さないというシステムが機能する。一方、霞が関各省における規律の乱れは、最終的に誰がチェックするのか。事務次官には政治的な責任はないので、大臣ということになるが、平均在職年数が1年ちょっとの大臣に、真の意味での「組織のトップ」としての政治的責任を期待するのは、無理である。最終的な責任は、内閣総理大臣に存することになるが、あまりに迂遠である。

霞が関における組織としての規律の乱れの事象については、散発的に新聞や週刊誌、マスコミで取り上げられることがある。その時からしばらくは、なりを潜める格好にはなるが、本質的な改善にはつながらない。結局のところ、霞が関では、組織的な規律の乱れを正すシステムが機能しない。朝の出勤時間の遅さといった、一見瑣末な事象ではあるが、一時が万事である。こういった瑣末な事象さえ改善できないのであるとすれば、税金の有効な使い方といった、もっと大きな事象は、一体誰が、どうやってチェックすることになるのであろうか。政治的責任が有効に機能するシステムを、せめて地方政府並みには打ち立てなければ、国の行財政改革など期待し得ない。

会計処理における規律の乱れ

国は、会計処理に適正を欠く予算の執行があるにも関わらず、改善が進んでいない。

例えば、会計検査院の2003年度検査報告において、会計経理が適正を欠いているものとして、文部科学省と厚生労働省に対し指摘を行っている。

文部科学省においては、日付欄が空白の請求書を業者に提出させ、翌年度適当な日付を記入しての予算執行をするなど、会計法令等に違背し適正を欠いているとの指摘（26億4270万余円）。

厚生労働省においては、2件の指摘を受けている。1件は、備品購入に係る書類を偽装しての不正支出と目的外の用途に使用したとして著しく不当とされた会計経理（1億7302万余円）。もう1件は、国民年金事業に使用する金銭登録機の購入に関するもので、本来は、本庁で一括調達する要件を備えているにもかかわらず、各社会保険事務局等で小口に分割して随意契約により調達するなど、契約の公平性、透明性、競争性、経済性等が確保されず、会計法令の趣旨に反し適切でないとするものである（4億4648万余円）。これは、入札制度そのものを揺るがす問題であり、公金のなんたるかを忘れた所業と言わざるを得ない。

また、NPO法人「情報公開市民センター」が、2003年度の主要15省庁のタクシー代の管理体制と支出額の実際について情報公開請求による調査を行い、予算と使用実績との乖離やタクシー代の管理体制の不備等について、知り得た情報の範囲で指摘を行っている。タクシー代の支出額は、本省一般会計分だけで推計を含め、実に人口1万人規模の町村の年間予算に匹敵する年額60億円にも達する額となっている。

このことは、国は、税金を誰のためにどのように使わなければならないのか、どうすれば効果的効率的に使えるのかということを改めて考えさせられる問題である。

日常化している深夜残業のために、莫大なタクシー代を支出している現状を変えなくてはならない。業務執行体制やタクシー代の管理体制を早急に見直すことで、 unnecessary タクシー利用を抑制することができ、大幅なタクシー代の削減につながるはずである。

さらに、兵庫労働局の備品購入に係る不適切な入札やカラ出張による裏金問題等、国においては、チェック機能が麻痺したとしか思えない不明朗な会計処理による無駄使いが見られる。

直ちに、不適切な予算の執行をチェックできる体制構築と、無駄を省き効果的効率的な予算執行に努めるという意識改革が必要である。

行財政改革が叫ばれる中、足下からも見直しを行うという姿勢が必要である。

提言 6 地方債務を拡大させた政策誘導に対する責任

国は、交付税措置を絡ませた相次ぐ景気対策をはじめ、自らの政策誘導が地方債務を増大させた要因の一つであることを自覚し、反省すること。

地方の債務が肥大化したことは、国の施策の反映である

バブル経済の破綻後の不況脱出策として、国が実施してきた数々の経済対策が、結果として地方交付税の増加、そして地方の債務の拡大を招いている。

第1に公共事業によるものである。

国は、バブル経済破綻後の平成4年度(1992年度)補正予算から相次いで「景気対策」を実施した。

これら「景気対策」の多くを占めていたのが、地方が実施する公共事業であり、国は、地方による景気対策としての「公共事業」実施を促すために、いくつかの措置を講じてきた。

ひとつには、いわゆる「ふるさとづくり事業」はじめ多くの地方単独事業である。地方単独事業については、公共事業費等に係る地方負担額(公債費など)の一定割合を地方交付税の基準財政需要額に増額算入する事業費補正を行ってきた。

さらに、1990年代に相次いだ補正予算による公共事業に実施に当たっては、国が指定する特定の公共事業に関して地方が起債した場合、その元利償還の一定割合を地方交付税の基準財政需要額に算入するいわゆる「補正予算債」措置が講じられた。

国にとって、このような地方交付税による措置は、財政特例法制定が必要な赤字国債の発行と異なり、地方交付税法の附則改正で対応でき、また、国の財政負担はすぐには生じず、負担が生ずるのは地方債の据置期間が過ぎる3~5年後となるといったメリットがあった。

一方、地方にとっては、事業が特定されるとはいえ起債枠が広がり、その元利償還が後に交付税で手当されるということで、財源の不足を理由に見送っていた事業や進捗を押さえていた事業の実施を後押しすることとなった。

第2に「減税」措置である。住民税、所得税は、平成6年度に特別減税が実施され、翌年度以降、引き続いて減税措置がとられた。国は、住民税減税によっても財源が確保できるよう「減税補てん債」の発行を認め、減税補てん債の償還については基準財政需要額に算入するという交付税措置を約束した。

このような措置により、90年代を通じて地方債残高は大きく増加した。また、相次ぐ交付税措置などにより基準財政需要額は増加し、一方で景気の低迷や、また減税も影響して基準財政収入額は伸び悩んだことから、地方交付税額は90年代を通じて拡大し、その伸びはGDPのそれを大きく上回っている。

本来、地方交付税は、地方税収入の少ない団体にも一般財源を保障するために、地域的に偏在している税源などを調整する仕組みであり、また地方債は、事業から便益を受ける

将来の住民にも負担を求めるため、公共事業などの実施に際し地方公共団体による発行が認められている。

バブル崩壊後の経済対策として、地方は、国の景気対策の一翼を担う形で公共事業などへの支出を増大させた。その中で、地方債、地方交付税は、その本来の役割を離れて、国が地方を政策誘導する措置として機能してきた。地方自治体はそれぞれ独立して予算を編成する機関であるにせよ、現在の地方財政の状況を地方自治体の責任のみから論じることが、大変に一面的なものであり、地方債務の肥大という状況は、バブル経済破綻後の国の施策の反映なのである。

国は、このような責任を充分認識し、自らの過ちを謙虚に反省すべきであり、地方がこれまでに行った起債の償還にあたっては、当初の約束どおり交付税措置を行うべきと考える。

また、現在進められている合併特例債や、政策誘導型の交付税措置は、地方財政を90年代と同様の過ちに導き、破綻へと追いやりかねないことから、これら措置は見直すべきであると考えます。

国の行政改革・財政改革が進まない要因

国は、500兆円以上にものぼる長期債務について、これまでに「改革と展望」以上の明確な解消方策を示してきたことがない。今日の財政状況を鑑みれば、解消方策とスケジュールを早急に示すべきであることは当然であるが、その際、地方が厳しい財政状況下でやむを得ず人事委員会勧告を超えて行っている給与削減などを盛り込まない限り、現実的な解消方策にはならないであろうことは、容易に想像がつく。

では、なぜ、地方との比較において、国の行政改革・財政改革は遅れているのであろうか。なぜ、国は根本的な改革に不熱心であり、またそれが許されてきたのであろうか。ここでは、次の要因を指摘し、こうした要因を国自身が十分に自覚して改革に邁進するよう促すこととする。

情報公開の進捗の問題

これまで国の行政改革が遅れている事例の一つとして情報公開の取組を取り上げてきたが、実は、逆に情報公開が遅れていることこそが、国の行政改革・財政改革が進まない要因になっているとも言える。振り返れば、地方自治体が変革の荒波に晒されるきっかけの一つとなったのも、食糧費問題を顕在化させた「情報公開」であった。

しかし、当時、地方の食糧費で接待を受けた側の国には情報公開法が存在せず、国の職員は荒波から守られることとなった。

まさに、情報公開の遅れこそが、改革の遅れを招いたとすることができる。

財政ルール上の問題

地方自治体は、財政赤字が標準財政規模の5%を超えた場合、いわゆる「財政再建団体」として予算編成にも制約が課せられ、国の強い指導の下で財政再建を行わざるを得ない状況に追い込まれる。地方自治体では、自治を確保するために必然的に財政再建団体への転落を回避しようとする強い意志が働き、人事委員会勧告を上回る給与削減といった止むに止まれぬ措置も含め、あらゆる手段で財政状況の改善に努めることとなる。

これに対し、国の場合は、財政状況が深刻な状況を迎えても何らペナルティが課せられることはなく、赤字国債の発行により当面の財源の確保が可能になっている。無論、赤字国債の発行には特別法の制定を要するが、この国債の発行を問題視しない多くの官僚と、厳しい議論を行うことなく発行を認める国会議員との馴れ合い関係と無責任体制の中で、とにもかくにも財源は確保されるため、自ら身を切るような策を取ろうとする強固な意志が働かないのではないかと思われる。

統治システム上の問題

大統領制（首長制）をとる地方自治体では、首長は選挙民の投票で直接選出され、職員に対して強い人事権を有している。そのため、首長の意思次第で思い切った改革を行うことも可能である。

一方、議院内閣制をとる我が国の政府では、内閣総理大臣は、かつて「同輩中の首席」

と言われたが、内閣官房の機能が強化された現在でもなお、本来期待されていた機能が発揮されていない。16年度に議論された「三位一体の改革の全体像」の顛末にも見られるとおり、総務大臣は、各大臣を指揮し命令する実力において首長に劣る面がある。また、各大臣は、強固な官僚制の上に置かれ、官僚に対する人事権を事実上有していないと言える。加えて、大臣や事務次官は在任期間が極めて短い上に、リーダーシップやマネジメント能力に欠ける場合が多いのが実態である。こうしたことから、財政を財務省が、定員管理を総務省が所掌する中であっては、両省の壁を越えて人件費の抑制など思い切った措置を財政再建の柱に据えるような、政治主導のトップマネジメントが難しい環境にあると考えられる。

規模とマネジメントの問題

都道府県の平均職員数は、一般行政部門で約7000人、教員を含む教育部門や警察部門、公営企業部門を加えても約3.5万人であり、首長がマネジメントできる範囲にあると言える。

一方、国は、公社や独立行政法人の職員を除いても約33万人の職員を抱えており、組織としては余りに大きすぎる。地方と比較すると、このような極めて大規模な組織の全体を掌握し、職員を律することは至難の業であり、改革を進めるに際してもマネジメントに自ずと限界があると考えられる。

政権交代の可能性の問題

政権交代の可能性の有無は、行政が自らを律することができるか否かの大きな要素となる。地方自治体では、方向性が大きく変わる政権交代が近年富みに見られるが、その都度、旧来の行政の悪弊が露呈し、改革が進む力となってきた。

一方、一時期を除いて、政権交代が皆無に等しかった国においては、与党と官僚の馴れ合いが常態化していることが多く、官僚組織は緩み、自らを律することはとても期待しにくい。その意味では、国の官僚組織は、長らく政権交代のないままぬるま湯の中に浸かってきたと言える。

ライバルによる競争性の問題

47都道府県は、ほぼ同様のミッションを持ち、概ね同じような条件下でレースをしている状況にあると言ってよい。ある県で画期的な改革を行い、画期的な政策を打ち出しているとなれば、他の都道府県でもそれに負けない改革を行い、優れた政策を生み出そうという力が働く。47都道府県がいわば「善政競争」を行い、切磋琢磨しているということである。

しかし、国には競う相手がいない。府省レベルにおいても、各府省のミッションが異なるため、府省間にこうした競争は生じにくい。例えば、国土交通省と厚生労働省は、縄張り争いや予算の分捕り合戦は繰り広げるが、「善政競争」のライバル同士にはなり得ない。

このように、ライバルがいない国は、ライバルを持ち競争性のある地方自治体よりも、改革を進める上でシステムとして不利な条件下にあると言える。

「顧客」たる住民との距離の問題

地方自治体は、その職務内容が住民生活と直結し、住民と直接接する機会が多いため、住民を「顧客」として捉えやすい環境にある。逆に言えば、「顧客」たる住民からその業務の質や効率について評価されやすい環境にあり、住民の視線を常に意識する必要に迫られている。政策評価の取組や企業経営評価制度である「日本経営品質賞」の仕組みの導入等、顧客満足を測定する取組が自治体で急速に広まったこともその一端を表わしている。

一方、国の場合は、一部の地方支分部局を除けば、その職務内容により物理的な距離が国民から遠いため、直接的な批判にさらされる機会は多くない。また、国では先進自治体の動きを見て政策評価が法定化されたものの、サービスの受け手である国民を顧客ととらえ、顧客満足を高めるための研修等を行っている事実は認められず、顧客志向の意識の醸成は不十分であると言える。こうしたことが、自ら身を切る改革から国を遠ざける原因の一つになっていると考えられる。

公務員としての保身の問題

最後に、公務員としてこれまで保障されてきた身分や官僚社会における地位を守りたいという顕在的又は潜在的な意識が、積極的な行財政改革を阻んでいることを、敢えて指摘しておきたい。

行政情報を積極的に公開しようとせず、関係する業界の利益を優先し、天下り先の確保に奔走する姿勢は、まさにそうした意識を基礎としているものであると言わざるを得ない。

おわりに

「はじめに」でも述べたとおり、当研究会は、政府が推進している「三位一体の改革」が、実は地方分権とは名ばかりで、国の財政再建方策の一つとして地方に負担を転嫁する口実に墮している状況の中、国自身は行財政改革の努力に怠りはないのかどうかという、国への大きな不信感が発端となって設置されたものである。

これまで見てきたとおり、情報公開、入札制度改革、総額人件費の抑制、関係法人の見直しなど、広範な行財政改革のほんの一部分だけを検証しても、地方の積極的な改革姿勢に比べると、国は、国民が得心できる血の滲むような行革努力からは未だ程遠い状況にあると言える。その根底には、生産性の視点を欠いた古色蒼然・旧態依然とした公務員制度が横たわり、また、政治によるリーダーシップやトップマネジメントの欠如、「顧客」を志向する意識の低さなどがこうした状況を創出しているというのが全体の構図であろう。そして、そこからは、国よりも地方の方が、改革を推進する「システム」として優れているのではないかということさえ指摘できよう。

確かに、我が国全体の財政再建や770兆円に上る長期債務の解消のためには、地方においてもより一層の行財政改革の努力が必要不可欠である。全国3000の自治体は、「ハコモノ行政」という言葉に代表される必要性の低い事業への財政支出を根絶し、真に必要な事業を選択して集中投資していく顧客志向のマネジメントを構築しなければならない。

しかし一方で、地方債務の肥大化を招いた原因が、元利償還を交付税で手当することにより地方の起債を促した国主導の度重なる景気対策にあることは、また事実である。現在、国は地方財政が不健全な状態であることを異常なほど熱心にPRしているが、実は、国自身の政策誘導が債務を増大させたという面があることを謙虚に認め、自ら反省する必要がある。

豊富な人材とネットワークを持つ国は、行政改革・財政改革においても先駆的な取組をすべきであるが、先進的な改革は、実際にはこれまで見たとおり地方発のものが多い。国は、地方の先進的な取組を率直に認め、積極的に取り入れてより良い行政システムへと改善していく度量と才覚が十分にあるものと考えている。

国は、真に地方の自由度の拡大につながる抜本的な税財源の移転を行い、地方分権の取組を進めると同時に、当研究会の提言を直ちに実行に移し、自ら身を切る真の行財政改革を断行することを国民に示し、破綻した国家財政の再建に全力を挙げることを大いに期待したい。

なお、最近、一部の自治体において、「ヤミ給与」問題等、厳しく指弾されるべき問題が顕在化した。行政改革や財政改革は何も今日だけの短期的な課題ではなく、終わりなき永遠の課題である。さきに指摘したとおり、地方自治体は、統治システム・競争システムなどの上で、国

にはない優位性を有している。我々地方自治体は、こうした有為な「システム」を活かし、遅れが目立つ国の状況を「手鏡」として、なお一層、改革に邁進しなければならないことを改めて確認しておきたい。

[資料] 全国都道府県調査

知事交際費関係文書の開示状況

都道府県名	相手方の氏名	金額	都道府県名	相手方の氏名	金額	都道府県名	相手方の氏名	金額
北海道	開示	開示	石川県	不開示の場合あり	開示	岡山県	開示	開示
青森県	不開示の場合あり	開示	福井県	開示	開示	広島県	不開示の場合あり	開示
岩手県	開示	開示	山梨県	不開示の場合あり	開示	山口県	開示	開示
宮城県	開示	開示	長野県	不開示の場合あり	開示	徳島県	開示	開示
秋田県	開示	開示	岐阜県	不開示の場合あり	開示	香川県	不開示の場合あり	開示
山形県	不開示の場合あり	開示	静岡県	不開示の場合あり	開示	愛媛県	不開示の場合あり	開示
福島県	開示	開示	愛知県	不開示の場合あり	開示	高知県	不開示の場合あり	開示
茨城県	開示	開示	三重県	不開示の場合あり	開示	福岡県	不開示の場合あり	開示
栃木県	開示	開示	滋賀県	不開示の場合あり	開示	佐賀県	開示	開示
群馬県	不開示の場合あり	開示	京都府	開示	開示	長崎県	不開示の場合あり	開示
埼玉県	開示	開示	大阪府	不開示の場合あり	開示	熊本県	開示	開示
千葉県	開示	開示	兵庫県	不開示の場合あり	開示	大分県	不開示の場合あり	開示
東京都	不開示の場合あり	開示	奈良県	不開示の場合あり	開示	宮崎県	開示	開示
神奈川県	開示	開示	和歌山県	開示	開示	鹿児島県	開示	開示
新潟県	不開示の場合あり	開示	鳥取県	開示	開示	沖縄県	不開示の場合あり	開示
富山県	不開示の場合あり	開示	島根県	不開示の場合あり	開示			

() 病気見舞い等の執行予定がない都道府県については、開示としている。

入札制度の状況

都道府県名	H15一般競争入札等の適用割合				一般競争入札の適用状況	低入札価格調査制度の適用範囲	入札契約方式の改善	入札執行状況の公表			第三者機関による入札監視委員会等の設置状況	審議の公開状況		
	入札方式別	件数	割合	落札率				公表している	公表していない	ホームページへの掲載内容		原則公開	非公開	公開しない理由
北海道	一般競争	412	5	90.70%	適用年度 平成12年度から	適用年度 平成12年度から	入札契約方式の名称 地域限定型一般競争入札			発注見通しの公表				審議は、各企業の個別事項に関する ことが想定されることから。
	指名競争	7536	90.6	95.10%	適用範囲 5億円以上	適用範囲 5億円以上	導入年度 平成12年度							
	公募型指名	2262	27.2	95.80%			入札契約方式の概要							
	工事希望型	29	0.3	96.50%			工事の規模等を勘案して、一般競争入札に地域要件を加味したもの、比較的小規模で軽易な工事を対象に実施							
	随意契約	366	4.4		予定価格が250万円を超える建設工事について集計									
青森県	一般競争	4	0.1	96.32%	適用年度 平成7年度から	適用年度 平成9年度から	入札契約方式の名称 制限付き一般競争入札			入札一覧表				
	指名競争	3297	79.7	95.03%	適用範囲 WTO対象	適用範囲 5千万円以上	導入年度 平成14年度							
	公募型指名	488	11.8	90.87%			入札契約方式の概要							
	随意契約	346	8.4	95.45%			地域要件を原則として県内に本店を有する者とする一般競争入札。H16から適用範囲を5億円以上から4億円以上に拡大。							
岩手県	一般競争	147	5	93.11%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成8年度から	入札契約方式の名称 受注希望型指名競争入札			発注見通しの公表				
	通常型指名競争	2249	76.9	-	適用範囲 1億円以上	適用範囲 1億円以上	導入年度 平成15年度							
	受注希望型指名	28	1	-	適用範囲はH12から適用	適用範囲はH12から適用	入札契約方式の概要							
	随意契約	499	17.1	-			設計金額5千万以上1億円未満の工事を対象に、対象工事の工事概要、参加資格要件等を公募要領により事前に公表し、その中から、競争入札審議会において審査の上、入札参加者を指名する入札方式。							
宮城県	一般競争	1493	55.7	80.70%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成8年度から	入札契約方式の名称 入札後審査郵送方式一般競争入札			一般競争入札における受注状況				
	指名競争	770	28.7	86.40%	適用範囲 1千万円以上	適用範囲 1千万円以上	導入年度 平成14年度							
	随意契約	419	15.6	95.50%	適用範囲はH13から適用	適用範囲はH13から適用	入札契約方式の概要							
							入札参加希望者は、入札公告に基づき入札書等を郵送し、入札参加資格審査は開札後に最低価格提示者から順次行い適格者を落札者として決定する。							
秋田県	一般競争	2	-	96.00%	適用年度 平成7年度から	適用年度 平成9年度から	入札契約方式の名称 簡易公募型指名競争入札等			工事概要、予定価格				
	指名競争	2981	86.6	95.50%	適用範囲 24億3千万円以上	適用範囲 1億円以上	導入年度 平成12年度							
	公募型指名	25	0.7	97.40%			入札契約方式の概要							
	簡易公募型	802	23.3	95.20%			4千万以上24億3千万未満の工事に公募型、簡易公募型指名競争入札を導入。簡易公募型は1億円未満は、振興局管内指名。							
	随意契約	460	13.4	97.60%										

入札制度の状況

都道府県名	H15一般競争入札等の適用割合				一般競争入札の適用状況	低入札価格調査制度の適用範囲	入札契約方式の改善	入札執行状況の公表		第三者機関による入札監視委員会等の設置状況	審議の公開状況		
	入札方式別	件数	割合	落札率				公表している	公表していない		ホームページへの掲載内容	原則公開	非公開
山形県	一般競争	702	64.3	92.90%	適用年度 平成13年度から	適用年度 平成9年度から	入札契約方式の名称 条件付一般競争入札					個別企業の経営情報等が審議に含まれていることがあるため。 なお、入札監視委員会終了後に、委員長(学識経験者等)が審議概要を公表(記者レクチャー)している。	
	指名競争	390	35.7	93.50%	適用範囲 1千万円以上	適用範囲 4千万円以上	導入年度 平成13年度						
	随意契約	未集計			WTO適用案件除く		入札契約方式の概要						
					土木部のみ		格付け、総合点数、施工実績、所在地域等の条件を付した上で、参加者を公募して、一般競争入札を行う。						
福島県	一般競争	1	0.1	94.65%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成6年度から	入札契約方式の名称 条件付一般競争入札				入札監視委員が意見を自由に発言できるように会議は、非公表としている。 なお、議事の概要は、ホームページで公表している。		
	条件付一般	26	0.9	94.73%	適用範囲 24億3千万円以上	適用範囲 24億3千万円以上	導入年度 平成15年度						
	指名競争	2366	86.4	96.21%		入札時VEの工事	入札契約方式の概要						
	技術評価型意向確認方式	58	2.1	97.25%			有資格者名簿の格付け等級・評点、配置技術者の要件、同種、類似工事の実績、同規模工事の実績、地域要件などの条件を付して告示し、資格を確認された者により入札を行う。						
	希望工種反映型	161	5.9	97.47%			対象 5千万円以上の一般土木工事等から抽出 3千万程度以上の橋梁上部工事						
	随意契約	126	4.6	95.28%	公共工事(農林土木)のみ								
茨城県	一般競争	46	1.7	95.05%	適用年度 平成5年度から	適用年度 平成8年度から	入札契約方式の名称 条件付一般競争入札				情報公開条例において非開示としている事項についても審議するため非公開としている。 なお、審議概要を作成し公表している。		
	指名競争	2443	91.3	96.05%	適用範囲 土木5億円以上	適用範囲 政府調達案件	導入年度 平成7、14年度						
	公募型指名	25	0.9	96.34%	建築10億円以上	平成10年10月から1億円以上	入札契約方式の概要						
	随意契約	188	7	96.83%			平成7年度から原則10億円以上のすべての工事 平成14年度から2億円以上のすべての工事						
					土木部のみ								
栃木県	一般競争	0	—	—	適用年度 平成5年度から	適用年度 平成8年度から	特になし				委員の自由な発言を促すため、 国に準じて公開していない。		
	指名競争	2571	92.6	96.60%	適用範囲 24億3千万円以上	適用範囲 一般競争入札及び公募型指名競争入札に付するすべての工事及び2千万円以上の土木及び建築コンサル業務委託							
	公募型指名	17	0.6	94.80%									
	随意契約	206	7.4	96.70%									
群馬県	一般競争	3	0.1	96.00%	適用年度 平成5年度から	適用年度 平成8年度から	入札契約方式の名称 工事成績優良業者限定指名競争入札				委員による審議を自由にもらうため。 なお、審議概要をホームページで公開している。		
	指名競争	2746	93	96.10%	適用範囲	適用範囲	導入年度 平成16年度(試行)						
	公募型指名	9	0.3	96.40%	土木・設備 5億、建築10億以上	土木・設備 3億、建築 5億以上	入札契約方式の概要						
	随意契約	203	6.9	96.70%			技術的難易度の高い工事を対象に、工事成績優良業者を指名条件とする指名競争入札を試行。						

入札制度の状況

都道府県名	H15一般競争入札等の適用割合				一般競争入札の適用状況	低入札価格調査制度の適用範囲	入札契約方式の改善	入札執行状況の公表		第三者機関による入札監視委員会等の設置状況	審議の公開状況			
	入札方式別	件数	割合	落札率				公表している	公表していない		ホームページへの掲載内容	原則公開	非公開	公開しない理由
埼玉県	一般競争	13	0.38	94.34%	適用年度 平成5年度から	適用年度 平成9年度から	一般競争入札の適用範囲の拡大 H7.6~10億円以上 H10.1~1億円以上 H16.5~5千万以上		公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第2項各号				審議に使用する資料等に、情報公開条例において、不開示情報とされるものが含まれる場合、非公開としている。 非公開とするか否かは、各会議ごとに決定している。	
	指名競争	2589	75.95	94.73%	適用範囲 5千万円以上	適用範囲 5千万円以上								
	公募型指名	56	1.64	91.98%										
	意向反映型	4	0.12	96.30%										
	随意契約	807	23.67	95.14%										
千葉県	一般競争	6	0.1	落札率は未集計	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成10年度から	入札契約方式の名称 契約後VE						入札検討委員会で協議される内容は、入札・契約制度のすべての制度を公開していない現状と整合性を維持することが第1の理由であり、委員による積極的な審議を促すことも理由にあげられる。 なお、審議の概要はホームページにて公開している。	
	指名競争	4019	61.2		適用範囲 10億円以上	適用範囲 2億円以上								導入年度 平成12年度
	公募型指名	49	0.7											入札契約方式の概要
	随意契約	2492	38											民間の技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待される。
東京都	一般競争	55	0.7	94.30%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成10年度から	適用範囲の拡大 一般競争入札の拡大(25億円 9億円) 予定価格の事前公表の範囲拡大(予定価格250万超) 入札参加者等の入札前公表の廃止、現場説明の廃止 指名通知方法の変更(電話等で実施、図面等の郵送)		入札者の指名・入札金額				具体の契約案件審査のため、第三者保護を図るため。 なお、審議概要をホームページ上で公開している。	
	希望性指名競争	6499	83	90.40%	適用範囲 9億円以上	適用範囲								
	随意契約	1281	16.3	96.47%		土木 4億円以上								
						建築 5億円以上								
						設備 1億2千万円以上								
神奈川県	一般競争	6	0.2	96.50%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成8年度から	入札方式ごとの適用範囲の拡大(H11~) 条件付き一般競争入札 5億円以上に 公募型指名競争入札 1億以上5億未満 指名競争入札 1億円未満 (建築工事は3億円未満)	1億円以上の入札					入札参加資格確認申請者名	
	指名競争	1260	52.7	91.10%	適用範囲 10億円以上	適用範囲								
	公募型指名	35	1.5	91.40%		WTO対象案件								
	随意契約	1092	45.6	-		解体工事 1千万円以上								
						県土整備部のみ								
山梨県	一般競争	24	0.95	97.17%	適用年度 平成10年度から	適用年度 平成9年度から	入札契約方式の名称 総合評価落札方式						議事録を公開しているため。	
	指名競争	2246	88.81	96.83%	適用範囲 3億円以上	適用範囲								
	公募型指名	32	1.27	96.30%		WTO対象案件								
	随意契約	259	10.24	95.80%		総合評価落札方式								
						入札希望者からの技術提案を数値化し、入札価格を数値化したものとの合計数値から落札者を決定する方式。 より高度な品質の確保ができる反面、事前審査や開札時の事務量の増加という欠点がある。								

入札制度の状況

都道府県名	H15一般競争入札等の適用割合				一般競争入札の適用状況	低入札価格調査制度の適用範囲	入札契約方式の改善	入札執行状況の公表			第三者機関による入札監視委員会等の設置状況	審議の公開状況		
	入札方式別	件数	割合	落札率				公表している	公表していない	ホームページへの掲載内容		原則公開	非公開	公開しない理由
新潟県	一般競争	6	0.1	93.00%	適用年度 平成7年度から	適用年度 平成9年度から	入札契約方式の名称 簡易公募型指名競争入札の試行	契約後入札結果として公表					原情報公開条項に該当する非開示条項が含まれているため、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。	
	指名競争	3312	57	96.00%	適用範囲 10億円以上	適用範囲 10億円以上	導入年度 平成10年度							
	公募型指名	36	0.6	95.50%		H14～ 3億円以上	入札契約方式の概要							
	簡易公募型	563	9.7	96.10%		H16～ 1.2億円以上	土木一式、建築一式、電気、管工事において、格付け等級及び営業所の地域要件のみを付して公募し、要件を満たす参加意向者は原則として全員指名する方式。 H15からは、金額により、2等級にまたがる公募も可とした。							
	通常指名型	2713	46.7	95.90%										
	随意契約	2488	42.9	99.60%										
長野県	一般競争	5904	87.6	70.90%	適用年度 平成14年度から	適用年度 平成15年度から	入札契約方式の名称 受注希望型競争入札	工事の発注予定情報 工事名、工事場所、工期、工種、工事概要、入札予定時期 入札情報 開札日、工事名、工事場所、業種、地域要件、公告文等 工事契約情報 開札日、工事名、工事場所、予定価格、公告文、添付図書、質問・回答、入札経過書				原則公開としているが、その都度会議に諮って非公開とした令がある。(再苦情処理及び談合情報に関する会議)		
	指名競争	10	0.1	67.00%	適用範囲 すべて	適用範囲 250万円超	導入年度 平成14年度							
	参加希望型指名競争入札	318	4.7	77.40%			入札契約方式の概要							
	随意契約	513	7.6	96.70%			参加資格要件等のある制限付き一般競争入札(地域要件を原則県内一円) 入札後に最低価格者から資格審査(事後審査) 入札は郵送方式 H14.11～委託業務、H15.2～建設工事							
富山県	条件付一般競争	2	0.07	98.91%	適用年度 平成10年度から	適用年度 平成11年度から	平成14年度から、競争性の向上を目的として、公募型指名競争入札の指名業者数を拡大。	発注見直し				公開により、第三者により審議が阻害されるおそれがあることや、以後の入札の事務に影響を及ぼすおそれがあること。 建設業法上、非公表となっている項目(民契約部分)が議論に含まれる場合など法人の営業活動に不利益を与えるおそれがあること。 委員会の審議結果の概要を公表することで説明責任をはたせる。		
	指名競争	2481	82.23	96.98%	適用範囲 10億円以上	適用範囲 5百万円以上								
	公募型指名	5	-	98.61%	H5から試行	H10から試行								
	随意契約	534	17.7	95.70%										
石川県	一般競争	3	0.1	97.40%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成8年度から	特になし	発注見直し、入札予定情報、				入札監視委員会での審議事項がこの建設業者の事業実績や経営そのものに関わる内容にわたるため、		
	公募型指名	29	0.9	97.20%	適用範囲 7億3千万円以上	適用範囲 24億3千万円以上								
	通常型指名	3078	98.7	96.40%										
	随意契約	10	0.3	98.30%										
	建設工事のみ													
福井県	一般競争	6	0.1	97.40%	適用年度 平成6年度から	適用年度 昭和58年度から	特になし	建設工事の発注見直し						
	指名競争	2405	49.2	97.20%	適用範囲 5億円以上	適用範囲 2億円以上								
	公募型指名	21	0.4	96.40%	建築一式は工事10億円以上									
	随意契約	2474	50.6	98.30%										
	件数は土木、農林水産部、企業局発注件数。落札率は土木部実績。													

入札制度の状況

都道府県名	H15一般競争入札等の適用割合				一般競争入札の適用状況	低入札価格調査制度の適用範囲	入札契約方式の改善	入札執行状況の公表			第三者機関による入札監視委員会の設置状況	審議の公開状況		
	入札方式別	件数	割合	落札率				公表している	公表していない	ホームページへの掲載内容		原則公開	非公開	公開しない理由
岐阜県	一般競争	20	0.72	96.51%	適用年度 平成12年度から	適用年度 平成10年度から	特になし			公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第2項各号				相互間における審議、検討又は協議に関して、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。議事概要については、委員会の翌日に公開している。
	指名競争	2730	98.66	94.34%	適用範囲 5億円以上	適用範囲 250万円以上								
	公募型指名	8	0.29	92.74%										
	随意契約	9	0.33	97.55%										
		予定価格が250万円を超える建設工事のみ集計												
京都府	一般競争	2	—	95.40%	適用年度 平成8年度から	適用年度 平成8年度から	入札契約方式の名称 入札時VE相互提案型競争入札			平均落札率(年3回)				
	指名競争	1917	44.3	91.70%	適用範囲 24億3千万円以上	適用範囲 5億円以上	導入年度 平成15年度			発注見直し(年5回)				
	公募型指名	47	1.1	92.30%			入札契約方式の概要			入札公告(一般、公募型指名)				
	随意契約	2361	54.6	—			民間において行われている価格交渉によるコスト縮減のノウハウを、透明性及び公平性を確保しながら、地方自治体の枠組みの中で取り入れる方式、入札参加者からの「入札時VE」に加え、入札通知時に府からもコスト縮減提案を行うことにより、民間の技術力・コスト管理能力をさらに引き出し、対象工事に適応した、より低値な入札価格を導いた上で、競争入札を行うもの。			指名停止措置状況 入札監視委員会(設置要綱、開催状況、議事録等)				
大阪府	国際入札	12	0.38	97.12%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成8年度から	国際入札を除き、金額に関係なく工事の内容等に応じて一般競争入札を適用。			名称、場所、種別、工期、 工事概要、入札日、予定価格 入札・契約方法 最低制限価格(調査基準価格) 入札結果(指名業者、入札金額) 契約の相手方、契約金額、契約日				談合情報等公開になじまない審議内容を含んでいるため。
	一般競争入札	7	0.22	93.02%	適用範囲 24億3千万円以上	適用範囲 21億6千万円以上								
	公募型指名	140	4.43	92.38%										
	実績評価型指名	257	8.13	89.33%										
	通常型指名	2746	86.84	88.62%										
	随意契約	122			公共工事のみ									
兵庫県	一般競争	3	0.05	94.50%	適用年度 平成7年度から	適用年度 平成13年度から	入札契約方式の名称 電子入札の実施			発注見直し、入札公告				審議中において、第三者からの発言等で、審議の混乱等を防止するため、議事概要は、公表している。
	指名競争	3485	63.25	90.60%	適用範囲	適用範囲	導入年度 平成15年度			開札結果、入札参加資格諸規程				
	公募型指名	33	0.6	—	契約予定金額WTO対象金額以上	契約予定金額1億円以上	入札契約方式の概要			入札参加資格名簿、				
	随意契約	1989	36.1	—			業務委託については、H17年度に全事業を対象とする。工事については、H19年度までに1千万円以上の全工事を対象とする予定で段階的に実施。			電子入札関係、手続き案内 指名停止情報等				
和歌山県	一般競争	0	—	—	適用年度 平成5年度から	適用年度 平成8年度から	特になし							活発で自由な意見の妨げになる可能性があるため
	指名競争	3013	91.7	91.50%	適用範囲 24億3千万円以上	適用範囲 5千万円以上								
	公募型競争	19	0.6	87.80%										
	随意契約	254	7.7	94.59%										

入札制度の状況

都道府県名	H15一般競争入札等の適用割合				一般競争入札の適用状況	低入札価格調査制度の適用範囲	入札契約方式の改善	入札執行状況の公表			第三者機関による入札監視委員会等の設置状況	審議の公開状況		
	入札方式別	件数	割合	落札率				公表している	公表していない	ホームページへの掲載内容		原則公開	非公開	公開しない理由
鳥取県	一般競争	0	—	—	適用年度 平成7年度から	適用年度 平成9年度から	特になし			四半期ごとの結果情報				
	指名競争	1778	0.84	80.0%	適用範囲 2.4億3千万円以上	適用範囲 6千万円以上								
	公募型競争	41	—	5.5%										
	随意契約	336	0.16	2.5%										
鳥根県	一般競争	19	0.5	97.80%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成8年度から	一般競争入札の適用範囲の拡大(8億円-2億円)公募型指名(2億円以上8億円未満)を廃止し、一般競争入札に一本化							
	指名競争	3017	82.5	96.70%	適用範囲 2億円以上	適用範囲 1億円以上								
	随意契約	623	17	95.60%										
岡山県	一般競争	0	—	—	適用年度 平成8年度から	適用年度 平成8年度から	特になし			発注見直し(四半期ごと公表)				
	指名競争	2451	99.6	93.40%	適用範囲 2.4億3千万円以上	適用範囲 3千万円以上								
	公募型指名	9	0.4	96.30%										
広島県	一般競争	7	0.3	97.30%	適用年度 平成7年度から	適用年度 平成14年度から	入札契約方式の名称 直営施工方式を条件とする公募型指名競争入札			入札結果の公表 発注機関、入札方式、入札日、工事業種、案件名、路河川地区名、予定価格、落札者の決定方法の特例、業者名、入札金額及び落札、くじ等				
	指名競争	2625	94	93.40%	適用範囲 おおむね10億円以上	適用範囲 1億円以上	導入年度 平成16年度							
	公募型指名	95	3.4	94.20%			入札契約方式の概要							
	随意契約	64	2.3	98.60%			第三者に下請けさせることなく自ら当該工事の全部を施工すべきことを条件として行う方式。(県発注工事の受注実績がないために通常の指名競争入札において指名されにくい零細業者について、県発注工事への参入の機会を拡大するとともに、その技術力を検証しようという趣旨で行うもの) 対象工事 設計金額1千万円未満の土木一式工事							
山口県	一般競争	1	—	96.90%	適用年度 平成6年度から	適用年度 昭和58年度から	(物品調達) 政府調達対象 1千万以上 集中調達分で試行中、今後出先機関へ対象範囲の拡大を検討する。			土木部建築部入札公告掲示板に掲載 県建設工事等指名停止措置業者一覧表 土木建築部公共工事発注見直し 土木部建築部入札結果 入札・契約に係る要綱等			審議の過程で法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が提示され、公開することにより当該法人又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるため、また、再苦情の申し立てが円滑に行えるようにするため、なお、非開示事項に関するものを除き、会議終了後、議事概要、委員会の意見の具申等を公表している。	
	指名競争	2383	75.7	94.20%	適用範囲 政府調達基準	適用範囲 500万円以上								
	公募型指名	49	1.6	94.70%	物品調達ではH15から1千万円以上									
	随意契約	713	22.7	—										
	公共工事分のみ、物品調達では4件、業務委託で2件の一般競争入札あり													

入札制度の状況

都道府県名	H15一般競争入札等の適用割合				一般競争入札の適用状況	低入札価格調査制度の適用範囲	入札契約方式の改善	入札執行状況の公表		第三者機関による入札監視委員会の設置状況	審議の公開状況		
	入札方式別	件数	割合	落札率				公表している	公表していない		ホームページへの掲載内容	原則公開	非公開
徳島県	一般競争	10	0.4	95.30%	適用年度 平成16年度から	適用年度 平成12年度から	入札契約方式の名称 入札後審査方式一般競争入札			入札結果表 ・工事名、路線名等、工事箇所、契約日、工期、入札日時・場所、落札額、予定価格、低入札調査基準価格(最低制限価格)、入札参加者名、入札額			
	指名競争	2627	95.4	91.60%	適用範囲 2億円以上	適用範囲 1億円超	導入年度 平成16年度						
	公募型指名	30	1.1	93.50%			入札契約方式の概要						
	随意契約	87	3.1	-			設計金額5億円以上の工事を対象。一般競争入札に参加するための事前の申請手続きを簡略化し、入札後に最低価格入札者から順に入札参加資格の審査を行い適格者である者を落札者として決定。						
	県土整備部発注分												
香川県	一般競争	3	0.1	97.15%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成8年度から	適用範囲の拡大 入札における競争性、透明性の向上を図るため、一般競争入札については、設計金額5億円以上の工事について実施していたものを、平成16年度から、設計金額1億円以上5億円未満の工事のうち、技術的難易度が高い工事について試行を行った。また、公募型指名競争入札については、設計金額1億円以上5億円未満の工事について実施していたものを、平成16年度から設計金額5千万円以上1億円未満の工事のうち、技術的難易度が高い工事について試行を行った。			(発注見直し) ・工事名、工事場所、工期、工事種別、工事概要、入札及び契約の方法、入札時期(入札関係情報) ・工事名、工事場所、入札日、入札者名、住所、入札金額、落札者名、住所、落札金額、予定価格、最低申込価格以外の者を落札者とした場合の理由、最低価格未満の入札者名			議事の概要は公開している。
	公募型指名	17	0.6	95.91%	適用範囲 1億円以上	適用範囲 5千万円以上							
	工事希望型指名	2	0.1	88.97%	H16年度～								
	通常指名競争	2081	73.3	93.05%									
	随意契約	736	25.9	95.72%									
愛媛県	一般競争	7	0.1	92.40%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成9年度から	改善年度 平成15年7月より			本庁土木部で執行した入札結果について公表 入札日、工事番号、工事名、落札業者、落札金額を掲載			入札監視委員会は、委員が抽出した工事について、一般競争入札参加資格の設定方法や指名競争入札に係る指名の経緯等について審議するため、指名業者の経営情報や財務内容等の非公開情報に該当する内容についても審議が及びることが予想されるため、委員会は非公開とし、審議の内容は後日公開する旨、要綱に規定している。
	指名競争	6582	95.13	93.00%	適用範囲 1億円以上	適用範囲 250万円以上	入札後審査型一般競争入札は、透明性、競争性を高めつつ事務負担の軽減と発注期間の短縮を図るため、入札に参加できる資格を公告して入札参加希望者を広く募り、入札後に入札参加資格を最低価格入札者から審査して適格の場合に落札決定する方式。 平成15年7月から設計金額2億円以上の一般土木・建築工事を対象に試行し、平成16年7月から設計金額1億円以上の一般土木・建築工事及び設計金額2億円以上の特殊工事に対象を拡大して試行している。						
	意向確認型指名	2	0.03	95.60%	特殊工事は2億円以上								
	随意契約	328	4.74	97.30%									
	意向確認型指名競争入札は、H15.6で廃止												
高知県	一般競争	3	0.08	94.00%	適用年度 平成11年度から	適用年度 平成11年度から	改善の経過 契約後VE方式の試行(H11～) 入札時VE方式の試行(H15～)			執行機関、工事番号、工事名 落札者名、落札金額			議事の概要は公表している。
	指名競争	2845	80.03	93.10%	適用範囲 7億円以上	適用範囲 1億円以上	公募型指名競争入札の適用範囲の拡大 H15～ 1億円以上の工事を対象 H16～ 25百万円～1億円の工事で試行 総合評価落札方式の試行(H16～)						
	公募型指名	91	2.6	89.80%									
	随意契約	707	19.89	97.70%									
	土木部入札分のみ												
福岡県	一般競争	33	0.4	95.82%	適用年度 平成15年度から	適用年度 昭和58年度から	改善の経過(対象範囲の拡大) H14～ ・一般競争入札 WTO対象金額以上 5億円以上に ・公募型指名競争入札 5億円以上 3億円以上に H15～ ・一般競争入札 5億円以上 3億円 ・公募型指名競争入札 3億円以上 1億円以上			250万円を超える建設工事の発注見直し。 ・電子入札対象案件について指名結果、入札結果、契約内容。			会社の経営状況等について触れることがあるため、議事概要については、公表している。
	指名競争	4616	54.8	94.76%	適用範囲 3億円以上	適用範囲 金額規定なし							
	公募型指名	101	1.2	93.36%									
	随意契約	3668	43.6	96.45%									

入札制度の状況

都道府県名	H15一般競争入札等の適用割合				一般競争入札の適用状況	低入札価格調査制度の適用範囲	入札契約方式の改善	入札執行状況の公表			第三者機関による入札監視委員会等の設置状況	審議の公開状況		
	入札方式別	件数	割合	落札率				公表している	公表していない	ホームページへの掲載内容		原則公開	非公開	公開しない理由
佐賀県	一般競争	0	—	—	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成8年度から	入札契約方式の名称 条件付一般競争入札							
	指名競争	2891	84.83	95.65%	適用範囲 24億3千万円以上	適用範囲 24億3千万円以上	導入年度 平成11年度							
	公募型指名	3	0.09	94.50%			入札契約方式の概要							
	随意契約	514	15.08	-			入札参加資格の主な要件 県建設工事等入札参加資格の認定を受けている者で、県入札参加資格が一定以上であり、かつ経営事項審査の総合点が一定の点数以上であること。 原則として県内に本店を有している業者であること。 対象設計価格 7億3千万円以上24億3千万円未満(H16.4~)							
長崎県	一般競争	116	4.41	88.62%	適用年度 平成16年度から	適用年度 平成8年度から	改善の経過 一般競争入札の適用範囲の拡大 H10 5億円~ H15 2億円~ H16 1億円~(一部試行5百万~)	入札結果一覧表 工事名、工事番号、工事場所、入札日時、予定価格、最低制限価格、参加業者名、入札価格、落札者、落札価格						
	指名競争	2438	92.66	92.23%	適用範囲 1億円以上	適用範囲 1億円以上	低入札調査価格制度の拡大 平成9年1月より1億円以上の工事							
	工事応募型指名	25	0.95	91.63%			最低制限価格制度 H16~ WTO対応、国からの受託、VE提案型入札方式を除く工事について適用							
	簡易工事応募型	20	0.76	93.09%										
	抽選型指名	32	1.22	87.99%										
	随意契約	データなし												
熊本県	一般競争	1	0.02	97.37%	適用年度 平成16年度から	適用年度 平成16年度から	入札契約方式の名称 条件付一般競争入札	一般競争入札、条件付一般競争入札、公募型指名競争入札に係る入札公告(揭示)及び入札結果				審議の公開、非公開については、委員会での都度決定することになっているが、委員の自由な意見を促すため、また事務局の説明に非公表としている業者情報等が含まれている場合があるため、今まで公開したことはない。審議の概要については事後公表している。		
	指名競争	4659	75.45	95.74%	適用範囲 5億円以上	適用範囲 5億円以上	導入年度 平成16年度							
	公募型指名	2	0.04	97.65%	ただし条件付き一般競争入札		適用範囲の拡大 H15 一般競争入札 22.2億円~ 公募型指名競争入札 5~22.2億円							
	随意契約	1515	24.53	96.13%			H16 条件付一般競争入札 5~24.3億円 公募型指名競争入札 2~5億円							
大分県	一般競争	36	0.9	85.10%	適用年度 平成14年度から	適用年度 平成12年度から	入札契約方式の名称 要件設定型一般競争入札	発注見直し 入札広告 有資格者名簿 入札・契約関係規程				県情報公開条例第7条の規定により、非公開とされる事項を含む内容について審議を行うため、構成かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成されないおそれがあるため。		
	指名競争	2945	70.5	95.90%	適用範囲 2億円以上	適用範囲 10億円以上	導入年度 平成14年度							
	随意契約	1197	28.6	96.90%			入札契約方式の概要							
							予定価格2億円以上の工事(H16からは1億円)を対象 競争参加希望見込み業者数が概ね20者となるように競争参加資格要件を設定し、要件を満たす業者が自由に入札に参加できる入札方式。							
宮崎県	一般競争	25	0.7	95.95%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成6年度から	入札契約方式の名称 条件付一般競争入札	発注見直し 入札広告 有資格者名簿 入札・契約関係規程						
	指名競争	2787	73.7	96.73%	適用範囲 WTO対象工事	適用範囲 WTO対象工事	導入年度 平成15年度							
	随意契約	968	25	95.31%	政府調達	政府調達	入札契約方式の概要							
							地理的条件を加味した一般競争入札、原則として県内に本店を置く建設業者を対象とする。							
	公共工事分													

入札制度の状況

都道府県名	H15一般競争入札等の適用割合				一般競争入札の適用状況	低入札価格調査制度の適用範囲	入札契約方式の改善	入札執行状況の公表			第三者機関による入札監視委員会の設置状況	審議の公開状況		
	入札方式別	件数	割合	落札率				公表している	公表していない	ホームページへの掲載内容		原則公開	非公開	公開しない理由
鹿児島県	一般競争	1	—	97.40%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成8年度から	適用範囲の拡大 H16より、入札における競争性の拡大を図るため、一般競争入札の適用範囲を10億円以上の工事に適用。 公募型指名競争入札については、3億以上WTO対象工事の金額未満に適用を1億以上10億未満に適用とした。							審議内容に個人情報等が含まれるため。
	指名競争	6656	97.7	95.90%	適用範囲 WTO対象工事	適用範囲 WTO対象工事								
	公募型指名	33	—	97.40%	H16から10億円以上									
	随意契約	157	2.3	—										
沖縄県	一般競争	9	0.4	99.20%	適用年度 平成6年度から	適用年度 平成10年度から	特になし							議事録は公表している。
	指名競争	2094	87.8	96.80%	適用範囲 7億3千万円以上	適用範囲 24億3千万円以上								
	随意契約	282	11.8	—										

人員削減目標の設定・進捗状況

(調査時点:平成17年3月1日)

「一般行政部門」……総務省定員管理調査による区分で、知事部局、議会事務局、行政委員会事務局で、病院・下水道等の特別会計部門と教育委員会を除く。

都道府県	削減目標の設定									目標の進捗状況					
	設定有無	目標の種類	目標範囲	目標値 (削減数・削減割合)	基準年月日	目標年月日	期間	目標掲載文書	公表有無	時点 (年月日)	経過年数	進捗状況	定期的公表	進捗率	
北海道		純減	知事部局	約3,000人	H15.4.1	H24.4.1	9	職員数適正化計画		H16.4.1	1	9.1%	×	9.1%	
青森		純減	一般行政部門	460人	H13.4.1	H18.4.1	5	行政改革大綱		H16.4.1	3	399人(86.7%)		86.7%	
				800人	H16.4.1	H21.4.1	5	行政改革大綱		-	-	-	-		
岩手		その他	知事部局	縮減 600人	H15.4.1	H19.4.1	4	「行財政構造改革プログラムに基づく職員体制再構築計画」		H16.4.1	1	定数縮減 185人		定数30.8%	
				純減 400人								純減 106人			純減26.5%
宮城		純減	知事部局 (県立大学を除く)	470人程度	H10.4.1	H17.4.1	7	財政再建推進プログラム		H16.4.1	6	445人(目標まであと25人)		94.7%	
秋田		純減	知事部局(大学・病院除く)	3,500人	H10.4.1	H23.4.1	13		×	H16.4.1	6	460人、9.5%		9.5%	
山形		純減	知事部局一般会計	3年間で3%程度	H16.4.1	H19.4.1	3	新しい山形県行財政改革大綱		-	-	取組初年度のため進捗状況の把握はこれから	-	-	
福島		純減	知事部局	150人	H16.4.1	H18.4.1	2	財政構造改革プログラム		-	-	取組初年度のため進捗状況の把握はこれから	-	-	
茨城		純減	一般行政部門	1,000人	H9.4.1	H19.4.1	10	茨城県第三次行財政改革大綱		H16.4.1	7	728人		一般行政72.8%	
			教育委員会事務局職員・教員を含む)	1,370人								1,176人			教育85.8%
栃木		純減	一般行政部門	260人	H13.4.1	H23.3.31	10	栃木県新行政改革大綱(改訂版)		H16.4.1	3	103名		39.6%	
群馬		純減	一般行政	60人	H13.4.1	H16.4.1	3	第3次・群馬県行政システム改革大綱		H16.4.1	3	228人		380%	
			企業局	30人								49人			163%
			教育委員会(教員を除く)	10人								45人			450%
埼玉		純減	知事部局(県立大学を除く)	830人	H9.4.1	H19.4.1	10	行財政改革プラン		H16.4.1	7	658人		79.3%	
				360人(H17には170人の削減見込みで、2年前倒しで上記の目標を達成出来るため、H17を開始年度とする新たな削減計画を策定)	H17.4.1	H19.4.1	3	行財政改革プログラム							
千葉		純減	警察官及び学校教員(標準法による配置職員)を除く県職員	966人	H14.4.1	H17.4.1	3	千葉県行財政システム改革行動計画		H16.4.1	2	825人(85%)		85.4%	

都道府県	削減目標の設定									目標の進捗状況				
	設定有無	目標の種類	目標範囲	目標値 (削減数・削減割合)	基準 年月日	目標 年月日	期間	目標掲載文書	公表有無	時点 (年月日)	経過 年数	進捗状況	定期的公表	進捗率
東京		純減	知事部局、行政委員会事務局、議会局、学校、公営企業局、消防庁、警視庁等(教育庁、教員、病院を含む)	4,000人	H15.4.1	H18.4.1	3	第二次財政再建推進プラン		H16.4.1	1	1,444人		36.1%
神奈川		純減	知事部局	一割程度	H9.4.1	H19.4.1	10	行政システム改革推進本部取組方針		H15.4.1	6	1,581人(11.7%)		117%
	知事以外の任命権者の機関(教員・警察官を除く)		数値目標なし	338人								—		
		純減	知事部局	1,000人	H15.4.1	H19.4.1	4	行政システム改革の中期方針		H16.4.1	1	250人		25%
	知事以外の任命権者の機関(教員・警察官を除く)		数値目標なし	135人								—		
新潟		純減	知事部局	230人以上	H11.4.1	H16.4.1	5	定員適正化計画		H16.4.1	5	387人		168.2%
	教育委員会(教員を含む)		800人程度	1,058人								132.5%		
	病院局		数値目標なし	34人								—		
	企業局		数値目標なし	46人								—		
富山		純減	一般行政部門	224人(5%)	H11.4.1	H16.4.1	5	新富山県行政改革大綱に基づく新行政改革推進方針		H16.4.1	5	320人(7.1%)		142.8%
石川		純減	知事部局	10% 400人	H14.4.1	H24.4.1	10	石川県新行財政改革大綱		H16.4.1	2	140人		35.0%
福井		純減	一般行政部門	168人	H15.4.1	H19.4.1	4	福井県行財政構造改革プログラム		H16.4.1	1	99人		58.9%
山梨		削減	警察職員、病院職員、教員を除く一般職員	10% 485人	H11.4.1	H21.4.1	10			H16.4.1	5	355人(純減数242人・5.1%)		73.2%
長野		純減	知事部局、教育委員会事務局(教員、学校職員を除く)	300人	H14.4.1	H18.4.1	4	財政改革推進プログラム		H16.4.1	2	377人		125.7%
	警察本部		23人	H19.4.1		5	8人					34.8%		
		純減	知事部局	200人(既に上記目標を達成したためH16にさらに削減目標を策定)	H16.4.1	H18.4.1	2	財政改革推進プログラム		-	0	取組初年度のため進捗状況の把握はこれから	-	-
		純減	教育委員会(教員+事務局員)	230人(既に上記目標を達成したためH16にさらに削減目標を策定)										
	純減	警察本部	10人(既に上記目標を達成したためH16にさらに削減目標を策定)											
	純減	知事の一般事務部局	250人	H11.4.1										
静岡		純減	病院・大学教員を除く	250人	H14.4.1	H17.4.1	3	静岡県行財政改革大綱		H17.4.1	3	250人		100.0%

都道府県	削減目標の設定									目標の進捗状況				
	設定有無	目標の種類	目標範囲	目標値 (削減数・削減割合)	基準 年月日	目標 年月日	期間	目標掲載文書	公表有無	時点 (年月日)	経過 年数	進捗状況	定期的公表	進捗率
愛知		純減	知事部局 教育委員会事務局 警察事務	おおむね3,000人	H10.4.1	H20.4.1	10	改訂愛知県第三次行革大綱(県庁改革プログラム)		H16.4.1	6	1,648人		54.9%
三重		純減	一般行政部門	400人	H9.4.1	H17.3.31	8	行政システム改革		H16.4.1	7	411人		102.8%
滋賀		純減	知事部局及び各行政委員会事務局(警察事務含む) 県立高校、小中学校教職員	320人 80人	H16.4.1	H20.4.1	4	財政構造改革プログラム		-	0	取組初年度のため進捗状況の把握はこれから	-	-
京都		その他	一般行政部門及び特別会計部門(警察、教員は対象外)	年1%を上回る削減	H15.4.1	H20.4.1	5	なし(議会において知事が答弁)		H16.4.1	1	200人		
大阪		純減	一般行政部門、教育委員会事務局、公営企業等会計(府立学校事務、警察事務を除く)	3,200人 (うちH14～H16集中取組期間750人)	H13.4.1	H23.4.1	10	大阪府行財政計画(案)		H16.5.1	3	797人		24.9% (106.3%)
兵庫		純減 削減	一般行政部門 教育部門 警察部門	1,250人 3,410人 430人	H11.4.1	H20.4.1	9	行財政構造改革推進方策、行財政構造改革推進方策後期5ヶ年の取組		H15.4.1	4	500人(一般行政部門) 1,445人(教育部門) 147人(警察部門)		一般行政40.0% 教育42.4% 警察34.2%
奈良		純減	教員(警察を除く)全部局	150人 第1次:H11～H13 150人 第2次:H14～H16	H11.4.1 H14.4.1	H13.4.1 H16.4.1	3 3	第一次(奈良県行財政改革実施計画)・第二次(奈良県新行財政改革実施計画)		H13.4.1 H16.4.1	3 3	第一次:158人 第二次:152人		105.3% 101.3%
和歌山		純減	知事部局及び教育委員会 知事部局及び企業局	知事部局100人 教育委員会500人 430人	H11.4.2 H16.4.2	H16.4.1 H20.4.1	5 5	和歌山県定員管理計画 職員定数適正化計画		H16.4.1 -	5 0	知事部局120人 教育委員会592人 取組初年度のため進捗状況の把握はこれから	-	120.0% 118.4% -
鳥取	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島根		純減	一般行政、教育委員会、特別会計、学校事務、警察事務(警察官、教員は除く)	500人	H14.4.1	H20.4.1	6	島根県新行政システム推進計画(期間短縮)		H16.4.1	2	141人		28.2%
岡山		純減	知事部局(病院を除く)	550人	H15.4.1	H20.4.1	5	第3次岡山県行財政改革大綱		H16.4.1	1	75人		13.6%
広島		純減	知事部局等(大学、行政委員会、企業局、病院、警察本部警察官を除くを含む) 教育委員会(事務局職員、大学を除く)県立学校職員、県費負担市町村立学校職員 知事部局等(大学、行政委員会、企業局、病院、警察本部警察官を除くを含む) 教育委員会(事務局職員、大学を除く)県立学校職員、県費負担市町村立学校職員	約500人 約1600人 1200人程度 1600人程度	H11.4.1 H16.4.1	H16.4.1 H21.4.1	5 5	行政システム改革推進計画 第二次行政システム改革推進計画		H16.4.1 -	5 -	627人 1677人 取組初年度のため進捗状況の把握はこれから		125.4% 104.8% -

都道府県	削減目標の設定									目標の進捗状況					
	設定有無	目標の種類	目標範囲	目標値 (削減数・削減割合)	基準 年月日	目標 年月日	期間	目標掲載文書	公表有無	時点 (年月日)	経過 年数	進捗状況	定期的公表	進捗率	
山口		純減	一般行政部門	500人	H15.4.1	H25.4.1	10	新定員管理計画		H16.4.1	1	13人		2.4%	
徳島		純減	一般行政部門	200人	H10.4.1	H20.4.1	10	リフレッシュとくしまプラン		H16.4.1	6	126人		63.0%	
香川		純減	知事部局(病院・医療短大を除く)、議会事務局、行政委員会事務局	450人	H14.4.1	H24.4.1	10	香川県行財政改革推進プラン		H16.4.1	2	103人		22.9%	
			教育委員会事務局、教職員	500人								301人			60.2%
愛媛		純減	一般行政部門	450人	H16.4.1	H21.4.1	5	第四次定員適正化計画		-	-	取組初年度のため進捗状況の把握はこれから	-	-	
高知		純減	知事部局	410人	H15.11.1	H20.4.1	5	「行政経営の方針」、新聞報道		H16.4.1	1	70人		17.1%	
			教育委員会事務局	24人	H15.11.1	H20.4.1						3人			13.0%
福岡		純減	知事部局、県単教職員、県立大学の事務職員	900人	H13.4.1	H19.3.31	5	財政構造改革プラン		H17.1.1	3	498人		55.3%	
佐賀		純減	知事部局(特別会計部門を除く)	200人	H16.4.1	H21.4.1	5	佐賀県行財政改革緊急プログラム		-	-	取組初年度のため進捗状況の把握はこれから		-	
長崎		純減	一般行政部門(福祉事務所を除く)	300人	H13.4.1	H18.4.1	5	長崎県行政システム改革大綱		H16.4.1	3	184人		61.3%	
熊本		純減	知事部局(大学を除く)	200人	H12.4.1	H17.4.1	5	熊本県財政健全化計画		H16.4.1	4	217人		108.5%	
			知事部局(大学を除く)(1年前倒しで目標達成のため、新たな計画を策定)	200人	H16.4.1	H21.4.1	5	熊本県行財政改革基本方針		-	-	来年度からの取組となる		-	
			10%以上	H16.4.1	H26.4.1	10									
大分		純減	一般行政部門	460人	H15.5.22	H20.4.1	5	大分県行財政改革プラン		H16.4.1	1	75人		16.3%	
			教育委員会事務局	46人								5人			10.9%
			県立学校事務職員	65人								12人			18.5%
宮崎		純減	一般行政部門	325人	H15.4.1	H20.4.1	5	定員適正化計画		H16.4.1	1	74人		22.8%	
鹿児島		純減	知事部局	160人	H13.4.1	H18.4.1	5	財政改革プログラム		H16.4.1	3	122人		76.3%	
沖縄		純減	知事部局(福祉保健部病院管理局を除く)	470人	H15.4.1	H25.4.1	10	新沖縄県定員適正化計画		H16.4.1	1	10人		2.1%	

給与情報の公表状況

都道府県	ホームページでの公表状況	S56.10.13付事務次官通知で定められた項目以外に掲載している項目	都道府県	ホームページでの公表状況	S56.10.13付事務次官通知で定められた項目以外に掲載している項目	都道府県	ホームページでの公表状況	S56.10.13付事務次官通知で定められた項目以外に掲載している項目
北海道	×		石川	○		岡山	○	・職員の給与削減状況
青森	○	・職員の給与抑制措置の内容	福井	○		広島	○	
岩手	×		山梨	○		山口	○	・給与等の減額措置の状況
宮城	○	・歳出総額に占める人件費の割合 ・歳出総額に占める人件費と人件費率の推移 ・職員給与費の状況・職員数の状況・職員給与費と職員数の推移 ・平均給与月額との推移・一般行政職の級別職員の割合 ・期末・勤労手当支給割合の推移・単身赴任・寒冷地手当 ・時間外勤務手当額の推移・給料等の減額措置	長野	○	・給与制度の概要(給与・手当について) ・職員の年代モデル(特別職、部課長、教員、警察官、45歳、35歳の年取モデル、年取内訳)	徳島	×	
			岐阜	○	・人口1人あたり人件費 ・面積1kmあたり人件費	香川	○	・給与抑制措置の内容
秋田	○		静岡	○		愛媛	○	
山形	○		愛知	○		高知	○	
福島	○		三重	○		福岡	○	・給与抑制措置の内容 ・ラスパイレス指数
茨城	○		滋賀	○	・職員給与の削減状況、人員の削減状況 ・ラスパイレス指数	佐賀	×	
栃木	○		京都	○	・職員給与の概要 ・給与等の削減措置の状況	長崎	○	・役職ごとの平均年齢及び平均給料
群馬	○		大阪	○		熊本	○	・給与等の削減状況
埼玉	○	・職種別職員数の状況 ・一般行政職員級別職員数の状況における女性の職員数 ・財政の改善に向けた給与の減額措置	兵庫	○		宮崎	○	・人件費等の削減の取組 ・県職員の給与決定の仕組み ・各種データのグラフによる表示
			奈良	○				
千葉	○	・給与制度の概要(給与決定のしくみ、職員給与の内容) ・実施中の人件費抑制措置の内容	和歌山	○		鹿児島	○	・ラスパイレス指数、独自抑制策(職員給与費の削減)
東京	○	・例月給・特別給の算出方法・給料表(給料月額) ・年取モデルと例月給与モデル(25歳係員、40歳係員、45歳課長、50歳部長)	鳥取	○	○平成16年度県職員の給与・勤務時間に係る見直しの取組状況(組合との交渉状況) ・休息時間の見直しについて・退職時の特別昇給の見直しについて ・手当等の見直しについて・勤労手当の成績率の運用について ・平成17年度以降の給与抑制措置について ○県職員の給与制度・運用の見直しに対する意見募集結果の概要について ○県職員の給料等の現状と見直しの考え方	沖縄	○	
神奈川	○							
新潟	○	・給与制度の概要(給与・手当について)						
富山	○		島根	○	・定員削減の取組			

一般職の給与減額状況

(16.8.1現在実施している県の状況)

県名	給料		特別調整額		県名	給料		特別調整額	
	カット率	期間	カット率	期間		カット率	期間	カット率	期間
	%	年.月	%	年.月		%	年.月	%	年.月
北海道	1.7	15.4~18.3	5.0	15.4~18.3	兵庫			10.0	16.4~17.3
青森	2.0~6.0	16.4~21.3	5.0	16.4~21.3	奈良	2.0~4.0	15.4~18.3		
岩手	1.8~5.8	16.1~17.3			和歌山	1.0~2.0	14.4~17.3		
宮城	3.2	16.4~18.3			鳥取	4.0~6.0	14.4~17.3	5.0~6.0	14.4~17.3
秋田					島根	4.0~10.0 ³	16.8~19.3		
山形			10.0	14.4~17.3	岡山	2.8~6.0	16.4~19.3	15.0	15.4~19.3
福島			7.0 (5.0)	14.4~17.3 (14.4~15.3)	広島	3.0~7.0	16.4~19.3	5.0~7.0	16.4~19.3
茨城			10.0	13.11~18.3	山口			10.0	14.4~17.3
栃木					徳島			10.0	16.4~17.3
群馬	1.0~3.5(管理職のみ)	16.4~17.3			香川	4		10.0 ⁴	16.4~17.3
埼玉					愛媛			5.0	14.4~17.3
千葉	2.0~3.0	15.8~17.7	5.0~10.0	15.1~18.12	高知	5		10.0	16.4~18.3
東京					福岡			3.0	12.4~17.3
神奈川	2.0~4.0	12.4~17.3	5.0	12.4~17.3	佐賀				
新潟	1.0(管理職手当受給者を除く。) ¹	16.4~17.3	10.0	14.4~17.3	長崎				
富山					熊本				
石川			2		大分	2.0	16.7~19.3	10.0	16.4~19.3
福井					宮崎			10.0	16.1~19.3
山梨					鹿児島	2.0	16.4~19.3	10.0~15.0	16.4~19.3
長野	5.0~10.0	15.4~18.3	10.0	14.4~18.3	沖縄			10.0	10.8~18.3
岐阜					合計	19道府県		27道府県	
静岡			5.0	12.4~17.3	1 新潟県はH17.4.1~H19.3に給与のカット率を3.0~5.0%、特別調整額のカット率を5.0%とする(管理職員のみ) 2 石川県はH17.4~H18.3の間、管理職手当を10%カット 3 島根県は、H17.4.1から給料を6.0~10.0に改正予定 4 香川県は、H17.4.1からH18.3.31まで、給料4.0~10.0、特別調整額20.0、期末勤勉手当 7.0~13.0(管理職のみ)に改定予定 5 高知県はH17.4~H20.3まで給料を3.0~5.0%カット				
愛知			10.0	13.4~17.3					
三重									
滋賀	1.0~3.0	16.4~17.3							
京都	2.5~3.5	15.4~18.3	10.0	11.11~17.3					
大阪			5.0	9.4~17.3					

特別職の給料等減額状況

(16.8.1現在実施している県の状況)

県名	給料				報酬				県名	給料				報酬			
	知事	副知事	出納長	期間	議長	副議長	議員	期間		知事	副知事	出納長	期間	議長	副議長	議員	期間
	%	%	%	年.月	%	%	%	年.月		%	%	%	年.月	%	%	%	年.月
北海道	10	10	10	15.4~18.3					兵庫	10	7	5	12.4~17.3				
青森	20	10	10	16.1~21.3	5	4	3	16.1~19.4	奈良	10	5	5	15.4~18.3				
岩手	15	10	10	16.1~17.3	10	5	3	16.1~17.3	和歌山	5	5	5	15.4~17.3	5	5	5	15.4~17.3
宮城	15	10	8	16.4~18.3	5	5	5	16.4~17.3	鳥取	7	7	7	14.4~17.3	7	6	5	14.4~17.3
秋田	5	3	1	15.7~17.6	5	3	1	15.7~17.6	島根	20	15	15	16.4~19.3	20	15	15	16.4~18.3
山形	15	8	5	14.4~17.3	5	5	5	14.4~17.3	岡山	15	10	8	16.4~19.3	7	7	7	16.4~17.3
福島	7 (5)	7 (5)	7 (5)	14.4~17.3 (14.4~15.3)	5	5	5	14.4~17.3 (15.4~15.8除)	広島	15	12.5	12.5	16.4~19.3	15	12.5	12.5	16.4~19.3
茨城	10	5	5	13.11~18.3	10	5	4	13.11~18.3	山口	5	5	5	14.4~17.3	5	5	5	14.4~17.3
栃木	12	10	7	16.7~20.12	5	5	5	15.1~17.12	徳島	10	7	5	15.4~17.3	3万円	2万円	2万円	16.4~18.3
群馬	10	10	8	16.4~17.3	10	8	5	14.4~17.3	香川	5 ⁵	3 ⁵	3 ⁵	16.4~17.3				
埼玉	20			12.4~19.8	5	5	3	15.8~17.3	愛媛	5	5	5	14.4~17.3	5	5	5	14.4~15.4 15.7~19.4 ³
千葉	15	12	12	15.12~17.7	12	12	12	15.12~17.7	高知	10 ⁶	7 ⁶	5 ⁶	16.4~18.3	6			
東京	10			16.4~17.3					福岡	5	3	3	11.8~17.3				
神奈川					1				佐賀								
新潟	10 ²	10 ²	10 ²	14.4~17.3	3	3	3	16.4~17.3	長崎	10	10	10	14.8~17.7	5	5	5	14.8~17.7
富山	5	3	3	16.4~17.3	3	3	3	16.4~17.3	熊本	15	10	10	16.7~19.3				
石川	5 ³	5 ³	5 ³	15.1~17.3	3 ³	3 ³	3 ³	15.1~17.3	大分	10	10	10	16.1~19.3	10	10	5	16.1~19.3
福井	10	10	10	15.8~19.4					宮崎	10	5	5	16.1~19.3	5	5	5	16.1~17.3
山梨	5	3	3	16.1~17.12	5	4	3	16.1~17.12	鹿児島	20	10	10	16.4~19.3	7	7	7	16.4~19.3
長野	30	20	20	15.1~18.3	20	15	10	15.1~18.3	沖縄								
岐阜	6万円	5万円	5万円	15.4~17.3	6万円	5万円	5万円	15.4~17.3	合計	43都道府県				30府県			
静岡									1 神奈川県は、期末手当の削減をしているが、H17.4.1から知事、副知事、出納長は6%削減予定 2 新潟県は知事・副知事・出納長の給料を10%カット（H17.4~H19.3） 3 石川県は三役、議長、副議長、議員の減額措置をH18.3まで延長 また三役の期末手当を10%カット（H17.4~H18.3） 4 香川県は、H17.4.1からH18.3.31まで、知事20 副知事・出納長15に改定予定 5 愛媛県は2月議会に条例改正案を提出中であり、期間延長については未確定（3/14現在） 6 高知県はH17.4~H20.3まで三役の給料をカット（知事は15%、副知事は10%、出納長は7%のカット） また議長、副議長、議員の給料は一律2万円のカット								
愛知	10	6	6	16.4~17.3													
三重																	
滋賀	15	10	10	15.4~17.3	8	7	5	15.4~17.3									
京都	10	5	5	11.6~17.3	5	5	5	12.1~17.3									
大阪	8	8	8	15.12~17.3													

関係法人の見直し状況（１）

（調査実施時期：平成16年11月）

都道府県名	計画策定の有無	計画名称 (県名省略)	策定年月	見直し対象団体の範囲	見直し対象 団体数	廃止見込み 団体数	策定に伴う民間有識者の活用	特徴的取り組み	情報公開の取組状況	国が対応すべき課題
北海道		関与団体見直し実施計画	H15.3	出資・出捐（制限なし） 財政依存割合1/2以上 事業関連（施設管理等） 職員派遣	177	4	民間有識者18名で構成する政策 評価委員会に基づき評価方 針を踏まえた評価を実施	・関与団体の点検評価を実施（評価の前後に 民間有識者の意見を聴取） ・評価結果は、次年度以降の政策に反映する とともに、議会報告、HPでの公表等	・点検評価結果を議会報告、 HPでの公表等 ・関与団体の見直し全般、各 種資料をHPで公表	
青森県		公社等改革推進計画	H14.2	出資・出捐し、職員派遣、 知事が代表者に就任している 法人 25%以上出資法人	29	11	公社等の改善提言、評価を行うた めに、外部有識者等で構成する 「青森県公社等経営委員会」を設 置。委員会の提言をもとに計画を 策定	派遣法に基づく派遣が認められて いる公社等は、原則理事長候補者 を公募して選任（H16年度未任期 満了時以降）	公社等経営評価シートを公表	・地方三公社の合併不可問題 ・住宅供給公社の自主解散問題 ・分収造林事業に対する農林漁 業金融公庫の繰り上げ償還問題 等
岩手県		県出資等法人改革プラン	H15.12	県が出資・出捐、債務負担を 行い、県内に主たる事務所を 有する法人	58	7	公認会計士等6名で構成する「岩 手県出資等法人改革推進会議」を 設置し、会議の提言を基に見直し 計画を策定	・見直し計画において、「検討の方 向」ではなく、期限付きの整理理 合理化を当初から盛り込んだ ・出資等法人の指導監督に係る統 括部署及び外部の有識者による運 営評価委員会を設置	各法人の財務状況や経営課題を 含む運営評価シート等をHPで公 表	・住宅供給公社の自主解散 ・国の出資等設立支援を受けて いる法人の整理合理化への対応 ・分収造林等公社に係る支援
宮城県		公社等外郭団体改革計画	H15.10	県出資20%以上 職員派遣団体 主に公の施設管理受託 県への支出依存割合が25% 以上等	82	4	計画の策定に際してはなし。 (経営改善等の目標設定、評価に 外部委員会の助言)	・経営改善目標等を記載した「団 体改革計画表」や経営改善に関 する「経営評価シート」を作成し 、議会報告、HP公表 ・「宮城県の公社等外郭団体への 関わり方の基本的事項を定める 条例」をH17.4.1施行予定	改革計画、経営評価シート、 団体の取組状況等をHPで公表	林業公社の借入金償還問題 公的森林整備事業の拡充 農林漁業金融公庫の利子負担 軽減 新たな地方公共団体への支援 等を要望
秋田県		第三セクター「整理合理化」指針	H15.2	県が25%以上出資している 民法法人、特別法人、商法法人	27	7	有識者、民間経営者、公認会計士 等6名で構成する「第三セクター 検討委員会」を設置し、指針策定 に関し助言	・公認会計士による経営評価を 実施し、その評価結果を県民に公 開 ・「整理合理化指針」を策定し、 法人の事業、組織形態のあり方 をゼロベースで見直すとともに、 自己責任による経営を促進する 等法人見直しを推進	・経営評価表の情報公開 ・情報公開室における経営状 況等の資料の閲覧 ・HPで決算状況の公開	林業公社の借入金償還問題 森林整備財源、地方財政措置 の充実に資することを要望
山形県		公社等に関する指導指針	H12.5 (H16.7改訂)	県が25%以上出資法人	37	-		事務事業、公社等事態の必要性 を見直し、廃止統廃合を推進 H10:51法人 H16:37法人	(定款等の備え付け、情報公開 制度導入)	地方三公社の統合
福島県		公社等見直しに関する 実行計画	H14.12 (H16.12改訂)	県の出捐等25%以上の公社等 県が財政的・人的支援を行い 県の事務事業と密接な関連を 有する公社等	18 (H14計画時)	5	民間の有識者で構成する「福島 県財政改革推進委員会」の助言を 受けながら、計画の基礎となる 「見直しの基本的方向」及び「見 直し実行計画」を策定	指定管理者制度の創設等踏まえ、 「公社等外郭団体への関与等に 関する指針」をH16.10に策定	財政的・人的関与及び有識者 で構成する第三者機関による 点検評価の状況を来年度から 公表	・林業公社債務への対応
茨城県		第三次行財政改革大綱 (出資団体改革)	H15.3 (H16.3改訂)	県が出資している法人（民法 法人、特別法人、商法法人） 直近3会計年度において総 収入額に対する県の財政的支 援額の割合が1/4以上で、 かつ、職員派遣	68	3	企業経営者等で構成する「茨城 県行財政改革推進懇談会」の意 見を大綱の推進事項等に反映	・「県の出資法人等への関わり 方に関する基本的事項を定める 条例」をH15.4施行。条例に 規定する経営評価システムに よる評価を実施。 ・団体の役員、県職員の意識改 革のためのセミナーを実施。	・推進状況について定期的に 懇談会に報告するとともにHP で公表 ・経営評価の結果をHP等で 公表・閲覧	
栃木県	×									
群馬県		第三次群馬県行政シ ステム改革大綱推進基本 計画	H14.3	県の出資比率25%以上の 団体の 人的、財政的に県行政と特 に密接な関係を有する団体	44 (H14計画時)	11		・H14.4.1以降のOB勤続期間 は退職手当算入せず ・県が各団体の現地調査を行 った上で見直し方針策定中 ・各団体に内部検討組織の設 置を促す	公社等事業団改革の内容等を HPで公表	林業公社の借入金償還問題

関係法人の見直し状況（１）

（調査実施時期：平成16年11月）

都道府県名	計画策定の有無	計画名称 (県名省略)	策定年月	見直し対象団体の範囲	見直し対象 団体数	廃止見込み 団体数	策定に伴う民間有識者の活用	特徴的取り組み	情報公開の取組状況	国が対応すべき課題
埼玉県		指定出資法人改革プログラム	H17.2	県の出資（出捐）金1/4以上の法人（県の継続的財政支出、人的支援が僅少である法人等を除く。）	24	1	民間有識者で構成する「埼玉県出資法人あり方検討委員会」を設置し、委員会の報告書を踏まえた改革プログラムを策定	・全ての指定出資法人に外部監査を導入 ・H15に役員公募を実施（3名） （・県議会特別委員会で経営状況を審査）	・外部監査の結果をHPで公表 ・出資法人あり方検討委員会の検討内容、報告書についてHPで公表	・国庫補助対象団体の限定 ・住宅供給会社の解散の制限 ・河川占用の制限に関する国の指導
千葉県		公社等外郭団体見直し方針	H14.12 H15.3 H15.7	千葉県公社等運営協議会を構成する団体 以外の団体で、県が基本財産、資本金その他これらに準ずるものの25%以上を出捐又は出資している団体	56	9	民間有識者で構成する「千葉県行政改革委員会」の意見を踏まえ、県の行政改革推進本部で決定	H13・14年度に55団体に対し、監査法人による経営調査を実施。各団体の「財務状況」及び「団体の必要性」について評価を行った。	財務諸表、定款等を県文書館で閲覧 財務状況、借入金残高の状況、県財政支出の状況、役職員の状況、事務事業の見直しの状況等について県HPで公表	
東京都		監理団体改革実施計画	H12.11	都が出資等行っている団体 都が継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち全庁的に指導監督する必要があるもの	62	7	民間の有識者等で構成される「東京の問題を考える懇談会・外郭団体専門部会」の提案・提言を踏まえ、団体の総点検結果をとりまとめ	・経営目標の達成度評価制度を導入し、その評価結果を役員報酬の一定割合に反映 ・財政支出、役員員数、団体数の数値目標を設定 ・役員の退職金制度を廃止 ・都と横並びの人事給与制度を廃止	経営目標とその達成度評価の結果をHPで公表	
神奈川県		行政システム改革の中期方針	H16.3	県が出資等している第三セクターで 出資比率25%以上で最大出資 以外で県と密接な関係を有し、特に指導、調整が必要な法人	35	1	民間有識者等で構成される「行政システム改革推進協議会」から意見を聴取	・中期方針の期間内(H16～18)に法人数の2割を抜本見直し（統廃合、県関与の撤退・自立化の達成） ・「自立した第三セクター」の要件を明確化し、県の財政的、人的支援等を見直し	中期方針の取組状況、法人の自己点検結果、法人への県の支援の状況等をHPで公表	・森林づくり公社の借入金償還問題 ・農業開発公社の他団体との統合に伴う農業関連法規の制約
新潟県		県の出資法人に対する運営指導方針	H13.6	県の出資比率25%以上の法人 県が最大出資、継続的に財政的、人的支援を行うなど県行政と特に密接な関係を有する法人	54 (H13)	6	民間有識者等で構成される「出資法人の経営評価委員会」が、点検評価のマニュアルの内容、点検評価結果及び運営指導内容に関して助言	・県が主導的立場にあり、人的財政的関与の大きい15法人を対象に踏み込んだ評価、見直しを実施 ・「行政補充型」の53法人を対象に、県関与の見直し等に向けた取組を実施	点検評価、改革の進捗状況等をHPで公表	・農林公社（分収林事業）の債務問題 ・特別法に基づき設置された法人の統廃合
富山県		外郭団体の見直しに関する基本的な指導方針	H14.9	県の出資（出捐）比率25%以上の団体	53	7	外部監査委員、富山県新世紀行政改革懇談会など外部有識者の意見を踏まえて見直しを実施	H15から外郭団体間での人事交流、共同採用試験を導入	出資比率1/2以上の団体の情報公開制度実施	・住宅供給会社の自主解散問題 ・農林水産公社の分収林事業の公庫借入への対応
福井県		行政財政構造改革プログラム	H16.2	地方三公社（土地開発公社、道路公社、住宅供給公社） 出資比率1/2以上または資本金等の1/2以上の債務を負担している公益法人 公の施設の管理を委託している県認可法人	25	5	有識者で構成する行政改革推進委員会から意見聴取	・外郭団体等の必要性を改めて見直し、存続の必要性が乏しくなったものは、廃止 ・設立目的や事業内容が類似している団体は、統合	外郭団体の経営評価書を県政情報センターにおいて公開	・地方住宅供給公社が法律により自主解散不可
山梨県		出資法人見直し計画	H15.3	県内に本拠を置く県出資法人（民法法人、特別法人、商法法人）	52	10		商法法人を見直し対象とし、関与の必要性が低下した2法人の株式を民間に売却		・地方三公社の合併不可問題 ・林業公社債務への対応
長野県		出資等外郭団体「改革基本方針」	H16.6	原則として県が出資（出捐）する団体で、出資25%未満で民間が設立主体の法人等を除く 未出資団体で職員の派遣、財政支出など、県行政と密接な関係を有する法人	54	9	第三者機関である「県出資等外郭団体見直し専門委員会」が、1年間にわたるヒアリング等の結果を報告書としてとりまとめ、行政機構審議会の意見が附された答申を受けて方針を策定	第三者機関である専門委員会主導の見直しを行い、県が策定した方針は、委員会の専門委員会の報告書を尊重したものとした	見直し過程に関する情報は全てHPで公表	・地方三公社の合併不可問題 ・林業公社への対応

関係法人の見直し状況（１）

（調査実施時期：平成16年11月）

都道府県名	計画策定の有無	計画名称 (県名省略)	策定年月	見直し対象団体の範囲	見直し対象 団体数	廃止見込み 団体数	策定に伴う民間有識者の活用	特徴的取り組み	情報公開の取組状況	国が対応すべき課題
岐阜県	×	(中間機構に対する基本的な考え方(見直しの考え方))	(H15.1)	株式会社を除く県出資比率25%以上の法人	36	5	見直しの考え方の策定に際し、第三者委員会に意見を聴取			<ul style="list-style-type: none"> 地方三公社の合併不可問題 住宅供給公社の自主解散不可 林業公社への対応 体育協会が国体参加申請の経由期間となっており事実上廃止不可
静岡県		外郭団体改革計画	H14.3	地方三公社 県出資25%以上の公益法人 人的支援を行っている公益法人	28	1	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定に先立ち、「外郭団体の経営に関する指針」を策定した際に、外部の専門家(公認会計士)から財務分析等の助言 計画進捗のため、団体所管室の希望に応じて公認会計士の経営診断を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 民間に委ねることができる業務は民間に委ねる 業務や組織のスリム化を進め、健全な経営を確保する 県民に分かりやすい形で情報公開を進めるの3つを基本とした抜本的見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 25%以上出資法人の財務諸表等を自由閲覧に供する 1/2以上出資法人や県の事務事業と密接な関連を有するものに、情報公開条例に準じて実施を指導 	
三重県		外郭団体改革方針	H15.1	県出資比率25%以上の公益法人、株式会社等 県が筆頭出資者である公益法人等	45	7	<ul style="list-style-type: none"> 公認会計士や県職員で構成される評価チームによる経営評価を行い、その結果を元に方針を策定 	<p>「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」に基づき「目的」、「経営計画」、「事業」、「経営状況」について自己評価し、県がその審査、評価を行った結果を議会、HPで公表する</p>	外郭団体改革全般について、HPで公表	
滋賀県		公社・事業団等外郭団体の見直しについて(第三次)	H14.5	指定出資法人：県が資本金等の1/4以上出資し、かつ県の出資割合が最も高い法人 特定法人：県が資本金等の1/2以上出資の法人等	43	6	公認会計士等で構成する出資法人経営検討委員会の意見を盛り込んだ	(経営再建の目的が立たない宿泊施設の営業を廃止)		分収林事業を行っている2法人の公庫借入償還問題
京都府		外郭団体の見直し指針	H15.3	府の出資割合が50%以上府の出資割合が25%以上で、かつ、運営費補助又は事業委託している団体(民間、市町村の関与が高い団体を除く)	26	検討中	公認会計士等による外郭団体評価委員会を設立し、見直しに係る中期経営目標等に指導助言	団体を行政遂行補完団体と施設管理運営団体に区分し、独立行政法人の経営手法を参考に府が数値目標を掲げた「中期経営目標」を策定し、団体はこれに基づく「経営改善計画」を策定		<ul style="list-style-type: none"> 地方三公社、農業開発公社と農業会議の統合問題 国庫補助による施設の用途変更 分収林事業の債務問題
大阪府		行財政計画(案)	H13.9	次のいずれかに該当する法人で、特に指導・調整を要する法人 府の出資割合が25%以上で最大出資の法人 府の事務事業と密接な関係を有する法人	79	39	平成16年度に学識経験者等で構成する「行財政改革有識者会議」を設置し意見を伺い、平成16年度に行財政計画(案)を改定	<ul style="list-style-type: none"> 法人数、役職員数、財政支出削減目標を設定 経営評価制度・役員業績評価制度を導入 その評価結果に基づく役員報酬反映を平成17年度より実施予定 役員の退職金制度を廃止 役員等への民間人材の登用 法人間のグループファイナンス実施 	<ul style="list-style-type: none"> 決算の概要、経営目標、経営評価について、冊子作成及びHPで公表 地方自治法第221条に該当する出資法人について法人の情報公開制度実施 	
兵庫県		行財政構造改革推進方策等	H12.2	自治法221-3に規定する法人 県から委託される事務事業の執行を主な事業とする法人 県からの出資(出捐)割合が高い法人 県行政と一体となって事業を行っている法人	51 (H12.2)		学識経験者等で構成する「行財政構造改革推進委員会」を設置し見直し方針等について意見を聴取	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年度以降積極的に見直しに取組み、これまでに24団体を12団体に統合、5団体を廃止 公社等の事務処理、会計事務の改善のためのマニュアルを作成し指導助言 		
奈良県	×									
鳥取県	×									

関係法人の見直し状況（１）

（調査実施時期：平成16年11月）

都道府県名	計画策定の有無	計画名称 (県名省略)	策定年月	見直し対象団体の範囲	見直し対象 団体数	廃止見込み 団体数	策定に伴う民間有識者の活用	特徴的取り組み	情報公開の取組状況	国が対応すべき課題
島根県		中期財政改革基本方針	H16.10	県出資割合50%以上の団体	22	5		<ul style="list-style-type: none"> 「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」(H14.12制定)に基づき「経営評価」を実施し、議会へ提出、公表(H16.9) 知事等の代表就任を削減するとともに、H12～H16年度に7団体削減(統合4団体、解散3団体) 外郭団体が管理を行う施設を含む、管理委託施設への指定管理者制度導入検討を行い、H17.4から22施設に一斉導入 	<ul style="list-style-type: none"> 外郭団体見直しの状況について県HPで公表 情報公開条例に基づき、対象団体が情報公開規程制定 「経営評価」について、県及び各団体においてHPで公表 	
広島県		県出資法人の見直し計画	H11.2	活動範囲が県域を越えるものを除き、県の出資している法人で、公益法人、特別法人、第三セクター(株式会社)	61 (H12.4)	3	県内の経済団体等で構成する「広島県行政システム改善推進懇話会」から見直しに関する提言を受け、見直し計画を策定	実績として7法人を統廃合、3法人の株式売却、また、H16に2法人廃止の見込み		国政策誘導により設立した法人の経営悪化(分収林事業の債務問題)
山口県		外郭団体見直し実施計画	H16.3	事業内容が県行政と密接な関連を有し、県単独又は市町村や民間との共同出資により設立された団体で、県が基本財産等の1/4以上出資(出捐)している団体に準ずる団体	34	4	民間有識者の意見を聴取するための「山口県行政改革推進委員会」等の意見を聴取	<ul style="list-style-type: none"> 全外郭団体が中期経営計画を策定 理事長への充て職の廃止 給与水準の見直し 外部専門家の活用等による執行体制の強化 	見直し指針、見直し実行計画等をHPで公表	<ul style="list-style-type: none"> 道路公社の事業運営に関する制限等 住宅供給公社の役割の見直し 林業公社の森林整備事業の強化、公庫の融資条件の改善等
徳島県		外郭団体の経営点検等見直し指針	H14.7	県出資が25%以上又は債務保証契約を締結している団体	42	4	学識経験者等で構成する「徳島県構造改革検討委員会」の意見を活用		問題点、年度別決算内容を公表	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入に伴い廃止を余儀なくされる外郭団体のプロパー職員の処遇 林業公社の債務問題
香川県		行財政改革推進プラン	H15.3	基本財産、資本金等に占める県の出資割合が1/4以上、かつ、県の出資割合がもっとも大きい法人	46	10	公認会計士、民間経営コンサルタントを含む民間有識者10名で構成する行財政改革推進会議を設置し、当該会議の審議を経て改革案を策定	外郭団体の監事に公認会計士又は税理士を活用		住宅供給公社の自主解散問題
愛媛県	×									
高知県		公社等外郭団体の改革について	H16.3	県が25%以上出資する団体(株式会社は除く)	44	6		基本的な方向として、公社等外郭団体については、原則、廃止又は民営化という観点から見直し	「公社等外郭団体の改革について」及びこれに基づく実施計画をHPで公表	<ul style="list-style-type: none"> 法令により特定の公益法人を指定して業務を行わせることとなっている法人の廃止が困難 国の補助要綱等で補助金の交付先が民法法人、特定団体に限定されており、統合、廃止の障害となる
福岡県		公社等外郭団体改革指針	H14.3	県の出資割合が50%以上県の出資割合が25%～50%で県の出資割合が最も高く、財政支出している団体(国等の指導が適当な団体を除く)その他県行政と密接な関係を有する団体	46	14	<ul style="list-style-type: none"> 「福岡県行政改革審議会」に見直しを諮問 監査法人に経営診断及び事業展開、経営改革への提言を受けるために調査を委託 		各団体の評価結果、経営改善計画の目標達成状況等をHPで公表	<ul style="list-style-type: none"> 地方三公社の統合不可の問題 地方公社の民活(民間企業による出資・運営等)
佐賀県	×		(H17.3)							

関係法人の見直し状況（１）

（調査実施時期：平成16年11月）

都道府県名	計画策定の有無	計画名称 (県名省略)	策定年月	見直し対象団体の範囲	見直し対象 団体数	廃止見込み 団体数	策定に伴う民間有識者の活用	特徴的取り組み	情報公開の取組状況	国が対応すべき課題
長崎県		出資団体見直し計画	H15.11	県が出資（出捐）を行っている県内に主たる事務所を有する団体（ただし県の出資比率が1/4未満の商法法人を除く）	68	5	・学識経験者等で構成される「長崎県出資団体あり方検討委員会」が、団体のあり方、見直し方針について提言 ・その委員会の基礎資料として、監査法人による外部診断を実施 ・検討委員会の最終提言をもとに県としての見直し方針を策定し、各団体が主体的に取組む見直し計画を策定	見直しに取り組むにあたり、進行状況、見直し手法について第三者からの視点で検証するため外部委員会を設置	「長崎県出資団体経営評価診断制度」という定期的な点検・評価制度を導入しHPで公表等	・地方三公社の統合不可の問題 ・林業公社の多額債務の対応問題
熊本県	×	(県出資団体等の県関与見直し指針)	(H17.3)	県の出資比率50%以上 県の出資比率25%以上でかつ出資順位1位 公の施設管理受託団体 その他県との関係が密接であり運営指導を行う必要がある団体	60	未定	・「熊本県経営改革推進本部」に「県出資団体等専門部会」を設置し、当該部会に外部有識者（学識者、公認会計士等）を招き、意見聴取	監査法人による財務分析事業を対象の全団体に実施		・地方三公社の統合不可の問題 ・林業公社の多額債務の対応問題
大分県		行財政改革プラン	H16.3	基本財産等への出資（出捐）が50%以上の団体 公の施設の管理を委託している団体 県職員を派遣している団体等	33	6	・監査法人をアドバイザーに委嘱 ・アドバイザーと合同で団体のヒアリングを実施を行い、見直し計画案を策定			・林業公社の多額債務の対応問題
宮崎県		公社等改革指針	H16.3	県が出資している法人（ただし、広域的な事業活動を行っている法人を除く）	63	12	監査法人による総点検と改革の方向性に対する提言を踏まえ、宮崎県行政改革懇話会公社等検討部会の審議、意見等を参考にしながら指針を策定	・出資25%未満の商法法人を見直し対象とし、関与の必要性が低下したものについては、役員就任の廃止や株式の売却を行うこととしたこと ・監査法人のヒアリング、提言を基に見直しの検討を行ったこと	・定期的な点検評価制度を導入し、評価結果をHPで公表 ・関係法人見直しに関するHPのコーナーを整備	・地方三公社の統合不可の問題 ・林業公社の多額債務の対応問題
鹿児島県	×	(公社等外郭団体見直し方針)	(H17.3)	県が25%以上出資している団体 県が職員を派遣している団体で、県内に主たる事務所を有するもの 公の施設の管理を委託している団体（地方公共団体を除く）	53	1				
沖縄県		行政システム改革大綱（公社等外郭団体見直し計画）	H15.3	県出資比率が25%以上の法人 職員派遣を行う法人で県への財政依存度50%以上の法人 その他県行政と関連が密接である法人	60	6	・外部識者で構成される「沖縄県行政改革懇話会」に専門委員会を設置し、見直しに関する調査検討を実施、懇話会は公社等の見直しについて提言 ・公認会計士等による経営文政調査を一部の団体（22団体）に実施	・三役の代表者就任の制限（原則就任しない） ・県退職者の常勤役員就任の透明性確保（氏名公表、報酬基準設定、退職金支給廃止） ・公社等の常勤役員に対する財政支援は基準額内とし、退職にかかる経費は支援しない	今年度から実施する経営評価並びに評価に対する県及び第三者意見を公表（HP、閲覧）	住宅供給公社の自主解散問題

回答があった43都道府県の回答

「策定何月日」の括弧書きは、現在策定中の場合の策定見込み時期

関係法人の見直し状況（２）

見直し対象法人に対する職員派遣の推移

（単位：人）

都道府県名	H13	H14	H15	H16	特記事項
北海道	166	155	154	137	
青森県	151	152	139	119	
岩手県	318	301	297	246	
宮城県	121	71	64	58	
秋田県	11	10	9	8	
山形県	62	48	45	44	
福島県	134	119	121	126	当初計画（修正前）対象法人に対する職員派遣数
群馬県	236	241	238	222	
埼玉県	247	238	256	227	
千葉県	733	702	654	566	派遣職員数は7月1日現在
東京都	4,077	3,638	3,220	3,219	
神奈川県	131	118	122	105	派遣職員数は6月1日現在
福井県	85	80	90	87	
長野県	316	308	268	201	
三重県	105	77	77	81	
大阪府	864	779	755	719	派遣職員数は7月1日現在
和歌山県	146	149	138	115	派遣職員数は6月1日現在
広島県	358	324	300	253	
山口県	159	152	150	180	
高知県	104	101	103	97	
福岡県	342	316	300	290	
熊本県	113	99	93	85	
大分県	93	84	81	65	
宮崎県	180	186	183	170	
沖縄県	313	296	295	283	
計	9,565	8,744	8,152	7,703	

掲載は、4年間分のデータ提供があった25都道府県の状況

見直し対象法人に対する財政支出の推移

（単位：百万円）

都道府県名	H13	H14	H15	特記事項
北海道	463,437	135,746	137,749	
青森県	16,770	14,082	15,506	
岩手県	90,948	38,138	32,076	H13 H14の減は、特殊事情によるもの
宮城県	58,803	29,871	29,874	
秋田県	21,848	22,526	22,910	
山形県	10,847	10,879	14,367	支出は補助・委託のみ。
福島県	30,820	26,041	26,718	当初予算ベース・当初計画（修正前）対象法人に対する財政支出
埼玉県	41,330	40,747	39,896	支出は補助・委託のみ。
千葉県	80,025	67,648	60,688	
東京都	197,920	177,418	152,108	
神奈川県	39,664	36,052	34,473	
新潟県	15,844	20,082	18,970	出資比率25%未満を含む全出資法人データ
福井県	17,519	18,228	17,583	
山梨県	9,833	9,854	8,081	
長野県	93,217	27,843	20,635	支出額は各年度ベースが異なる
岐阜県	22,468	18,154	18,137	
大阪府	52,647	47,567	49,412	支出は補助・委託のみ。
和歌山県	51,520	52,724	27,115	貸付金は残額ベース
広島県	3,700	3,700	3,400	支出額は補助金、貸付金の予算ベース
福岡県	44,431	29,273	29,921	
長崎県	49,093	8,491	8,524	
熊本県	10,765	10,918	10,764	
宮崎県	14,685	14,310	16,704	
沖縄県	50,564	50,880	47,961	支出額は予算ベース
計	1,488,698	911,172	843,572	

掲載は、3年間分のデータ提供があった24都道府県の状況

国の行財政改革評価研究会構成員

浅野史郎 宮城県知事

安藤忠恕 宮崎県知事

田中康夫 長野県知事(座長)

(五十音順)

国の行財政改革評価研究会の開催経過

平成16年 5月11日 国の行財政改革評価研究会設置・座長選任

7月14日 第1回 国の行財政改革評価研究会

8月19日 第2回 国の行財政改革評価研究会

10月26日 第3回 国の行財政改革評価研究会

12月14日 第4回 国の行財政改革評価研究会
中間報告書を発表
全国知事会議において報告

平成17年 3月31日 最終報告書取りまとめ

【連絡先】

<p>宮城県総務部行政管理課行政改革推進班 担当：菊田靖 TEL：022-211-2239 FAX：022-211-2297 E-mail：gyokan@pref.miyagi.jp</p>	<p>宮城県総務部人事課 担当：和田雅晴、黒木義博 TEL：0985-32-4473 FAX：0985-26-7345 E-mail：jinji@pref.miyazaki.lg.jp</p>
<p>(事務局) 長野県経営戦略局政策促進チーム 担当：阿部精一、宮津雅則(現政策評価室) 小林真人、中谷俊禎 TEL：026-235-7250 FAX：026-232-2637 E-mail：seisaku@pref.nagano.jp</p>	<p>(事務局) 全国知事会地方分権改革推進本部 担当：岡本光司、長府修、井上誠 TEL：03-5212-9142 FAX：03-5212-9143 E-mail：HONBU@nga.gr.jp</p>